

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)  
令和4年第4回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和4年12月1日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子  | 2 村松純次  | 3 七原 剛  |
| 4 原田直幸  | 5 今泉吉人  | 6 金田敏行  |
| 7 金田文子  | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 |         |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

|         |       |            |        |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長      | 土屋 浩  | 副町長        | 久保田美智雄 |
| 教育長     | 大須賀宏明 |            |        |
| 総務課長    | 鈴木浩典  | 企画ダム対策課長   | 関谷 恭   |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長       | 村松浩文   |
| 産業課長    | 今泉伸康  | 保健福祉センター所長 | 後藤武司   |
| 建設課長    | 小川泰徳  | 町民課長       | 村松 一   |
| 財政課長    | 原田 誠  | 教育課長       | 遠山雅浩   |
| 出納室長    | 今泉 宏  |            |        |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第4 一般質問

1 加藤弘文議員

(1)設楽町の投票率低下の現状分析と対策について

(2)設楽町を「子育ての町」として選ばれる町にするための方策について

2 田中邦利議員

(1)インボイス制度の導入による当町への影響について

3 原田純子議員

(1)設楽町地区懇談会を受けて

(2)移住策の一例

4 今泉吉人議員

(1) 設楽町民の意見・要望に応えよう

ア ごみステーションへのごみの収集管理等について

イ 飼い犬、猫など埋葬方策について

5 原田直幸議員

(1) 設楽ダム対策基金の運用について

(2) 道の駅「したら」周辺整備及び地域振興策について

6 金田文子議員

(1) 生徒指導提要(改訂版)に基づく教育の充実について

(2) 介護保険改定に係る負担増への配慮について

7 村松純次議員

(1) 今後の有害鳥獣駆除と奨励金について

(2) WR C開催を終えて設楽町の自己評価及び次回開催に向けて

日程第6 議案第77号

工事請負契約の締結について

日程第7 議案第78号

設楽町税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第79号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第80号

令和3年度設楽町一般会計歳入歳出補正予算(第9号)

日程第10 議案第81号

令和3年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第82号

令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第5号)

## 会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年第4回設楽町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

10 田中 令和4年第4回定例会第1日の運営について、11月24日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長から、例月出納検査結果、陳情書の取扱いにつ

いて報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。本日提案されている案件は、町長提出19件です。

日程第6議案第68号から順次1件ごとに上程をしますが、日程第11議案第73号から日程第12議案第74号までの2議案と、日程第13議案第75号から日程第15議案第77号の3議案、日程第18議案第80号から日程第24議案第86号までの7議案は、一括上程します。

日程第6議案第68号から日程第8議案第70号、日程第11議案第73号から日程第12議案第74号、及び日程第18議案第80号から日程第24議案第86号につきましては、本日採決します。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりであります。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番七原剛君、4番原田直幸君を指名します。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月1日から12月16日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果、陳情書等の取扱いについて、報告をします。

はじめに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和4年9月、10月、11月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布しておりますので。陳情書2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情書、受理番号17は「議長預かり」、受理番号18は「文教厚生委員会へ付託」

と決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、12月議会定例会初日の開会にあたりまして、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

師走に入りまして、一気に冷え込みが厳しくなってきました。新型コロナウイルス感染症は、第8波に突入したと言われております。またインフルエンザも流行ということでもありますので皆様、十分御留意いただきたいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、当初予算編成についてであります。令和5年度当初予算案につきましては、例年どおり、現在財政課で査定作業を進めており、今月中旬からは副町長査定、年明け1月には町長査定を行い、大枠を固めたのちに最終調整を行い、2月の議会全員協議会開催時に公表する予定であります。

令和5年度予算は、私にとりましても2年目の予算となりますが、基本的には、4年度の予算と同様、総合計画、総合戦略、新過疎計画に掲げられた各種施策の着実な執行を基本としつつ、町の将来を見据えた行財政基盤の確立のため、見直しに着手をしまして、次世代・未来につながるまちづくりを、少しずつではありますがすすめていく予算としたいというふうに思っております。

なお、一般会計の予算規模は、令和4年度の公営企業法適用化に備えた多額の操出金というような特殊事情はなくなりますが、養護老人ホームの大規模改修などを見込んでいるため、令和4年度予算の60億円を少し下回るのではないかと見込んでおります。

次に、「設楽町はたちを祝う会」について報告をします。

成人年齢が本年4月から18歳に引き下げになりましたので、本町では従来の「成人式」を「設楽町はたちを祝う会」へと名称を変えて開催をいたします。来年1月8日、日曜日午後1時より奥三河総合センターで開催をしてお祝いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、各種イベント等について報告をします。

愛知県東三河広域観光協議会主催で「ほの国東三河道の駅スタンプラリー」が、本日、12月1日から始まり、道の駅を中心に開催されています。町内の道の駅にも、多くの方が訪れていただくことを期待をしております。しかし、「道の駅アグリステーションなぐら」につきましては、改修工事に伴いまして、本日12月1日から休業となります。来年4月にリニューアルオープンの予定でありますので、よろしくお願ひします。

次に、愛・地球博記念公園に本年11月1日に開園したジブリパークで、現在、

「あいち市町村フェア」が開催されています。明日、12月2日から4日まで、東三河地区の出店日となっております。当町からは、八雲苑、つぐや、田峯特産物直売所、ジビエの森、山家こんにゃく、愛知県淡水養殖漁業組合が出店予定でありますので御紹介しておきます。

また、町内のイベントとしまして、来る12月17日土曜日午後3時から、奥三河星空フェスタ2022が3年ぶりに開催されることになっています。多くの皆様の参加を期待しているところでございます。

そして、年明けの来年1月14日に「愛知県市町村対抗駅伝競争大会」が、愛・地球博記念公園で開催されます。町村の部で5位となりまし令和元年度以来、3年ぶりの開催であります。選手・コーチの皆さんは一生懸命練習されております。コロナ禍ではありますが、最高のコンディションで頑張ってくださいように、応援していきたいと思っております。

このように、コロナ感染症は、また増加傾向にあるようでありますけれども、行動制限は緩和され、各種イベントが開催されるようになりました。感染対策には十分注意しながら、経済活動の活発化や皆さんの生活の活性化を期待したいと思っております。

本日は、7名の議員による一般質問に続き、人事案件1件、財産取得契約1件、財産処分1件、指定管理1件、広域連合規約変更1件、条例関係7件、補正予算7件、合計19件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げまして、議会定例会に先立ちまして行政報告とさせていただきます。

議長 「行政報告」は終わりました。

---

議長 日程第5 「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内であります。

議長 はじめに、11番加藤弘文君の質問を許します。

11加藤 おはようございます。11番、加藤弘文です。議長のお許しをいただきましたので、一括質問方式で質問をいたします。

1つ目は、「設楽町の投票率低下の現状分析と対策について」です。

これまで、私は、一般質問で2度にわたって、昨年度の設楽町長選挙、衆議院選挙、本年度の参議院選挙での投票率低下の問題を取り上げてきました。これで、3度目。「加藤はしつこいな」と思われるかもしれません。しかし、近くに投票所がなくなったことを問題視する住民の声が確かにあること、また、選挙制度は民主的な政治を支える最も大切にしなければならない制度であることを踏まえ、誠実な答弁をお願いします。

これまでの答弁では、投票率低下の原因は明確ではないとしながらも、選挙管理委員会として低下をくい止めるための対策の必要性については認識を共有できたと確認できました。

そこで、来年の統一地方選挙に向けて、投票率低下をくい止める方策について質します。

まず1つ目は、投票率低下の現状をまず丁寧に分析することが必要だと考えます。そのために設楽町内のどの地域が、どのように投票率が変化したのかを明らかにすることが第一歩と考えます。したがって、先に述べた町長選挙、衆議院議員選挙、参議院議員選挙の3つの選挙について、旧23投票区ごとに、前回同一選挙からの投票率の変化を示した資料の提出を求めたいと思います。また、その資料を踏まえた選挙管理委員会の分析と見解を求めます。

2つ目は、今後、選挙管理委員会は、現状分析を踏まえてどのような投票率改善のための具体策を予定しているのかを問います。

大きな2つ目ですが、次に、「設楽町を「子育ての町」として選ばれる町にするための方策について」質問します。

移住定住対策の重要性は、平成28年策定の人口ビジョンに立ち返るまでもなく喫緊の課題となっています。令和6年度には、田峯小学校、津具中学校の2校が廃校となることとなりました。150年も続いた学校が廃校となる。学校の保護者や校区住民の苦渋の思いや落胆を見るにつけ、子育て世帯10世帯の移住定住の目標は、実現がさらに切望されるところであります。

子育て世帯にターゲットを絞る上で、子育ての町として、他の市町村と比べ、どのような特色や優位性を町として打ち出していけるのかが成否を分けると考えられます。全国が少子高齢化の中、多くの自治体が移住定住対策に力を入れています。「町が生き残る」ではなく、「町が勝ち残る」という認識と覚悟が求められています。また、そうした施策は、現町民にとっても永続定住のための大切な施策となります。

そこで、子育ての町として、現在どのような特色ある施策を行っているかをまず整理し、さらに今後、どのような施策を打ち出していくのかを質します。

1つ目は、設楽町が子育ての町として、特に就学前の子どもたちに対するサービスとして、移住定住希望者に本町の特色としてアピールしている施策は何ですか。今後、どのような施策を検討していきますか。

2つ目は、本年度「設楽町教育振興基本計画」を策定し、今後5年間の教育方針を示しました。ここで示された設楽町子育て世代包括支援センターは、子どもたちの健やかな成長を長期にわたって支えるために、各課横断的に重要な機能を果たすことを期待しています。本支援センターの組織・運営の現状と課題について問います。

3つ目は、給食費の無償化が様々な自治体で検討されています。設楽町でも何度か提起されてきました。しかし、子どもの貧困格差がさらに拡大し、少子化が

止まらない現状を受けて、来年度から国でも子育て予算を倍増し、子ども家庭庁を創設しようとしています。保護者の負担を軽減するとともに、子どもたちに供する給食の安全と地産地消の豊かな献立を充実するために、公費を追加することを今こそ検討してはと考えますがどうでしょうか。

4つ目は、この規模の自治体に県立高校があり、中高一貫教育を行っているのは本町教育の大きな特色であります。田口高校の存続に向けた対策でもある、いわゆる「林業アカデミー」の併設は、町長の公約の中にもある重要な施策です。実現のための方策と展望について問います。

以上で、1回目の質問を終わります。

総務課長 最初の、選挙の関係につきまして、選挙管理委員会書記長であります私から、説明させていただきます。

衆議院選挙につきましては前回の答弁でも説明をさせていただきましたとおり、前回、町長選挙と時期が重なったということもありまして、投票率が高めに出ているということで、推移については適切に比較が難しいということ。それから、町議会議員選挙については無投票が多いこと。そういった理由がありまして、参議院選挙と町長選挙の過去の投票率について比較をいたしました。

参議院議員選挙については平成19年から令和3年まで、町長選挙については平成25年から令和3年までで比較をしております。

4投票区を23投票区に分解しての比較は、選挙人名簿の処理を4投票区で行っておりますので、分解が難しいという理由で、23投票区でなく4投票区で集計をさせていただきました。

参考までに、資料を配布させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。

まず、最初に、参議院選挙の集計結果でございますが、図1のグラフのとおりになっております。棒グラフが当日有権者を示しております。その上にあります折れ線グラフ、これが投票率になっておりまして、その率については、左の数字になっております。

年を経るごとに、有権者数の減少とともに投票率も低下しているという状況であります。有権者数についてみますと、3年ごとに約300人減少しております。こういった現象もありますので、有権者1名が投票率に与える影響も徐々に高くなってきているということになります。

投票率に関しましては、全体的に、黄色と緑——黄色が清嶺、緑が津具になっております、が若干高めに出ております。青——これは田口ですけれども、と赤——名倉になります、が、それよりも若干低いという傾向がみられます。いずれも、年を経過するごとに率としては低下しているという状況であります。

めくってもらって、今度は右側のページになろうかと思いますが、別添資料1、総務省ホームページからということで、これは全国的な数字の話でございます。この折れ線グラフは、総務省がまとめた年代別の投票率です。全体の傾向として、

投票率は横ばいに近い下降傾向です。若干上がり下がりはありますが、全体的にはそういった状況であります。年齢別でみますと20代から60代までは、年代が上がるほど投票率も高いという傾向がみられます。ただし、60代を超えて70代になると、70代はこの図の中で黒い実線になりますけれども、黒の実線になると投票率が下がると。そんな傾向がみられます。これは設楽町で集計はしておりませんが、町でも同様の傾向がみられる状況であります。

今度は、右のページになります。町長選について比較したグラフであります。直近の選挙では名倉と津具、赤と緑がちょこっと上がるような傾向になっていません。やはり町長選挙に関しましては、候補者の地元など、町民の関心の度合いが影響して投票率や投票行動に大きな影響が出ていると分析しております。

そんな分析をしているわけですが、以上、選挙管理委員会としては、投票区再編が投票率に影響を与えている可能性を否定はできませんけれども、人口の減少、あるいは高齢化といった要素が大きな要因であると分析しております。人口減少、高齢化については全国的に見ても歯止めがかからない状態になっておりますので、投票率についても低下に歯止めをかけることは非常に難しいものだなと分析しております。

次に、地方統一選挙に向けた対応について説明をさせていただきます。

1つは、個別の移動支援に関する取組であります。個別移動支援につきましては、ダイレクトメール等で周知をしておるところであります。利用率が低い現状であります。統一地方選に向けて、広報の強化と拡充に取り組みたいと考えております。

まず、広報については、無線、区長便での、今まで回覧とかでしたが、戸別配布等も考えながら、さらにホームページやSNSを利用して高齢者だけでなく、高齢者の周りの方、御家族の方が移動支援について知りやすい、それから本人にも勧めやすいような状況を作れたらと考えております。

広報の強化と同時に、インターネットを利用した申込の方法も拡充していきたいと考えています。これは、やはり高齢者の周りの御家族の方等が、本人にも相談いただきますが代理で申し込むということも可能にすることを目的としております。

次に、2つ目は不在者投票に関する取組であります。先ほど説明いたしました、若年層の投票率が低いという現状があります。これは、選挙人名簿が設楽町で登録されているわけですが、学業などの関係で町外に居住している人が少なくないことも1つの要因と考えられます。町外にいても不在者投票を利用しやすくすることが必要と考えております。

不在者投票は、期日前投票と比較して投票方法が多少複雑でありまして、期日前投票より認知度が低いと思われれます。施設や病院の不在者投票を除けば、利用する可能性が高いのは若年層であると考えられますので、ホームページに投票方



法の解説などを掲載して、SNS等で広報することで不在者投票の利用を促進させていきたいと思っております。

また、不在者投票の申込みについては、原則、投票用紙の請求に郵送が必要でありまして、一般的にはオンラインでの請求は行うことをしておりません。しかしながら、オンライン請求を可能とする自治体も出てきておりますので、当町もこれを取り入れるよう検討してまいります。

全体的に、投票率向上のための決定打というものは現在ありませんけれども、地道に投票行動につなげるように、制度を調整しながら、広報・啓発を行い、進めてまいりたいと考えております。

総務課からは、以上です。

町民課長 私のほうからは、子育ての町として選ばれる町にするための方策について、お答えさせていただきたいと思っております。

移住定住希望者の就学前の子どもに対するという限定された施策での御質問でしたが、例えば町民課では、子育て支援応援金として月額2,500円を支給している事業がございます。そのほかには、企画ダム対策課では入学祝金の支給事業が挙げられます。保健センターの事業では、インフルエンザ予防接種費用の全額助成などが挙げられます。これらの施策は、移住者が窓口で転入手続に来られたときに、その御家族に、年齢構成に合わせて補助金や支援策について説明を行っているもので、事前に移住者の方に積極的にPRまでは行っていないという現状であります。

今後、どのような施策を検討しているかという御質問もありましたが、現在、町民課では具体的に検討している施策はございませんが、子育てに関して切れ目のない支援というのが大事になってきますので、時代の流れの中で支援内容も変化していますので、必要な支援策が求められれば関係各課と速やかに検討していきたいと考えております。

続きまして、設楽町子育て世代包括支援センターの組織・運営の現状と課題について、お答えいたします。

子育て世代包括支援センターは、母子保健法に基づき市町村が設置するものであります。妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に専門知識を持った職員が対応するもので、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

現在設楽町では、通称「キャッチ」という名称で令和2年1月から町民課内に支援センターの設置を行っており、妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、子育て支援プランの作成、妊娠、出産、子育てに関する相談などの受付を行っています。

本センターの組織と運営ですが、2か月に1度、先ほど申し上げました「キャッチ」を開催して、妊娠届出の状況ですとか新生児訪問等におけるフォロー状況に関係者による情報共有を行う中で、支援が必要な家庭には子育て支援プランの作成を行ったり、さらに必要な場合には保健センターによる訪問等を行っていま

す。相談業務については随時対応し、必要な場合は関係各課と連携しながら対応をとっております。

そのセンターの現状と課題でございますが、例えばDVですとかネグレクトの虐待案件が入った場合、町民課、教育委員会、あるいは保健センターなどが関わってきますが、横の連携を密にし、情報の集約と対応についての検討を行います。調整が非常に難しく、また、事案の内容が複雑化してきているため、対応するためにより一層、専門知識と経験が必要となってきたことが一番の課題に挙げられるかと思えます。

町民課からは以上となります。

教育課長 教育委員会より、給食費の無料化、公費追加の検討についてお答えします。

給食費の公費負担につきましては、県内では昨年度実績として4割の自治体が一部補助など対応しております。本町も令和2年度に公会計化して以降、小中学校とも5円の公費負担をしております。

今年度については、これらに加えまして物価高騰を背景とする保護者負担軽減措置を行う自治体も多く、東三河管内に目を向けてみますと、本町はじめ、3つの自治体で臨時交付金を活用して年度途中から年度末まで無償化、そのほかでも15円～40円程の臨時交付金を含む公費負担によって給食費の増額分を補填したところもございます。

こうした対応が進められる中、次年度の方向性については東三河管内自治体それぞれにいろいろな考え方があるようですけれども、完全無償化を明言する声は聞こえておりません。

本町としましても、令和5年度以降の無償化については今のところ想定していませんけれども、社会の動向、それから東三河管内自治体の今後の方向性なども確認しながら引き続きの検討事項とさせていただければと考えております。

なお、小中学校5円の公費負担は引き続き進めていきたい意向でありますけれども、今後さらなる物価高騰などによりまして給食の安定供給が逼迫するような状況が見込まれる場合には、保護者負担の増につながらないような対応策も検討していきたいと考えています。

企画ダム対策課長 それでは、私のほうから、(4)の林業アカデミーの検討状況について御説明させていただきます。

林業アカデミーは、森林組合や林業分野への就職を目指す方や林業を新たに始めようとする方を対象とした、林業施業等に従事するために必要な知識・技術を習得する研修場所です。近隣では、岐阜県立森林文化アカデミーや長野県林業大学校などがあります。

林業アカデミーについては、県立の田口高校内に林業科と林業アカデミーを併設して、愛知県内の森林・林業現場で即戦力となる人材の育成ができ、林業分野が再び産業として成長ができればと考えております。

林業アカデミーは、当初、田口高校の魅力化事業の中で北設楽郡3町村で意見が出されまして、現在は、田口高校の校長、郡3町村長、県の新城設楽管内の事務所長、PTAなどで構成しております「愛知県立田口高等学校運営協議会」において意向を伝えまして、3町村で検討しているところでもあります。

林業アカデミーを考える上で重要な課題となっておりますのが、卒業生した後の就職先になります。例えば、年10人卒業し、10年間と考えますと、100人分の雇用が必要でありまして、県内、ましてや郡内で100人分の雇用を確保することは大変難しいと考えております。そのことについては、今後、民間事業者とも受入れについて話を聞きたいと思っております。

地理的に見ても、愛知県の森林面積は、他県——岐阜県、長野県と森林面積を比較しても非常に小さいため、林業関係の雇用の場も多くはありません。そのような状況ですので、林業分野での就職先だけでなく、林業家としての育成も必要と考えております。

今後、林業技術者を育成するのか、専門的な指導者を育成するのか、この地域にはどのような林業アカデミーが必要なのか、北設3町村、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

以上です。

町長 加藤議員の質問の中に、林業アカデミーの併設ということで、私の公約ということがありますので、お話をさせていただきます。最初に断っておきますけれども、これは公約としてうたっているものではありませんので、こここのところだけはお間違えのないようお願いしたいと思います。

公約ではありませんけれども、林業、農業の従事者の育成ということを考えておりますので、そういった意味でも大変重要なことだと認識はしております。

これ、課長のほうから答弁がありましたけれども、出発は、田口高校の魅力化です。魅力化の中でどういうことをしていくのかということで、こういう話をさせていただきました。

全国、三十いくつあると認識をしておりますけれども、その中で、田口高校の魅力化を考えると寮の問題がありましたので、寮の運営ということ併せて、他県をみると県営というものが非常に多いものですから、県がこれを併設していただけるのならば、今あまりうまくいっていない寮の運営を町として考えていくということをお話をさせていただいているところでもあります。県がやっていただけるのならば、寮の運営を町として責任を持ってやっていこうという思いは持っているということをお伝えしているところでもあります。

この議会定例会の終了後でありますけれども、今月19日から20日に鳥取県に「にちなん中国山地林業アカデミー」というものがあります。ここを北設3町村の町村長さんと担当の職員とで視察に行く予定をしております。

まず、先ほども申しましたけれども、最初は県がやっていただくということを念頭に考えておりますが、この「にちなん中国山地林業アカデミー」は町営でや

っていると聞いております。そういうことで、町営に至った経緯だとか、どんなことをやっているのかというところを視察をして帰ってきたいと思っております。

議会のほうも林業アカデミーの視察をしていただけると聞いておりますので、私は大変重要な問題だと思っておりますので、議会の皆さんと一緒に、ぜひ、県営の林業アカデミーの設置というものを目指して頑張っていきたいという思いは持っておりますのでよろしくお願いします。

11 加藤 御答弁ありがとうございました。それでは、若干再質問をさせていただきたいと思えます。

1つ目は、選挙制度のことについてでございますが、丁寧に資料をお作りいただいたわけではあります、私が分析をするのに、旧23区の分析をする必要があるのではないか、どの地域が困っているのかということをはっきりさせる必要があるのではないかということをお願いしたら、難しいということでした。難しいというのは、基本的に手続が、作成が面倒だということなのか、それとも、不都合な事実は出たくないということなのか、それとも、手続上、無理があるということなのか、どれですか。

総務課長 面倒ということではございません。ですが、非常に時間を要する。今、投票の関係は全て電算で管理をしております。それをもう1回分解をして集計をし直すという作業になってまいりますので、そういうことを言ってもいけないですが、総務課もなかなか手が回らないということでもあります。

以上です。

11 加藤 お気持ちはよく分かります。お忙しいことも承知はしているつもりであります。しかし、議会運営委員会の中で内容も精査をして上げられた一般質問でございます。必要でないと思われたのかどうかは分かりませんが、これは、これから、投票区に4区に絞ったという大きな出来事の中で、その事後調査をしていく上で必要な調査だと思っております。ぜひ、時間がかかってもトライしていただきたいという希望を、まず申し上げたいと思えます。

それから、今日出していただいた資料ですが、非常に内向きな、長期低落傾向がうちの町にはありますよ、人口もどんどん減っていますよという資料なのですが、人口が減っても投票率が下がるということとは実は直結していませんよ。人口が減っていく、投票を何人がしたかというのが投票率の算定基準になっていきますので、その部分で若干違和感を。いただきました資料と違うものですから、大変な違和感を感じております。

今後そうした面で、もう少し細かく分析をされる予定があるのか、また、選挙管理委員会の中でそうしたことを議題に話し合うおつもりがあるかどうかだけをお聞かせください。

総務課長 まず最初に1点、人口減で投票率が下がったとは私は申し上げておりません。高齢化、人口減も絡んでおりますけれども、若者が随分減ってきて高齢者が増えた、高齢者が増えると、移動、それから、最近は私の家もそうですけれども、

母親がだいぶ認知が入ってまいりまして、投票に連れて行っても自分の意思でできるのかなど。そういう状況も出ておりますし、選挙管理委員の方からも同様の話を聞いております。多分そういう方が町内に増えているのではないかなど思っております。そういった、高齢化以上に若者が増えてくれば、また良いかと思っておりますけれども。

それともう1つは、私が思いますに、政治に関する関心が、それは日本全体的な話になろうかと思っておりますけれども、落ちていたのではないかと。そういった意味でも、政治に関心を持ってもらうような行動——ちょっとこれは、選挙管理委員会とは話が違って来るかもしれませんが、も考えていく必要があるのではないかなどということを感じております。

こういう内容について、選管の中で話し合っていくのはどうだという話でありますけれども、実は、本日12月1日が選挙人名簿の登録の基準日になっております。本日、午後3時半から開催をする予定となっております。私出られるかどうか分かりませんが、その中でこの話題もされていく予定となっております。

以上です。

- 11 加藤 今、お答えをいただいたわけですが、人口減少、高齢化というのは全国的、全県的なことでございます。しかし、先回の選挙では設楽町だけが投票率を下げるという事態が実はあって、そのことを問題にしているわけで。設楽町は何かあったのか、というふうに、他の市町村から問われることが結構あるのです。全県的な傾向としてそういうことがあるのは分かるし、設楽町もその傾向の中にあることは承知するわけですが、なぜそうした極端な下落が起きたのかということについては、やっぱり深刻に受け止めて今後も検討をしていただけたらと思います。いくつかの新たな施策も用意してみえるようですが、なんとか次回の選挙でまた4%の下落、設楽町のみ、なんてことにならないようお願いしたいと思います。

2つ目の質問について、ちょっとだけ再質問させていただきますが。

今、子育ての町づくりのなかで、アピールはしていないということでお話がありました。これもアグレッシブではないなど。要するに勝ち残る町として、もう少し前向きにアピールしていくことが必要かなど。今の段階でも他町村よりも優れた施策を持っているというのが、1つ思っていることですが、新たな施策をもっと打ち出してほしいと思っておりますが、アピールをしていないというのは何か理由があるのでしょうか。

- 町民課長 まったくアピールをしていないわけではありません。ホームページのほうで公表もしておりますし、そういった、一般的な外へ向けてのアピール、「こういう施策がありますよ」ということは公表しているわけですが、例えば、移住者に向けて、積極的に、こうした施策があります、こうした子育てに対しての支援策があります、どうぞ設楽町へ来てください、目を向けてください、というところまではできていないという実態があります。とういうのも、先ほども申し上げましたように、町民課だったり、教育委員会だったり、保健福祉センターだった

り、企画ダム、それぞれの課で子育て支援に係る施策を持っている中で、一元的にPRがあまりうまくできていないという現実もあって、なかなか積極的なPRにつながっていないという現状があって、うまくいかないというところでありませぬ。その辺の問題の御指摘もありましたので、関係各課とその辺の問題について検討をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

- 11 加藤 ぜひ、頑張ってくださいと思います。以前、移住定住対策についてお話をしたときに、たしか町長のうほうからだったと思いますが、各課横断的に1つの組織を立ち上げてという形で頑張りたいというお話をいただいておりますので、ぜひ実現していただけたらと思います。アピールしなければ知りませんので。移住定住は企画ダム対策課の移住定住対策室だけがやっているよということではないので、それは総掛かりでお願いできたらと思います。

次に、包括支援のセンターについて、これは教育委員会からお答えがあるのかなと思っていたのですが、今回の5年間の教育計画の中で出てきた言葉でもあるということで、教育委員会も大きな関わりを持っているのかなと思ったわけですが、教育委員会としては、この包括支援のセンターというのは、いわゆる就学前の子どものことだったのでしょゆか。ちょっと僕の読み取りが足りなかったのでしょうか。お願いします。

教育長 子育て世代包括支援センター、私が課長のときに作ったセンターなのですけれども、これについては、大人になるまで包括的にずっと切れ目のない支援をするということなので、小学生でも中学生でも高校生でも支援をしていくということなので、教育委員会とも連携をしてやっていくと。ただ、窓口になるのは町民課ということでやっています。

- 11 加藤 代表をしてお答えをいただいたということで理解をしたいと思います。今まで、就学前は町民課、就学したら教育委員会、卒業したら企画ダム対策課みたいな感じでお答えをいただいているのが非常に不自然で。町長からも、その辺はうまく調整をしていくような話を伺っています。ぜひ、この包括支援のセンターの充実を期待したいと思います。

それから給食費についてですが、いろんな市町村があり、あれなのですが、勝ち残る町としてアピールしていくのに何か1つ目玉を作っていくことが大切なきなかなと思っています。ただ、無償化してくれと私は書いておりませぬ。子どもたちの給食、この前、愛知県で一番おいしい給食を作る町にしませんか、という話をしたことがあります、そうした意味で、充実していくという点で。子どもは町の宝ですので、ぜひ、そうした施策に打って出ないかということを含めて問うたものです。無償化ではなくて、こうした施策、全国の様子も見ながら考えていくということでしたので、ぜひ検討の一課題に入れておいていただけたらと思います。

最後に、林業アカデミーについてですが、町長も鳥取県に視察に行くというお話は、ちらっとお聞きしているし、議会のほうでもそうしたシステムを検討しようとしております。本当に、町も議会も住民も一体となって田口高校存続のために力を合わせて実現に向けて進めていきたいと思っています。

最後に、町長の意気込みをお聞きして終わりとしたと思います。お願いします。

町長 林業アカデミーだけではなく、先ほど議員のほうからお話がありました。後ほど原田純子さんの質問のなかでこのお答えをすることになっておりますけれども、私、町長になったときから、課をまたいで作っていただきたいということでやっております。移住定住ということに特化するわけではなくて、観光であったりいろんなところをつなげて、いろんなところに行っていただきたいという思いを持ってやっておりますので。そういう中で、教育委員会であったり、産業課、そして企画ダム対策課、また観光協会、そして町民課も含めて、そういった課を横断する中でいろんな施策をやっていただける、その中でそれが将来の移住定住につながっていけばいいなという思いを持っておりますので。これ、コーディネーターを教育長にやっていただいて、一番上は副町長にやっていただこうと思っております。そういう組織にしてありますので、これから存分に力を発揮していただけるものだと思っております。

林業アカデミーについては、私も大変重要なことだと思っています。林業アカデミーということでは、田口高校が今、県のほうで統合だったりとかいう話は出ておりませんが、今、北設3町村の子どもが全員行っても定員割れという状況です。日本全国、まずは愛知県下全域から募集するためにも寮の運営というのは大変重要です。将来の林業についても、後継者ということを考える上でも重要なものだと思っています。先ほど、担当課の課長のほうから説明がありましたが、林業規模が隣の県と比べるとかなり小さいものですから、かなりハードルが高いということは承知しておりますけれども、知事がいつも大愛知だということと言われるわけですので、愛知県に合った林業アカデミーというものの設置をしていただければいいと思っております。大きな課題ですが、議会の皆さんと一緒に、ぜひ実現に向けて頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

11 加藤 ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

議長 これで、加藤弘文君の質問を終わります。

---

議長 次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 「インボイス制度の導入による当町への影響について」質問をします。

私の質問は、今回一括方式で行います。

今朝の報道で、小規模事業者の時限的な軽減策等が政府与党から発表されていますが、本質的にはことは変わらないので、予定どおり質問をします。

消費税のインボイス制度——適格請求書等保存方式が来年10月から導入されようとしています。

国は、2019年、令和元年10月に10%への消費税率引上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入しました。それに伴い、国は8%と10%の複数税率制度での適正な課税を行うため、2023年、令和5年10月からいわゆるインボイス制度を導入しようとするものです。

インボイス制度が導入されると、消費税の課税事業者は、免税事業者から行った仕入に係る消費税については仕入税額の控除を受けることができないため、税負担が増加することが考えられます。また、免税事業者のほうは適格請求書、つまりインボイスが発行できないため、課税事業者から仕入税額控除できない分の値引きなど、取引条件の見直しや取引そのものを停止される可能性があります。

インボイス発行事業者への登録申請の受付は、2021年、令和3年10月1日から既に始まっており、インボイスの発行を希望する事業者、特に免税事業者においては税務署に消費税課税事業者選択届出書を提出して登録番号をもらい、課税事業者への転換や登録申請を検討する必要があるわけです。

商店や町工場の自営業者、大工の一人親方、個人タクシー、ホステス、電気やガスの検針員、最近増えているウーバーイーツなど、なかには非正規労働者と同じような勤労形態であっても、雇用契約によらない場合は事業者になります。農業者は、産直センターや事業所、スーパーなどと取引する場合はインボイスが生じます。

インボイス方式の導入によって、こうした免税業者やフリーランスが取引から排除されたり、消費税相当分を契約金から値引きされたりすることが起こることは必至であり、事業者にとって死活問題となります。

年間売上げが5,000万円以下の場合には簡易課税という方式を選択できないわけではありませんが、仕入税額控除を実際の仕入額から計算するのではなく、消費税法で定められたみなし税率で計算します。みなし税率については小売業が8割、製造業が7割、飲食店が6割、サービス業5割などを乗じて計算する方式です。しかし、本則課税であれば、預かり消費税額より仕入税額のほうが多いと、差額は還付されますが、簡易課税では、いかなる場合でも預かり消費税額で納税額が計算されるため、消費税の納付義務が必ず発生し、設備投資などを行い経費負担が大きくなった場合は、消費税の払い損になることがあります。したがって、この方式の選択は慎重を要すると指摘されているところであります。

インボイス制度の導入は、事業者にとって死活問題になりますが、民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても、免税事業者に同様の影響が発生すると考えられます。

そこで、以下質問するものです。



まず、1、インボイスと自治体会計との関係についてについて聞きます。

インボイス制度の仕組みは、地方自治体にも原則適用されます。特別会計や公営企業会計が公共事業を発注した場合、消費税の申告義務が発生し、受注業者にインボイスを求めることになるのは、財政上、当然のなりゆきです。

一方、地方自治体の一般会計は、特例により、課税標準額に対する消費税額と仕入税額控除税額を同額にみなすとして消費税の納税は免除されます。とはいえ、一般会計においても地方自治体が売手となり、事業者に対して課税取引、例えば資産の譲渡や貸付、役務の提供などを行う場合、地方自治体がインボイスを発行しなければ事業者は消費税の仕入税額控除を受けることができません。施設使用料、テナント料、公共施設の自販機設置、公有財産の売却・貸付など、一般会計でもインボイス発行が必要な課税取引が行われると考えられます。

町の一般会計、特別会計、企業会計がインボイス制度導入によってどのような影響を受けるのか。また、町としてどのような対応になるか、伺います。

そして、今まで、及び今後の消費税課税事業者となるのは、一般会計、特別会計、企業会計のうち、どの会計になるのか示していただきたいと思います。

2、受注業者への対応について伺います。

考えなければならないことは、地方自治体や公益財団法人がインボイスの登録をすることで、自治体等が買い手として仕入税額控除をするために、売手である事業者などに影響を与えることです。

特別会計、公営企業会計は特例の対象でないため、消費税の課税事業であり、1,000万円以下の特別会計も課税事業者として登録されることになるでしょう。とりわけ、水道会計や下水道会計は、仕入税額控除ためにも、工事の受注業者に対して、インボイスの発行を求めなければなりません。工事を受注する事業者は、免税事業者である場合、課税事業者になってこれまでどおり、受注するか、免税事業者のままでいて受注をあきらめるかの選択が迫られます。事業者にとって苦しい選択になるわけで、受注業者へのインボイス対応の指導、登録番号の取得の要請などの状況はどうか、お尋ねします。

インボイスには、発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜又は税込み）及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額等、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称など、6項目を記載しなければなりません。取引先は、仕入税控除額を計算するときにインボイスに記載された消費税額を合計して計算し、その計算が正しいことを証明する証拠として受け取ったインボイスを7年間にわたり保存する必要があります。また、事業者のほうは、税務調査があれば見せられるようにインボイスの控えを7年間保存しなければなりません。複雑な事務があり、大きな時間と労力の負担になります。

インボイス導入によって、4%程度廃業を検討する業者もいるという調査結果が出ています。インボイス制度の導入によって町が発注する工事や役務、物品納

入などにおいて、今まで参入できていたのが、参入できなくなるような事業者が出ないようにすべきではないでしょうか。業者をしっかりと守るために、相談窓口の設置が役場独自にも必要と思いますがどうか、お答えください。

3、システム改修についてお尋ねします。

このインボイス制度の導入により、インボイスに対応し、取引相手である民間事業者が仕入税額控除を受けられるようにするため、適格請求書に、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載などを追加した、新たな様式の請求書が必要になってきて、そのためのシステム改修が必要になるのではないのでしょうか。この点はどうでしょうか。そして、システム改修が余儀なくされるとするなら、その時期と金額はどのくらいになるのかをお伺いしたい。

4、シルバー人材センターの対策について伺います。

全国に70万人いるというシルバー人材センターの会員も、このインボイスが必要な事業者に相当しますが、インボイスと人材センターへの対策が国会でも問題になっています。

インボイス導入によるシルバー人材センターに与える影響は、税金額としては200億円、1,300か所ある人材センターが約1,500万円の影響を受けるといいます。シルバー人材センターの会員は1人、数十万円ぐらゐの収入ですので、これを簡易課税で計算した場合は5%程度の納税が発生します。しかし、高齢者の会員さんが個人事業主として扱われても、インボイス発行は実際的には困難であり、そうすると、シルバー人材センターにしわ寄せされ、多額の税負担がセンターに発生します。政府は会員に負担がかからないように発注者の地方自治体に負担を求めています。はいそうですか、とはいかないと思います。シルバー人材センターのインボイス問題への対策はどのようにするか、お尋ねします。

5、インボイス制度の中止についてですが。

最後に、インボイスは、免税事業者及び免税事業者と取引する課税事業者という、いずれも零細事業者にのみ甚大な影響を及ぼし、免税事業者との取引がないような規模の大きな企業には影響は発生しません。また、免税事業者の多くは個人事業主で、かつ自身で現場に立ち、経理も行っており、仮に課税事業者に転換しても新たな消費税の経理という大きな負担を背負わなくてはなりません。

また、新型コロナ禍に物価の高騰、ロシアのウクライナ侵略戦争の影響等など景気回復が見通せない中、小規模企業、農林漁業者、自営業者、フリーランスなど零細な事業者はインボイス制度に対応できる状況ではありません。

日本商工会議所はじめ、多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」、「延期」、「見直し」を表明し、現状でのインボイス制度実施に懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小零細な自営業者に多大な負担を強いる消費税のインボイス制度は、中止するか、延期するしかないと思いますが、その点のお考えをお聞きします。

以上、質問します。

財政課長 それでは、田中議員の御質問にお答えします。

インボイス制度の導入による当町の影響ということですが、

最初の、「一般会計、特別会計、企業会計がインボイス制度導入によってどのような影響を受けるか。また、町としての対応について」ですが、

詳細については、議員に説明をしていただきましたので、おっしゃるとおり、仕入税額の控除を受けるためにインボイスの請求を町が受けることとなりますので、町としましては、必要な情報、先ほど言いました、登録番号、消費税率等を記載した納付書を発行する必要があります。それを発行するためには、手書きでもいいということなのですが、対応を考えると財務会計システム自体を改修するというを行います。また、情報のうちの登録番号を税務署に申請して取得する必要がありますが、町としましては、一般会計のほか、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、つぐ診療所及び4つの財産区の特別会計で必要と考え、既に取得済みです。なお、簡水・下水・農集は、既に課税業者で申告をしていますが、つぐ診療所及び4つの財産区は、登録番号を取得したことで課税業者となり得ますが、該当する収入が生じた場合のみ令和6年度以降の消費税の申告義務が生じます。

以上が、影響と考えられます。

次に、「今まで及び今後の消費税課税事業者となるのはどの会計か」ということなのですが、

前の質問と一部重なりますが、今までは簡水・下水・農集の特別会計が課税業者でした。この3つは令和5年4月からは公営企業となりますが、引き続き課税業者となります。今後は、先ほども申しました、つぐ診療所、健康診断を、例えば事業所の福利厚生費としての経費に含める場合、従業員の健康診断の費用について、というのが対象と考えられます。また、4つの財産区では、事業所等に立木を売り払うことについてインボイスの発行の可能性がありますので、以上5つの特別会計を追加することとなります。

なお、一般会計も取引は非課税ではありませんけれども、先ほど議員が言われたように消費税法の規定により、消費税の申告義務はありませんので課税業者には含めていません。また、国保・後期高齢・町営バスは、課税取引が想定できませんので、これらも課税業者と考えておりません。

大きな質問の2つ目、「公営企業会計、特別会計において、受注業者へのインボイス対応の指導、登録番号の取得の要請などの状況はどうか」ですが、

はっきり言いまして、特に何もしていないのが現状です。相談があれば税務署等へ相談してもらうよう案内はしますが、基本的に各事業者で対応するものと考えております。ですので、登録番号の取得を含め、商工会や税務署からの案内等に基づいて行うものと考えております。基本的に大企業さんは問題ないと思うのですが、議員がおっしゃるように中小企業さんについては必要にな

りますけれども、町として積極的に取りなさいという話はできませんので、商工会や税務署からの案内等に基づいて行ってもらいたいと考えております。

それから、相談窓口の設置なのですからけれども、これもあくまで国税ということで、相談があった場合について、税務署の案内等は答えられる範囲での対応は行いますけれども、正しい情報を伝えるという意味でも税務署へ相談してもらうべきものと考えます。ちなみに現在まで消費税についての相談を受けたことは1つありません。

次の、「インボイス方式導入による、システムの変更はどのようなものがあるか」ですけれども。

最初の回答と重なりますけれども、一般会計、5つの特別会計、3つの企業会計とも、使用料とか立木売り払い分などについて町に納めてもらう納付書に「登録番号」、「適用税率」、「税率毎に区分した消費税額等」を記載、具体的には、システムから出すときに印刷する必要がありますので、財務会計でのシステム変更を行います。

次の、「システム改修の時期と金額はどのくらいになるか」ですが。

制度開始が令和5年10月からですので、それまでに間に合うように、具体的には一般会計と特別会計については、システム改修が令和5年度の保守契約の中で対応していただけますので、5年度の保守契約締結後になります。改修に掛かる費用なのですからけれども、法律・制度に基づいた改修となりますので、全額システム保守業者の負担でやっていただくこととなります。3つの企業会計については、使用料分と新しく公営企業のために導入する財務会計システムがあるのですけれども、この2つで改修が必要となりますが、こちらも令和5年年度前半で改修を想定しております。費用につきましては、使用料のほうを使っているシステムは一般会計等とは別システムになっております。町独自の改修が必要となるため、3つの事業会計分で約380万円の経費が必要で、令和5年度当初予算に計上予定となっております。新しく導入する企業会計用の財務会計システムは、既に対応したシステムを導入するため特に経費は必要ありません。

3点目の、「シルバー人材センターは、高齢者が個人事業主として扱われるが」ということなのですから。

これへの対策ですけれども、議員御指摘のとおり会員は個人事業主となりまして、年間売上げが1,000万円未満のため引き続き免税事業者となることが想定されます。しかし、シルバー人材センターは課税業者となる見込みですので、インボイス制度がそのまま実施されると、消費税の申告・納税を行うこととなります。

納税見込み額につきましては、シルバー人材センターへの聞き取りによりまして、令和3年度の実績から考えて約320万円程度とのことで、全額負担となると事業運営に支障が出るのが想定されますが、会員が引き続き免税事業者となる見込みですので、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置、具体的には、令和5年10月の導入から3年間は仕入税額相当額の80%控除、ですので320万

の8割ということで250万円は控除ができるというふうになっております。それでも20%分は負担が増えるということで、このため先月シルバー人材センターから、令和5年4月より役場など公共団体が発注する事業の事務費を10%から12%へ引き上げる旨の要請がありました。

町としましては、会員さんの経費を下げることも難しいと考えておりますので、現在令和5年度予算の編成の中ですけれども、事務費を12%で計上することとしております。これにより20%分の7割、約50万程度ですけれども、確保される見込みですので、シルバー人材センター自体には、さほど大きな影響はないと考えています。で、3年間の間で、シルバー人材センターは今後の方針を考えていきたいというようなことを申しておりました。

最後です。「インボイス制度は中止するか、延期するしかないと思うがどうか」ですが。

あくまで国税である消費税に関する制度です。地方公共団体がインボイスに対応しないと、課税業者が仕入税額控除を受けることができなくなり、消費税額の負担額が増加することになります。これは、議員がおっしゃられたとおりでありますので、この件に関して町に裁量権も選択権もないことは議員御承知のことだと思います。よって、回答する立場にはありませんので御理解ください。

10 田中 再質問しない予定でございましたが、2点だけ。

1点は、下水だとか水道ですね、この事業をやる場合に、特別に発注が想定される業者に指導はしませんということなのですが、そうすると、免税業者は参入してこないし、また、参入させない、そういうことになりますか。

財政課長 そのように取られると非常に悲しいのですが、決してそのようなことはございません。今までどおりやっただけのものであればそうしていきますので、御相談があれば、こういう手続をしてください、こういうことが必要ですということはアドバイスはしますけれども、実際に動いていただくのは事業者さん自体ですので、そのように指導していきたいと思っております。

10 田中 町内の業者にそんな悲しい思いをさせていいのかと思うんです。もし免税業者の方も参入できるようにするとすると、町で仕入控除分の消費税はかぶるということになるか、あるいは、業者にその分値引いてしてくれということになるのか、どちらなんですか。

財政課長 非常に難しい問題です。この場で、はい、こうです、ああです、ということとはなかなか言えませんけれども。基本的には値引いてもらうということも考えられますけれども、けれども、そこは慎重に対応をしたいと思っております。

10 田中 まだ期間があるわけですから、そういうことが起きないように、今からそういうふうになると思われるような業者さんには、申請してくださいね、登録をしてくださいね、と言ったらどうなのですか。

財政課長 機会を捉えて、そのように対応をしたいと思っております。

10 田中 それは、親切な行政というか、親切というよりも責務としてやっていただかないといかんのじゃないかと思います。

もう1点は、インボイス制度についての見解は表明しませんと、そんなことをお願いをしているのではなくて、今国が進めようとしているインボイス制度について、多くの団体が声を挙げてなんとかしてくれと言っているのです。それを受けて、今朝ほどの新聞報道でも、免税業者は3年間に限ってですけれども2割の消費税でよろしいようになってきているのです。これはそうした団体や組織が声を挙げてきた成果です。ですから、地方自治体もそういう声を挙げるべきではないかということで質問をさせてもらいました。これは、町長が答えればそれでよろしいのですが、多分答えられないかもしれませんが、課長と同じような答弁でしたら要りません。

以上です。

それでは、質問を終わります。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りをします。休憩を取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、10時45分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時29分

再開 午前10時46分

議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に、1番原田純子君の質問を許します。

1 原田(純) 1番原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、一括で質問します。

設楽町地区懇談会を受けての質問です。

1、土屋町長は「皆が主役の全員協働の町づくり」を政策の柱に掲げられて、設楽町24か所の地区懇談会を開かれましたが、そこからどのようなメッセージを受け取られましたか。気づきを得られたこと、今後の行政に生かしたいと思われたこと、速やかに実行すべきと思われたことをお伺いいたします。

2、「設楽町は観光資源があり、花祭りや田峯の歌舞伎に代表される伝統芸能その他、様々な企画とイベントが開催されているが、それらをつなぐことができなかつたのでつないでいきたい」と町長は述べられました。つないでいくことの具体的な施策はどのようなものですか。

3、「丸織の跡地に建っているソーラー発電を名倉の緊急時に使えないか」という御質問が地区懇談会でありました。

設楽町と業者とは、売電が開始されてから向こう 20 年間の賃貸借契約を交わしており、令和 2 年には、業者が地域貢献として名倉小学校の屋根にソーラーパネルを設置されているようです。

業者が発電を開始する 6 年前の 2013 年 12 月に、「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」が制定されています。

基本条例には、地域住民の意志が優先されること、「再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、地域が優先的に活用できる権利を有するという認識のもと、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給にかかる環境への負荷の低減を図り、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする」、「地域がその利活用の主体である」べきであると明記されています。

懇談会での御意見に対して、土屋町長は、業者に対して申し入れると答弁されました。

既に決まったことに対しての申入れに業者が同意されることは費用面を含めて容易なことではないと理解はしていますが、町有地に建っているソーラー発電の電力を地域の災害等緊急時に使えないかという申入れをしていただけるのかどうかを再度お伺いいたします。

今後は、町有財産は町内の皆様の豊かな暮らしと安心・安全のために使い、町民と協働して守っていくことが必須と考えますが、いかがでしょうか。

次に、移住策の一例を挙げて質問します。

御承知のとおり、設楽町の 65 歳以上の人口割合は既に 50%を越え、出生率、世帯数など一様に減少の一途をたどっており、このまま手をこまねいていけば、学校統合をはじめ、どの産業もこの後、3 年～10 年で後継者問題とともに廃業の選択を迫られる危機を抱えており、懇談会でもありましたように、お祭りなどの文化の継承も危うくなってきています。

設楽町の移住定住の先進地域「津具どっこい」が様々な企画とイベントなどの発信をとおして、地域の活性化に取り組まれていることに敬意を表しつつ、「設楽町が溶けていく」危機感から移住策の一例として、設楽町と同様に人口減少が急速に進む、佐久間・水窪・天竜・龍山引佐・春野の中山間地域に向けた浜松市と地域の協働による取組を御紹介しながら、考えていきたいと思えます。

浜松市では、2015 年から中山間地域で移住者の受入れ活動をする自治会や任意団体を市が支援する「ウェルカム集落事業」が始まっています。

「ウェルカム集落事業」では、市の委嘱による移住コーディネーターの設置が定められています。役割として、移住を検討している方に対する適切な情報提供、相談等の支援・移住者の受入れ環境の整備を市と協働して実施すること、市と自治会、移住者と自治会をつなぐなどの役割を担います。一方、自治会及び任意団体の活動としては、移住コーディネーターとの連携、集落の空き家調べ、家主さんの意向の確認、面談を通じて移住希望者と自治会双方の要望の確認や地域の紹介、

空き家所有者への活用の提案などがあります。その前段階として、「ウエルカム集落事業」に手を挙げるには、地域が移住者を受け入れるのかどうかの合意形成を図ることが必要になります。

浜松市の中山間地域には182の自治会があり、そのうちの20%にあたる38の自治会が「ウエルカム集落事業」に参加しています。ちなみにこの事業では、令和元年度で14人、令和2年度で14人、令和3年度で8人の移住者を数えています。

移住が決まり、転居後6か月を経過した時点で、申請により移住者一人当たり10万円が市から自治会へ奨励金として支払われる仕組みで、4人家族であれば40万円が支払われることとなります。家の所有者には、1軒につき20万円が支払われます。

家と家族との関係性、例えば毎月一度は帰省するといったいくつかの考えられる条件を考慮に入れず、日常的に住んでいない家を空き家と仮定すると、名倉地区では30軒~40軒の空き家が推定されます。

移住定住を進めるには、地域との細やかな連携が本来欠かせないものです。移住者と地域の人たちが、ぬくもりのある関係性を築く必要があります。浜松市では面談を通じて、この人なら地域に協力してくださると思われる人を受け入れています。

浜松市といっても中山間地域にある337の集落のうち、高齢化率が50%を超えている集落は128あり、そのうちの40の集落では高齢化率が70%を超えています。設楽町と浜松市では財政ほか、多くの面で規模や条件の違いがあり、一概に比較できるものではありませんが、特に設楽町では過疎対策が諸問題に通底する課題であろうと考えます。

浜松市の「ウエルカム集落事業」のようなシステムを設楽町の移住策の一つとして、変化させながら適応させることが可能かどうかをお伺いします。

設楽町商工会及び来年1月始動予定の「したらワークス」と、設楽町との連携が移住希望者への職業紹介に欠かせないと考えますが、連携へのお考えをお聞かせください。

これで、終わります。

町長 最初に、懇談会のことですので、私のほうからお話をさせていただきます。

気づきでありますけれども、まず、一番したいと思っておりましたことでしたので、よかったなというのが思いであります。32区、24か所で4か月ほどかけて開催をさせていただきました。全体で336名の方に御参加をいただいたということでもあります。

懇談会の中で、いろいろと細かな要望等もいただいているところでありますので、課題について真摯に検討をし、検討した結果を報告させていただきたいと思



っておりますし、そのように指示をしているところでもあります。これからも、こういった懇談会を随時開催をしていきたいと思っています。

気づきといいますか、一番感じるのは、地区によって温度差がすごくあったなというのは、やってみた一番の感想であります。そんな中で、全区でこのお話をさせていただいたのですが、これからに向けて、防災であったりということで、地区の中ですごく精力的にやっていた区がありましたので、私もぜひ、いろんな区でこういった体制を作っていたらいいなということで、そんなお話をさせていただきました。これからも、いろんな面で御相談をしたり、お話を聞くという機会を随時設けていきたいなと思っています。

次に、観光資源をつなげていくことでありますけれども、先ほども少し加藤議員の質問の中でお答えをさせていただきましたけれども、何度も足を運んでいただく中で地域に魅力を感じていただいて移住定住につなげていくというのが、私は一番自然なことだと思っています。そのためには、観光だけでなく、農業や林業、商業や飲食業、食材もありますし、オリエンテーリングなどのスポーツ参加、また、WRCのようなことの観戦もあると思います。これらの様々なイベントというものを組み合わせると魅力をもっともっと作っていききたいと思っています。

先ほど少しお話をさせていただきましたけれども、役場内に、推進室という一人名前は何でもいいのですけれども、産業課、教育委員会、企画ダム対策課、そして町民課も入れたいと思っていますけれども、そんな中で、課長補佐、観光事務局長などを交えて、コーディネーターを教育長に務めていただいて、少しそういった話をしていきたいと思っています。

この推進室からの報告を受け、協議決定をする組織ということで、その課の課長さんで組織をします推進会議を設けて、そのリーダーは副町長にさせていただきたいということで話を進めているところでもあります。

これから、課を横断するといいますか、役場全体でいろんな課題を考えていけるような、そんなふうになっていければと思っています。

そして、最後の丸織のことでもありますけれども、懇談会の折にこの質問をいただきました。これ、成り立ちから私も知っているわけでありまして、町有地の所で出た売電益を名倉地域のために使わせていただきたいという申出があったということは承知をしております。そのときに、町有地でありますので、原田議員が地域のものだという認識を、どの地域ということで特定をされているのかは分かりませんが、町でありますので名倉地域ということで限定をせずに、設楽町全体に使わなければいけないということで、それは難しいということをお話をされたという記憶をしています。

そして、それがあったものですから、小学校の所にデイトナさんが地域貢献ということでソーラーパネルを設置して、災害時の電気に使っていただくということになったという経緯だということです。

懇談会の折にそれが分からなかったものですから、後で確認をして、こういう状況になっていますということでありましたので、御質問をされた方にはそのように私のほうから訂正をして説明をさせていただいておりますので、そういったことでもあります。

私からは、以上です。

総務課長 今、丸織の話につきまして、町長のほうから説明させていただきましたけれども、若干ちょっと、私のほうからも説明させていただきたいと思えます。

丸織跡地の電力は、事業者が売電を目的として設置をしております。高額な費用をかけて改修工事を行えば、災害時に地域住民の方に供給可能な状態にはできるようですが、非常に高額だという話は伺っております。

原田議員の言われる災害時というのが、どの程度の災害を想定されているのかは不明な点もありますが、事業者であるデイトナは、名倉地域の中心的な避難所である名倉小学校の丸根ホールに、災害時に停電しても15時間ほど電気を供給できる——これは、天井の照明4基、ホール内の廊下の照明10基、100ボルトのコンセントが6か所に供給が可能であるようですけれども、そういったものができるソーラーパネルを地域貢献の一環として設置していただいております。それ以外にも、防災備品という形で発電機4機を寄贈いただいております。万が一、災害が発生したときに、丸織跡地のソーラー発電で名倉地域の電力がどの程度カバーできるのかというのは不明な点もありますが、地域で使えるようにするためには、先ほども申し上げましたが高額な改修工事が必要ということでもあります。業者の方には、可能な範囲で、既に地域のために貢献をいただいているということでもありますので、これ以上の申入れは難しいと考えております。

なお、参考ですけれども、発電施設の土地使用料として、町のほうには年間約79万円を納入いただいております。

また、直接、本件と関係するものではありませんけれども、株式会社デイトナと設楽町観光協会では、観光協会が企画する地域活性化事業や交流事業に協力するという内容の「観光パートナー協定」を締結しております。各種イベントの際に盛り上げにも御協力をいただいております。参考までにこれも報告させていただきます。

最後に、「今後は、町有財産は町内の皆さんの豊かな暮らしと安心・安全のために使い、町民と協働して守っていくことが必須と考えるがいかがか」ということについてであります。

町有財産は、過去には移住定住施策の一環として町有地を宅地分譲したこともあります。現在は、設楽ダム建設工事事業所の事務所用地、それから地元建設業者の資材置場、またイベント会場などとして貸し付けていることが多い状況です。

現時点において、具体的な活用計画のある町有地はありませんけれども、設楽町公共施設等総合管理計画、これを進めてまいりますと、除却する建物が増えて

まいります。これらの跡地利用と合わせて、これからは地区の皆さんの御意見、御要望を伺いながら、有効活用できるよう検討を進めてまいります。

以上、よろしく申し上げます。

企画ダム対策課長 それでは、次の「移住策の一例」ということで、企画ダム対策課から御説明をさせていただきます

はじめに、「浜松市のウェルカム集落事業のようなシステムを、設楽町の移住策の一つとして変化させながら適応させることが可能か」についてお答えさせていただきます。

移住定住施策については、議員が例示してくださった浜松市に限らず、全国各地で様々な取組がなされております。議員のおっしゃるとおり、過疎対策は諸問題に通底する課題であることは、私どもも認識しております。平成28年度に移住定住推進室を設け、積極的な移住施策を展開してまいりました。

推進室設置当初でありますけれども、町が移住施策として選択した方法は、町をおおむね小学校区ごと4地域——田口・名倉・清嶺・津具に分けまして、地域住民の移住に関する意識向上を図るとともに、並行して、各地域で移住を進める組織を設置していこうというものであります。

しかしながら、その方法で行った結果でありますけれども、現時点では津具地区の「津具どっこい」以外の活動が消沈してしまったことにつながっていると考えております。そうなった理由は、地域の目指す目的への達成方法を、行政と地域が一緒になって考えて選択しなかった、いわば行政が一方的に、この方法がいいだろうと決めてしまったことに原因があると思っております。

浜松市のウェルカム集落事業のようなシステムを設楽町バージョンに変化させることは、今ある町移住施策の補助金との調整が必要となりますけれども、制度としては可能と考えております。ただ、その制度設計を行う前に、まずは地域住民と話し合いを行って、地域住民の思いに沿った制度を設計することが大前提であると考えております。

現在、各地域で子育て世代を中心とした地域の魅力発信などの事業が芽生えております。

田口地区では、田口カルチャークラブが田口の街中で田口周遊祭を開催し、設楽町内外から多くの方を呼び込み、SNSを活用して、町や町に住む人々、関わる人々の魅力を発信しております。

名倉地区では、nagura そらのしたプロジェクトが楽しく暮らせる子育て世代を増やしていくことで、活気ある地域を継続させていくことを目的として、テーマを設けて交流会やワークショップを開催しております。

清嶺地区には、matchbox という組織ができ、まずは自分たちが地域を楽しむことで、町外の人にもその魅力を伝えていこうという動きが出ております。

今、こういった方々と行政はつながりを持ち、情報を共有をしていますので、浜松市のみならず全国各地の移住施策を参考としながら、設楽町バージョンに進

化させた制度設計を行って支援を行うことが、移住をはじめとする協働のまちづくりを進めるために必要なことなのでは考えています。

次に、②「設楽町商工会及び来年1月始動予定の「したらワークス」と、設楽町の連携が、移住希望者への職業紹介に欠かせないと考えていますが、連携への考えは」ということで、お答えさせていただきます。

特定地域づくり事業協同組合の「したらワークス協同組合」は、町内産業の担い手不足や後継者不足の解消、また、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大が期待できる組織として設立されております。

そのため、町では、したらワークス協同組合と連携し、「まち」の魅力や組合に入っている事業所等の魅力を地域内外へ発信するとともに、地域づくり人材となる派遣人材——マルチワーカーの確保に努めていきます。また、組合員を増やしたいと考えており、商工会の協力を得ながら、町内事業所の方々にこの制度の趣旨に賛同いただき、組合員として加入いただけるよう働きかけていきたいと思っております。移住者を検討している方にも、組合と連携してこの組合制度について周知をして、人材を確保していきたいと思っております。

当協同組合は、労働者派遣事業以外にも自主的な事業の実施が可能であり、その部分においては、協同組合、派遣労働者、事務局人材等と行政が一つのチームとして、移住施策又は起業支援に向けて新たな戦略を一緒に考え進めていきたいと考えております。

以上です。

1 原田(純) どうもありがとうございました。これで、質問を終わります。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

---

議長 次に5番今泉吉人君の質問を許します。

5 今泉 それでは、私のほうから、質問方法一括方式でお願いします。

「ごみステーションへのごみの収集管理等について」聞きます。

私は、今回このテーマで一般質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ごみステーションのごみの収集にあつては、何年も前から広報無線などで分別を口うるさく広報していることから、町民の皆さんには浸透していると思っております。何ゆえ、ごみステーションに分別されてないごみが投棄されるのか疑問を抱きます。

先日、全員協議会において、ごみ処理の広域化について協議があり、廃棄物を適正に処理する計画を伺い、ますます、住民への制約等がかかるのではないかと痛感しました。

ごみの収集管理は、原則として設置区が管理し、その方法は地区で考えるように答弁されると思いますが、地区外——規則外の袋、ごみの処理方法——無分別、を町内全体に対し、町から良策指導はないものか。

また、農業に使用するマルチ、ビニール等の廃棄処理の方法について、JAは年1回しか受け取らない。中田クリーンセンターへの持込みも拒否される。家庭菜園で小規模で使用するマルチ、ビニール等の処理のしかたは、どう対応したらよいか困っているのが現状です。どうか、町民が納得する良い方策を考えてもらいたいものです。

現在、可燃不燃ごみは既定のごみ袋に入れて出しているはずですが、それを無視し、紙袋、既定の袋ではなく、レジ、他のビニール袋等にごみ等を入れ、ごみステーションの内外に置かれているのを時折見かけます。そのときは、その状態から地元の方が出されたごみではないと感じています。なぜなら、設楽町はごみの分別については無線広報等で町民に浸透していることから、そのようなことはしないと信じているからです。

分別されてないごみにあっては収集車に回収してもらえず、そのままの状態放置されます。そのたびに近所の住民が既定のごみ袋に分別して出していましたが、今はコロナ禍でもあり、むやみに触ると感染症も心配もあり、そのままの状態放置されます。しかし、そのごみを近所の方が見かねて、中身を点検することなく既定のごみ袋に入れていきます。したがって、その袋内には可燃ごみでない不燃ごみが混じっている可能性も考えられます。このように投棄されたごみ袋は、町民ではなく通りすがりの人が投棄したと考えてしまいます。ごみステーションには、「既定のごみ袋に分別して出してください」と記載されており、それを見れば分かると思いますが、それを無視し、平気で投棄する心情が分りません。これは不法投棄になる可能性があると思われます。

以前、私の近くの県道設楽根羽線沿いにごみステーションが2か所設置されていますが、近く住民から、「ごみステーションの横にガラスの破片がたくさんほかってある。これじゃあ持っていかん。なんとかならないか」と言われたことがあります。これにあつては、「不法投棄になるおそれがあります」と広報ラベルなどで掲示することを求めます。また、現在、プラスチックの収集も行われていますが、これも、高齢者には完全に浸透されていません。

そこで、これらの問題から質問します。

1、通りすがりで、不法投棄とも思える行動に対し、改善策が必要と思いますが、良い方策がないかお聞きしたい。

2、以前は、住民が既定のごみ袋に入れ替えて出した場合、区長に申し出れば代替えのごみ袋をもらえると答弁されていますが、今もこの状態が継続されているかお聞きしたい。

3、8月からプラスチックの収集が始まりましたが、住民、特に高齢者はプラスチックかアクリルかビニール製か分かりません。ペットボトルには、プラマー

クが記載してあるが、無記名の物は、どのように判断するのか分かっていません。また、ペットボトルの蓋にあってもプラスチックと思われませんが、蓋を外すように広報していますが、これらの問題について町の判断基準をお伺いしたい。

2件目。「飼い犬、猫などの埋葬方策について」。

設楽町には、一人暮らしの高齢者が多くなりましたが、これら高齢者が気を楽しむ目的のために、犬や猫を飼っている高齢者が増えています。今現在、町民の何世帯が犬や猫を飼っているのか分かりませんが、飼っている犬や猫が亡くなった場合、その後始末をどのように措置をするのか分からない一人暮らしの高齢者がいると思います。

過日、お年寄りの女の人から、「猫が死んだ。どうしたらいい」と相談を受けました。今は設楽町には引き取ってくれる保健所もなく途方に暮れていましたので、インターネットで調べると動物の埋葬を受けてくれる業者がいることが分かりました。しかし、処理にはお金がかかり、その費用はびんからきりまであり、埋葬費用も高額であることが分ったのです。設楽町の住民が、犬や猫の埋葬は新城市内にある火葬等で手続をしてもらえますが、一人暮らしの高齢者はそこまで行く足がなく、ましてや国民年金などで生活しているお年寄りも、経済面で困り果てています。たまたま、このお年寄りの方には民生委員の方が度々出入りしており、お年寄りの願いを聞き入れ、ボランティアで新城火葬場までお年寄りや猫を搬送し、処理してもらったことを聞いており、その親切心に大変感謝をしていました。

そこでこれらのことから質問します。

1、飼い犬や猫が亡くなった場合、どこに通報し、どのような方法があるか、また、高齢者のペットの飼い方の指導方法、高齢飼育不可能の際の指導、対応等どのように考えているのかお伺いしたい。

2、埋葬等にかかる費用については、国民年金で生活していると経済面で負担がかかります。高齢者に安心、安全に処理する方策がないか、町の見解を教示してもらえないかお聞きしたい。

3、特に一人暮らしの高齢者の場合、他人の協力も必要であり、処理で遠出する場合、協力者に補助制度を取り入れる等、方法がないかお伺いしたい。

以上で、質問を終わります。

生活課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、ごみについてです。

設楽町東栄町豊根村及び根羽村のごみ収集処理は、北設広域事務組合が行っておりますので、広域事務組合の回答を設楽町の回答と合わせてさせていただきます。

ごみを出し方につきましては、広報無線、広報したら、町のホームページ及び「ごみ・資源分別ガイドブック」などをおしまして、御協力いただけるように周知させていただいております。また、議員も言われますように、収集ボックスにも掲示させていただいております。

今回、1、「通りすがりの既定のごみ袋に分別して出していただけない方への対応方法」ですが、通りすがりとなりますと、残念ですが収集ボックスへの掲示で呼びかけるくらいしか周知方法がないと考えております。

質問2の、区の方が、分別できていないごみを分別していただいた場合のごみ袋につきましては、必要なごみ袋をお渡ししますので、生活課に言っていただければと思います。

続きまして、質問3の、プラスチックの分別につきましては、アクリル、ビニールにつきましては、プラスチックとして取扱いをしております。ペットボトルの本体につきましては、一般的なプラスチックより品質が良いために、ペットボトルや衣料品の原料として再利用することを目的としておりまして、ペットボトル白色トレイの指定袋に分別していただきます。

また、ペットボトルの蓋につきましては、プラスチックとして取扱いをしております。プラスチックを資源として再利用するためには、その物がまずプラスチックであることと、それから汚れがないことが再利用する要件となりますので、マークがないなど、プラスチックか判別のつかないものは避けていただいたほうがよろしいと思います。

質問の中に出てきました、農業に使用するマルチ、ビニール等につきましては、家庭菜園のような自家消費での使用か、あるいはそれ以外の使用かを確認していただきまして、家庭菜園以外に使用している場合は産業廃棄物となりますので、中田クリーンセンターでは取扱いができない旨を説明しまして、JAでの回収を紹介しております。また、家庭菜園で使用しておりますマルチ、ビニール等につきましては一般廃棄物として中田クリーンセンターで取扱いをしております。

ごみの分別につきましては、種類も多く、分かりにくいとの住民の方からのお声もいただいておりますので、分かりやすく広報をしていきたいと考えております。

続きまして、犬、猫の埋葬方法につきまして回答させていただきます。

長年、愛情を注ぎ生活を共にされてきました犬や猫の死は大変悲しいもので、念ごろに弔いたいと思われる飼い主さんが多いと思います。設楽町役場では、そのような要望にお応えできるペットの火葬施設は残念ながらありません。議員が言われているとおり、民間のペット葬儀場に依頼されるのも一つの方法だと思います。

質問にありました1、犬、猫が亡くなった場合の通報の方法や高齢者のペットの飼い方の指導と対応につきまして、回答させていただきます。

犬、猫が死んだ場合、役場に届け出ていただく必要があるのは犬が死んだ場合で、狂犬病予防法第4条の定めによりまして30日以内に届け出ていただく必要があります。猫につきましては、届け出ていただく必要はありません。

また、高齢者に限定した飼い方の指導等はしておりません。犬、猫を飼われる場合は、年代を問わず、自分の状況をよく考えて、犬猫が健やかに生涯を全うで

きるか考慮されながら飼うかどうかを決定されるのが基本だと考えております。また、猫などの多頭飼により、明らかに近隣を方に迷惑をかけている場合は指導をする場合もあります。

質問の2と3の、埋葬費用の補助や高齢者の移動支援につきましては、補助については現在ありません。犬猫を弔うという面ではかけ離れますが、町としてできることは、可燃ごみとして処分する方法がございます。これは、犬、猫の死体を新聞紙や黒色ビニール袋等で包み、指定の可燃袋に入るサイズに解体していただいて可燃袋へ入れ、中田クリーンセンターへ持ち込んでいただく方法となります。この場合、遺骨として戻ってくることはありませんので、御了解いただきたいと思います。

移動支援につきましても介護認定を受けているなど要件に該当すれば福祉移送サービスが使える場合がありますが、要件に該当しない高齢者の方もみえると思いますので、なるべく家族や御近所の方に御協力いただきまして、互助活動で助け合っただけであればと思います。また、ペットの火葬専用車が自宅まで来てくれる民間事業者もいるようですので、お金等はかかりますが、移動が困難な方はもちろん選択肢の一つになるかと思えます。

以上でございます。

5今泉 ありがとうございます。

ごみ処理の関係でいろいろお聞きしたのですが、なかなか町民の方、特にお年寄りの方は本当に困っております。今だいたい分かりましたので、私が思うには、やはりそういうことを、今広報でもちゃんとやっていると思いますが、これは口うるさいくらいに広報をしてもらうのがいいと思います。

続いて、再質問という形で一括で質問しますので、それに対して回答をもらいたいと思います。

先ほども申しましたように、ごみステーションに赤字で大きく「不法投棄になります。分別し既定の袋で」と掲示することが必要と思いますが、これは各地区の責任でやらなければならないか伺いたいと思います。

2つ目、投棄されたごみの分別をすると、今も区長に申し出れば代替えのごみ袋をもらえるか、他人が捨てたごみを分別することから、その人にはごみ袋を多めに与えるようにすれば積極性が出ると思います。区長会がある席で、町のほうから適切に対応することを望むが、町の見解を伺います。

3つ目、蓋には、プラマークの記載されていないがプラと思えるのでごみステーションに蓋をいれる容器を設置するか、また、蓋の処理について無線広報で町民に知らせることを求めますがいかがですか。先ほど蓋はプラスチックということをお伺いしました。

4つ目、一つ、矛盾を感じていることがあります。ペットボトル、プラ、白色トレイの回収について、リサイクルで環境面、再資源化することは分っているが、これらの矛先はどこになるのか。設楽町民は、各業者が利益を得るのをお助けし



ているのか。さらに、使用したペットボトルのキャップ、ラベルをとり、中を洗淨し指定袋に入れて出すことを無線で広報しているが、何ゆえそこまでやる必要性があるのか。指定袋だって無料ではなく、回収する業者の手間をサービスするのか、それで業者が利益を得ることに對し矛盾を感じてしまいます。町民がリサイクルに協力するという事は分っていますが。また、町への還元はあるのか、町の見解を伺いたい。

5つ目、これは田口地区の町民から聞いたのですが、可燃袋にごみとしてペットボトルを入れてごみステーションに出すと回収しないと聞いたが、町民は可燃袋で出しているのに何ゆえ回収しないのかと憤慨している。そんなことしたら、環境美化等でたくさんのペットボトルを可燃ごみに入れて出すと回収してもらえないのか。投棄された物は汚れており、いちいち洗淨することはできません。もし、そんなことをするなら、ごみ扱いとして収集しなくなります。これらをどう思っているのか伺いたい。

6つ目、聞くところによると、高齢者70歳以上になると犬、猫をお店で買うことができない、つまり犬や猫を飼えないような規定があるかお調べ伺いたい。もしできないならこれも高齢者に広報すべきだと思います。

7つ目、犬、猫の埋葬は、地主の山や敷地に葬れば問題ないと聞いたことがありますが、これに関しても、たとえ地主の山や敷地でも芳しくないと思いますが、何ゆえこれらに関する法令や規定があるか。また、所有者の山林、敷地内にペットを葬る場合の約束事はないか。他人の山林や敷地に許可なく遺棄した場合の法律、愛護動物等はどうか伺いたい。

8つ目、愛護動物を遺棄した者は、法律で1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金とうたっています。動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について(平成26年12月12日環自総発第14121221号)に書いてあります。愛護動物とは、馬、牛、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、及びあひる、その他、人が占有している動物で哺乳類、鳥類などになっているが、どうですか。ただし、飼っていたペットが亡くなった場合の埋葬は、所有地ならば何ら問題がないと思うが、近隣に迷惑がかからないように行政指導が必要と思うが、一般廃棄物との関連は、先ほどお聞きしましたら、猫は廃棄物として処理できるということで聞きました。亡くなった場合は廃棄物に該当すると聞きました。可燃ごみとして出せるということも聞きました。そのようなことについてお伺いしたいと思います。

生活課長 それでは、1件ずつ答えさせていただきたいと思います。

まず、ごみステーションへの掲示につきましては、それぞれのステーションで掲示する内容も必要性も違ってくると思いますので、生活課と相談していただきながらお手伝いさせていただきたいと思います。

それから、代替のごみ袋がもらえるかにつきましては、年度はじめの区長会でクリーンアップしたらのごみ袋申請については、案内させていただいております

が、こちらの関連として議員が言われるような分別を地区の方々がしていただける場合のごみ袋配布につきましてもお知らせしていきたいと思っております。また、配布数量につきましては、区長様からの必要数の申出によりお渡ししたいと思っております。

それから、ペットボトルの蓋の分別につきましては、プラスチックとして分別をお願いしたいと思います。全戸に配布しました、「ごみ・資源分別ガイドブック」でお知らせしているところですが、無線広報でもお知らせするようにしたいと思います。ただし、ごみ関連の無線広報は、現在でもいろいろな広報をさせていただいておりますので、そちらの放送はスポット的な放送になるかと考えております。

それから、ごみリサイクルの町への還元につきましては、リサイクルによって資源を循環させ、森林や石油などの天然資源の無駄使いを減らすことで持続可能な社会の実現に一步近づいていきます。また、リサイクルした資源を売ったお金は、令和3年度の北設広域事務組合全体で、482万8,942円となりまして、この収益は構成市町村の負担金の軽減に使われております。リサイクル資源を売るには、種類ごとに分別されていること、それから汚れがないことが必要でありますので、御協力をお願いしたいと思います。

それから、ペットボトルを可燃ごみとして出した場合の収集についてでございます。

北設広域事務組合からは、可燃ごみ袋に入っているペットボトルは回収し、焼却処分すると聞いております。たとえ、ペットボトルばかりの量が多くても、汚れていても可燃ごみ袋に正しく入っていれば可燃ごみの収集日に可燃ごみとして回収するものと思っております。

それから、高齢になると犬、猫を飼えない規定があるのかということにつきましては、法律や条例でそのような規定はないと思われまます。ただし、ペットショップにそのようなルールがある場合も想定されますので、店で確認等をお願いしたいと思います。

それから、犬、猫の埋葬についてでございますが、ペットの遺体は、一般廃棄物という扱いとなりまして、そのため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が適用されます。犬猫の土葬は、国有地や他人の所有地、公共の場での土葬は禁止されています。さらにペットの腐敗により水質汚染の危険性がある場合は禁止されているため、自分の土地でも水道の水源地にあたる場合は禁止されております。

それから、犬、猫の死体を可燃ごみとして扱えるかについてでございますが、火葬した骨の埋葬は、所有地なら問題ないと思っております。しかし、土葬の場合、先ほどの水源地にあたる場合は、山林など自分の所有地でも禁止されております。しかし、設楽町の水道の水源地といいますと、設楽町の取水場が民家の川下にある場合はまずないと思っておりますので、自宅の庭先に土葬する場合なら野生動物が掘り返したり、掘る深さが浅くて悪臭が発生して虫が湧かないように十分深い穴を

掘って埋葬していただければよいと思います。また、そのようなことにより近隣の隣近所の人に迷惑をかけないように配慮することは必要なこととございます。

それから、可燃ごみとして出せるかということにつきましては、先ほどお答えさせていただいておりますが、犬猫の死体は可燃ごみの扱いとなりますので、新聞紙や黒色のビニール袋等で包み、指定の可燃袋に入れて中田クリーンセンターへ持ち込んでいただきたいと思います。それから、大型動物の場合は、指定袋に入るように解体し、血抜きをした後、先ほどと同じ方法で中田クリーンセンターへ持ち込んでいただければと思います。

以上でございます。

5 今泉 分かりました。だいたい分かりましたが、1つ、お聞きしたいのですが、田口地区のお年寄りから、可燃ごみの袋の中にペットボトルを入れておいたらそれを回収してくれなかったということを知ったのですが、田口地区はそんなことがあるのですか、それをお聞きしたいのですが。

生活課長 先ほどもそのことをお答えさせていただいて、北設広域事務組合のほうにも、そのようなことがあるのかと問合せをしました。その結果は、そういう扱いはしていないです、という答えをいただいておりますので、個別具体的にこれがあるじゃないかと私に言われても、その状況が分かりませんが、そういうことで、ごみの扱い方としてはそういうふうには扱っておりますということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

5 今泉 やはり、それが正しいと思います。持っていかないということはおかしいと思います。私が聞いたのはお年寄りですので、そうやって言われたので、本当にそんなことをやっているのかと。また、田口地区では分別方法を、地区で担当の人がごみ袋を点検しているとか、そのようなことがあるのですか、それを聞きたいです。

生活課長 職員など、担当の者がごみ袋を1つずつとか、現場に赴いて点検していることはございません。

以上です。

5 今泉 ありがとうございます。いろいろ、ごみだとか猫だとかいろいろ聞いたのですが、最後に町長にお聞きしたいのですが、今言った町民のごみ袋の処理方法、犬、猫の埋葬の処理方法、これらについて何かコメントがあったらお聞きしたいと思います。

町長 ごみの問題ですけれども、これは懇談会の折にもいろんな所で分かりにくいというお声をいただきました。広域事務組合でありますので、私、管理者になっておりますので指示もしておきましたけれども、なるべく分かりやすく周知を徹底していきたいなと思っています。

犬、猫でありますけれども、私も犬を飼っておりまして、死んだときに大変悲しい思いをして、気持ちは十分に理解をするわけでありまして、これにつ

きましては、飼い主さんの責任の上でしていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

5 今泉 これ以て質問を終わります。

議長 これ以て、今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいたいと思ひますが、御異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がありましたので、休憩をとらせていただきます。それでは、13時まで休憩といたします。

---

休憩 午前 11 時 43 分

再開 午後 12 時 58 分

議長 2分ほどありますけど、皆さんお集まりのようですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番原田直幸君の質問を許します。

4 原田(直) こんにちは。4番原田直幸です。通告に従い、一括方式で質問をさせていただきますと思ひます。お昼過ぎの眠たい時間ですし、一般質問の人が私も含め7人もいますので、早めに終われたらと思ひしております。

昨年、12月議会の私の一般質問の答弁で、設楽ダム対策基金の運用益について、50億円の果実が、当初予定していた24億5,000万円から4億5,000万円と、20億円の大幅な目減りが予想されるということが報告されました。20億円の目減りは、設楽町が健全な財政運営を将来していくために大変重要な問題であり、設楽ダム対策特別委員会で、愛知県に対して目減りへの対策を講じるよう要望したものであります。

また、令和3年度から50億円の原資の取崩しを1億5,000万円ずつ行う予算が計上され、令和3年度の決算として示された額は、1,600万円余の金額でありました。

設楽ダム事業の完成も令和8年度から16年度へと8年間延期されており、財政運営や対策基金の運用も変わってくるのではないかと考えます。

来年3月の設楽ダム対策特別委員会で、愛知県から果実の現状と今後の方針について回答していただく予定となっておりますので、その前に町としての今後の財政運営や設楽ダム対策基金の運用の方針を確認したいと思ひます。

1点目として、基金原資の50億円の取崩しについてであります。

アとして、令和3年度、4年度と1億5,000万円の取崩し予算を計上していましたが、実際には令和3年度のように、なるべく取崩しの額を少なくしていく方針で進んでいると理解していますが、そのとおりでよいでしょうか。

イとして、例えば、取崩し額を毎年5,000万円程度に抑えていけば、1億円ずつ残り、30億円が残ることになります。このような使い方をした場合の基金運用

について、豊川水源基金がどのように考えているのか聞いているのでしょうか。また、町としてどのような運用を要望しているのでしょうか。

ウとして、逆に、町の財政運営の都合により、繰入額がある年はゼロ円、ある年は1億円と毎年大幅に異なっていた場合、国債等は複数年物であるため、運用が難しいと思われそうですがどうでしょうか。

2点目として、設楽ダム対策基金果実の目減りについてです。

アとして、12月の一般質問時では状況の確認をするとの答弁をいただいておりますが、その後において4億5,000万円を増やすための要望を行っていますか。

イとして、一方で豊川水源基金としても、高利子への原資の振替を行って目減りを少なくするような努力をしていると聞いていますが、それにより、どの程度目減りが少なくなるか、町として確認をしていますか。

ウとして、果実の目減り分の穴埋めに基金造成額を増やすことは、下流等のこともありますのでできないと思われそうです。例えば、小水力発電事業の建設費用について、6億円相当を基金で充当しようとしています。県からの補助を2分の1もらえば3億円で済みますし、また、ほぼ全額町費で予定しているダム湖周辺整備事業についても、県からの補助をもらえる整備をしていくとか、そういったことで目減り分の対応をしていくべきだと考えますが、町としてのこれからの方針としてはどうでしょうか。

大きな2点目として、道の駅したらの周辺整備及び地域振興策についてであります。

今年3月の総務建設委員会で、国道257号と町道田内清崎線の交差点に信号機の設置の要望書を採択しました。土屋町長も愛知県公安委員会に信号機の設置の要望を行ったとしています。また、今年度予算でダム湖周辺整備の一環として、町が買収した営林署土場の跡地利用を計画していますし、私も土屋町長と一緒に、大村愛知県知事の所にダム関連事業の早期整備の要望に行ったときに西山の県有林の有効活用を要請し、町としても検討している段階だと理解をしています。

また、私は東三河広域連合の議員として、11月9日、10日の両日、ダム工事が完成した八ツ場ダムを視察しました。紅葉の時期とも重なっていたためか、多くの観光客が八ツ場ダムの見学に訪れたり、水陸両用バスに乗ってダム湖を周遊したりして楽しんでいました。それを見て、改めて、ダム湖をうまく利用すれば観光客誘致と地域振興につながると思ったものであります。

そこで、道の駅周辺における計画の状況やダム湖を利用した地域振興策について聞きたいと思えます。

1点目として、道の駅したら周辺整備計画の現状についてであります。

アとして、町長は押しボタン式ではない信号機の設置を要望してきたと聞いていますが、その後の設置に対する状況はどのようなもののでしょうか。

イとして、ダム湖周辺整備計画における営林署貯木場の利用についてです。買収時には防災拠点としての利用、私が災害用の仮設住宅の建設、また、同僚議員

が町営住宅の整備等の要望を行っていますが、町としての考え方がまとまってきているのでしょうか。

ウとして、西山の県有林についてです。昔は桜や紅葉などに樹種転換をして、散策路としての利用を考えていたと記憶していますが、今は町として活用したいということですので、どのようなことを考えているのでしょうか。

エとして、愛知県において、道の駅と反対側の豊川の護岸整備が行われます。それに併せて、豊川を活用した振興策をダム湖周辺整備計画に入れていくべきだと考えますがどうでしょうか。

2点目は、ダムを利用した地域振興策を、八ツ場ダムと設楽ダムを比べて聞きたいと思います。

アとして、八ツ場ダムでは、ダム湖とダム本体を一望できるような散策路及び展望施設があり、改めて必要性を感じました。設楽ダムの計画にはないと思います。整備をする必要性を感じています。私は、以前の一般質問で、山村都市交流施設の前の山の整備を要望しましたが、改めてぜひとも実現してほしいと思いますがいかがでしょうか。

イとして、バンジージャンプや水陸両用バス、ダム直下のトロッコ自転車等の観光客誘致のための仕掛けがありました。設楽ダムも同様な仕掛けを考えていると思いますが、ダム本体でエレベーターを降りて行った後の仕掛けが散策路しかないと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

ウとして、八ツ場ダムでは、基金事業で作った振興施設の横の連携がうまくいっていないために、施設の赤字が解消できていないと聞いてきました。設楽ダムではそのようなことがないために、ダム工事事務所、豊川水系対策本部、町、商工会、観光協会、民間事業者等が一体となって検討していく協議会的なものを、今から立ち上げて検討していく必要があると思いますがどうでしょうか。

以上、質問とします。

企画ダム対策課長 私のほうから、原田議員の「設楽ダム対策基金の運用について」と、「道の駅「したら」周辺整備及び地域振興策について」、御説明をさせていただきます。

はじめに、「設楽ダム対策基金の運用について」を説明いたしますけれども、その前に1つ、原田議員との認識に誤りがありましたので、御説明させていただきます。

原田議員の一般質問の要旨の中で、令和3年度の決算額、基金助成金の額は、1,600万円余りと記載がありますけれども、令和3年度決算の基金助成金は6,463万2,335円であります。

1,600万円余とは施設維持管理事業の経費のみでありまして、そのほか、整備事業として4,415万1,800円と、調査事業として444万円を基金から助成を受けております。総額は、先ほど申し上げました、6,463万2,335円となります。

私の認識、説明不足により原田議員の認識に誤解を与え、大変申し訳ございませんでした。

それでは、アについて回答させていただきます。

町では、基金の50億円は貴重な財源と考えておりました、後々のことを考えますと、なるべく取崩しは少なくしたいと考えております。基金の助成金1.5億円は、町の長期財政計画にも反映されておりました、令和3年度、令和4年度とも1.5億円を当初予算に計上しております。

基金については、町振興事業として必要な額を取崩し、事業費の減額による残額や事業の未執行により減額した額については、そのまま基金積立金として残ります。したがって、50億円を基に、助成額6,463万2,335円から受取利息5,698万3,300円を差し引いた764万9,035円を今回取崩し、令和3年度の基金現在高は49億9,235万965円となっております。

次にイですけれども。

事務局からは、基金積立金の助成額は、毎年1.5億円が最大の額と決められており、その範囲内の額であれば少なくともよいと聞いております。議員の例として挙げられている毎年5,000万円の取崩しにすることは可能であります。

町としては、町財源に余裕があれば1.5億円以下でも可能と考えますが、助成額については、毎年その他の補助金の活用を検討して財政課と相談して決めております。

次に、ウであります。

豊川水源基金積立金の多くは、国債、電力債等により計画的に運用されておりますので、1.5億円内であれば対応が可能と思っております。

計画的な運用にあたっては、例えば、現在小水力発電事業は6.5億円の計画となっておりますけれども、この額を大幅に超える額になった場合、取崩し額、取崩し時期等を考慮して、国債などの証券を売却する必要も出てきますので、資金計画を適時、適切に定めて効率的な運用ができるように努めていくと聞いております。

次に、2「設楽ダム対策基金果実の目減りについて」回答させていただきます。

アでありますけれども、このことについては、以前から基金のほうに要望をし、12月以降も話をしていますけれども、当初予定を確保できるようなことは聞いておりません。

次に、イについて回答させていただきます。

運用実績としましては、債権を高利回りのものに振り替えることで、昨年度は10年間で約460万円の効果が、本年度は1年、7年、8年、5年間で約160万円、800万円、260万円、450万円の効果が得られ、2か年の総額で約2,130万円の効果が得られたと聞いております。

また、小水力発電事業の資金計画が定まるまで、昨年度8億円、本年度4億円の銀行預金を債権に替えて運用することで、年間約980万円の運用の増加が計られております。

続きまして、ウについて回答させていただきます。

基金を充当し実施を予定している小水力発電事業や、町単独での実施を予定しているダム湖周辺整備事業については、議員御指摘のとおり、国、県などの補助金等の活用を考えていくべきであると考えております。

小水力発電事業は、建設費用への基金充当額を6億円とした当時に比べ、出力増を検討しているほか、昨今の物価上昇に伴い建設費用は6億5,000万円より増大すると考えておりますが、発電施設の建設にあたっては、補助金等の積極的活用を検討してまいります。国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」など、原状ではハードルが高く採択困難と思われるものでも今後の採択基準等の動静に注視し、活用できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

ダム湖周辺整備事業についても、施設整備に相当の費用がかかるものと考えていますが、県の観光施設等の補助金などを活用していきたいと思っております。

続きまして、道の駅したらの周辺整備、及び地域振興策について御説明させていただきます。

はじめに、アの、押しボタン式でない信号機の設置を要望してきたと聞いたが、その後の信号機設置に対する状況はどのようなか、ということでございます。

はじめに、現状になった経緯について御説明させていただきます。

平成23年に町道田内清崎線が開通しましたが、当時から地元からの要望もあり信号機有の交差点を要望しておりましたが、公安委員会からは直角交差の指示があったことから、要望は認められず現在の線形となりました。

今回、地元要望や営林署貯木場跡地の利用もあり、現在、三差路の交差点を町道田内清崎線の延伸による十字路の交差点改良を目指していきたいと思っております。

国道257号は、道の駅したらの開設やダムの工事車両等により、交通量も増加しております。町で再度交通量実態調査を実施し、交差点計画を検討してまいります。

信号機については、押しボタン式、又は定周期信号になるかは、公安委員会の判断によるものとなると思っております。

続いて、イについて回答します。

営林署貯木場跡地は、防災拠点として買収をしておりますが、立地が良く、道の駅したら周辺の振興策の一環としての利用ができないかも含め、令和4年度のダム湖周辺整備検討業務委託で検討をしております。議員のおっしゃるとおり、様々な意見、要望はあることは承知しておりますけれども、買収時の経緯もありますので、現時点で利用について具体的なものはありませんが、今後検討してまいります。



ただ、道の駅したらの臨時駐車場としての機能の確保や防災拠点としての機能の確保、隣接する愛厚ホームへの配慮も必要と考えております。この土地を整備するにあっては、町で施設を整備するのではなく、民間の活力を利用して整備する方向で考えております。

次に、ウの西山の県有林であります。西山の県有林についても、道の駅したら周辺の振興策の一環として位置付け、これも今年度のダム湖周辺整備検討業務委託の中で検討しております。

この県有林は保安林でありますので、県関係機関との調整が必要なため、打ち合わせを行います。県からは、具体的な事例を提示していただかなければ判断ができないというようなことを聞いておりますので、今後、町から事例を提示して、どのような規制がかかるか教えていただくことになっています。

次にエ、豊川右岸の護岸整備についても、今年度のダム湖周辺整備検討業務委託の中で検討しています。

「ダム湖周辺整備基本方針及び基本計画」いわゆる「ダムインパクトビジョン」には、道の駅したら周辺からダム堤体周辺までをダム湖へのアプローチゾーンと位置付けておりまして、寒狭川沿いを堪能できる散策路整備等の振興策を講ずることとしています。

現在、県において計画している豊川右岸の護岸整備では、より水際に近い所に散策路になる通路を設けると聞いております。この整備で、水辺へのアクセスが良くなり、魚釣りや自然体験やマルシェなどの賑わいの創出が期待されていることから、国、県とともに、付近一帯の関係者と協議を重ねて道の駅を中心とした新たな空間を創出したいと考えております。

また、この通路を経由して、国が整備したネコギギ系統保全施設やダムサイト方面への散策路として新たな動線として活用できるものと考えています。これらの検討にあたっては、地元、清崎、田内の皆さん、道の駅周辺の事業者の皆さん、観光協会、商工会、漁協などとも積極的に意見交換をして、より良い計画として盛り上げていきたいと考えております。

次に、2「ダムを利用した地域振興策について（八ッ場ダムと比較して）」について、御説明させていただきます。

まずはじめに、アについて回答させていただきます。

まずは、日々変化する現場の状況を見学できる展望施設は必要であると思いません。また、工事の進捗により、今しか見れない場所も見学ができれば、昨今の、インフラツーリズムの人気も高まっておりますので、リピーターも増えるのではないかと思います。

ダム完成後においても、ダム湖とダム本体を一望できる散策路及び展望施設は、今後の観光客が訪れる絶好のスポットになると思えます。

特にダム本体に隣接する山村都市交流拠点施設側から堤体、及びダム湖が見えるようにできればと思えますので、以前議員が話されていた山の伐採は必要と考

えております。伐採し、低木に樹種転換をして整備し、併せて散策路ができれば、見晴らしい眺望になるのではとっております。

整備にあたっては、山村都市交流拠点整備も今後予定されており、これに併せて国、県、下流市と一緒に検討できればと思います。

次に、イについて回答します。

道の駅したらから旧田口線沿いを通過し、ダム本体、山村都市交流拠点施設、そしてダム湖を自転車等で周遊できるように、ダム本体のエレベーターには自転車が乗れるスペースの確保を要望して、通常より広く設計されていると聞いております。議員のおっしゃるとおり、エレベーターで下に降り、ダム堤体を見上げたときの感動以外の仕掛けは現在持ち合わせておりません。私も宮ヶ瀬ダムへ行ったときに同様なことを感じましたので、何か楽しい仕掛けができないか、国と県と一緒に知恵を絞りたいと思います。

次に、ウについて回答させていただきます。

このことについては、ほかの八ッ場を視察した方から水没地域ごとに施設があって、経営は地域住民が行っておりまして、他地域との連携がなされないと聞きました。今後、設楽町でも複数の施設整備計画がありますので、連携は不可欠とっております。協議会という形になるかわかりませんが、まずは、話合いの場ができればとっております。

また、施設整備にあたり、事業の実施や施設の運営に携わる、又は協力いただける方とは、施設の設計の段階からプレーヤーとして事業に参画していただきたいと考えております。

説明は、以上です。

4 原田(直) では、分からない点等を質問させていただきたいと思っております。

先ほど、一番最初に企画の関谷課長から、私の質問内容が違っているよと説明を受けたのですが、私の認識だと、施設の維持管理費に使うよということだと理解をしているのですが、先ほどだと、整備の事業にも使えるというお話だったと理解をします。それは、そういう形でいいと思うのですが、施設ではなくて、例えば町道だとかの整備だと、起債等を使ったほうが私は有利ではないかと思うのですが、その辺の考え方について町はどうなのでしょう。

企画ダム対策課長 原田直幸議員の、基金を使う前に、もっと有利な財源を使って基金の持ち出しをなるべく少なくするように考えたかどうかということだと思っております。

町としましても、基金を最優先ということではなくて、有利な補助金、起債とか、そういったものを優先的に考えまして、今後基金の充実に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4 原田(直) それでは、次にいきたいと思っております。

今言ったように、1億5,000万円が計画的に必要ですよということで、多分基金のほうも、そういう財政計画で積立て等もやっていると理解するのですけれど

も、例えばさっき言ったように、6,000万ならば、6,000万残りますよね、そうした場合に、基金の運用としてどういう形を考えてみえるのか。設楽町が1億5,000万使うので、例えば48億5,000万しか運用しないよとか、そういうふうな形になってくると思う。残った分の運用というのほどのように考えているのか聞いてみえるのか、聞いてみえるのだったら教えていただきたいと思うのですけど。

企画ダム対策課長 残った金額におきましても、現在のことを考えますと現金として持っていることはあまり利率を生みませんので、残った額についても、債券、電力債だとかですね、そういったもので利益を生むよう管理されるものとおります。

4 原田(直) そういうふうに思っているよじゃなくて、町として、ぜひともそういうふうにやってほしいということで、要望をしていただきたいと思います。

次に、小水力発電などについて、なるべくこちらの補助をもらって整備をしていくと。基金の目減りを少なくするというお話だったので、それはそういうふうにしていただきたいと思います。

次に、道の駅周辺の整備についてです。

十字の交差点にするよというお話に聞こえてきましたけど、十字の交差点にすると、奥に何かものをしていなければならないと思うのですけれども、先ほどだと、今検討をしているというお話です。今年度の予算の中では、ダム湖周辺整備事業でそういうのを検討をしているという話を聞いていますけど、今12月ですよ。あと3か月しかないと思うのですけど、そこら辺の腹づもりはあるのかなのか。また、未公表だから発表できないよというのなら、いつ頃発表ができてどういうふうなことになってくるのか、今の現時点の考えがあったら教えていただきたいと思います。

企画ダム対策課長 このことについては、令和4年度、今年度のダム湖周辺整備事業の委託で一応しております。で、大変申し訳ございませんが、今検討が少し遅れている状況がありますけれども、議員がおっしゃるとおり、貯木場の跡地、西山団地のほうにつきましても、どのような形にするかということ、今年度末までに案が書ければと思っております。その後の公表となります。

町長 今担当が申し上げたとおりでありますが、交差点につきましても、西山の活用方法、またその貯木場の跡地の有効利用についても、交渉するにあたって絵を描かないと交渉ができませんので、絵と言ってもある程度大ざっぱな物でしか描けませんので、描いて、それで交渉をしていくということにしております。その上で、それから先に住民の皆さん、これに書いてありますけれども、商工会であったり、住民の皆さんであったり、いろんな方とお話をする中で、本当に最終的にどうやって使っていくかというところは検討をしたいと思っております。

4 原田(直) ぜひとも、良い計画を作ってください、地域振興につながることをお願いをしたいと思います。

そしてもう1点、最後に、眺望施設をやりたいよと言っていました。ぜひやっていただきたいと思うのです。さっき言ったダム直下についても、今のダム湖周辺整備事業でせっかくお金をかけているので、そこら辺のこともある程度費用をかけて、それを基に下流と交渉するとか、そういうことを検討していただきたいと思うのですが、今回の中にはそこら辺は入っていないのか、確認をさせていただきたいのですけど。

企画ダム対策課長 今、原田議員がおっしゃられたダム直下の振興策、山村都市から見える山の整備につきましては、今回の事業の中には入っておりません。ただ、こういう振興策については、国、県とも話合いの場でこちらから要望を出せば、話を聞いていただけると思っておりますので、しっかりと話をしていきたいと思っております。

以上です。

4 原田(直) 今回予算が入っていないということです。ダム本体の設計もだんだん始まってきていると理解をしています。それからダム湖の山村都市交流施設も、下流に要望するにも、ある程度絵を描いたものを、こういうふうに出す町としては整備をしてほしいとかいうのもあると思うので、そこら辺も含めて来年度予算にぜひ計上をしていただいて、なるべく早いうちに手を打っていただきたいと思えます。

町長、お答えいただけるならば、それもお答えいただきたいと思えます。

町長 8年延びてしまいましたので、時間があるようですが、今からきちんとこういう態勢を整えてですね、私、一番大切なのは、きちんと住民の皆さんがどういうふうに使っていくのかというのを先に議論をすることだと思っております。議員の質問の中にも、例えば、バンジージャンプであったり、水陸両用車であったり、いろんなことが考えられます。ですが、一番大事なのは、私どもはいろんな提案をしていきますけれども、その中で住民の皆さんがチャンスと捉えて新たなことにチャレンジをしていただける、そんな雰囲気ができたら一番いいなと思っております。多分これ、いろんなことをやるにあたって、下流も含めて民間の事業者を募集すると、やりたい興味のある方がたくさんおみえになると思っておりますけれども、そんな中で、地元の産業につながっていくことに重点を置いてやっていきたいと思っておりますので。西山の話も含め、ダム湖周辺整備もですが、大至急組織を立ち上げてやるように指示をしておりますので、早めにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

4 原田(直) ぜひとも、そういう形で進めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

議長 続きまして、7番金田文子君の質問を許します。

質問の前に訂正をお願いしたいと思います。

お配りしました定例会日程の、金田文子議員の質問1の文言に記載ミスがございましたので。「生活指導提要」と書いてありますのを、「生徒指導提要」と訂正をお願いしたいと思います。「生活」と「生徒」の違いで対応が変わりますので事務ミスとして訂正をお願いしたいと思います。

それでは、金田文子議員の質問をお願いいたします。

7金田(文) 7番金田文子です。通告いたしました2項目について、一括方式で質問いたします。

はじめに、「生徒指導提要（改訂版）に基づく教育の充実について」です。

12年ぶりに「生徒指導提要」が改訂されました。以下、「提要」と申します。

子どものための教育について、旧来の考え方が大きく変容していることが読み取れます。提要に沿って、各地で校則の見直しや学校のホームページへのアップ、また子どもの参加権を保障する動き、学校教育への家庭・地域の参加などが加速されることが予想されます。

設楽町でも、学校統合問題を契機に子どものための教育について学ぶ町民が増加中であります。単に経験知に基づいた考えだけでは時代の要請に追いつけないため、これからを生きる子どもたちの教育に必要な情報を十分学ぶことが大切になっています。

教育委員会においては、既に教育委員会定例会のアーカイブ動画配信、小中学校統合だよりの配布・回覧などを実施し、情報共有に努めておられます。子どもにとっての教育環境整備に、家庭・地域が重要なパートナーであると町民の理解を深めるを工夫しておられますことに敬意を表します。

現職教員でもいまだ知らない人が少なくないといわれる「提要」には、教育の指針になることが具体的に示されています。子どもにとって最重要な教育の場である家庭にも有益な情報が満載です。「提要」改訂版は、多忙な教員たちが使いやすいようデジタル化を意識し、関連法令などのページに飛べる仕組みを加え、閲覧性も高められるとのことでした。

そこで、①教育委員会ホームページでも「提要」へ飛べるようなリンクを貼って、教育に関心ある町民に閲覧性を高めていただけますように提案します。なぜなら、基礎になる前提事項を共有しないまま話合いを進めると、不毛な議論に終始する場合があります。前提事項を共有できるツールとして「提要」は有益だと思っておりますが、いかがでしょうか。

続いて、「小中学校統合だよりの」創刊号に記載のあった事項について質問いたします。

まず、子どもの参加についてです。「統合だよりの」統合の方向性の項目1、2に、子どもの参加権、意見表明権を保障していると推察できる記述が見当たりません。子どもの権利保障は「提要」の新ポイントと承知しておりますが、子ども

の権利保障については、教育委員会はどのような見解をお持ちでしょうか、伺います。

3番目、「制服」の項の記述はうなずけます。性的マイノリティーへの配慮も込められていると推察します。人権の観点から当然なことは明記して、遅れている理解を是正するように努められたいと考えますが、いかがですか。

また、田口高校制服と同一デザインにすることは、経済性の点から私個人として賛成できます。高校生に聞いたところ、伸縮性があって動きやすく良いとのことでした。しかしながら、着用する当事者中学生への説明・納得が第一義であります。この点についてはいかがでしょうか。

④、PTAの項でお尋ねします。規約統一などの協議の場において、保護者の現況に即して負担の軽減を図る、組織・活動内容の見直しはされるのでしょうか。PTA作業などに無理があるという場合は、行政予算で対応することも考えておられるのでしょうか。

では、2つ目の質問項目、2番目「介護保険改定に係る負担増への配慮について」質します。

9月議会で、後期高齢者の医療費負担の増大の懸念を質したばかりです。10月に医療費の支払いが2割負担にアップしてびっくりした人もあるのではないだろうかと思っています。

さらに介護保険利用料が増えていくことで、高齢者の負担が増すばかりではなく、支える家族の負担も増大する懸念が湧き上がっております。

一つ、介護保険サービスの利用者負担を見直し、原則2割にする。

一つ、現在、利用者負担なしのケアマネジメント——ケアプラン作成ですね、を有料化する。

一つ、軽度者——要介護1、2の訪問介護——ホームヘルプと、通所介護——デイサービスを介護保険から外して自治体サービス——地域支援事業に移行する。

この3つの改革案は繰り返し提案されながら、介護現場や利用者からの反対の声が強かった。弊害が大きいからです。

原則2割負担となれば利用控えが進むことが懸念されます。利用者負担の原則2割化は、1割負担の利用者にとって負担の倍増となります。利用するサービスを絞り込まざるを得ない方が出るでしょう。それにより、重症化リスクを高め、結果的にかえって介護保険財政を圧迫することになると指摘する声は多いです。また、特に訪問型サービスは、住民主体でのサービス提供が求められているものの、実行したくても担い手の育成・定着が進まない、人材不足の状況が我が町にはあります。

既に要支援者への訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行は、「全国一律の基準ではなく地域の実状に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にする」という名目のもと、多くの反対の声を押し切る形で実行されています。国の社会保障で、制度があってサービスがない状況は許されません。

しかし、自治体サービスである地域支援事業に移行すれば、サービス確保の責任は自治体に移ります。

現政権が掲げた介護職などの賃金を月額9,000円増加させることを目指した政策が2022年2月から始まり、9月までは交付金として支給され、10月以降は介護報酬に組み込まれて恒久化されることになっているとのことです。それに伴って利用料は増え続けるのだろうか。不安は尽きません。

次の改定は2024年4月です。それまでに我が町の現状を詳細に把握して、声を挙げていかなければなりません。

そこでお聞きします。

①介護保険利用者の実態と負担増に対する配慮は、現在どうなっているのですか。住み慣れたこの町で、地域で、最期を迎えることが可能な態勢は、実現できそうでしょうか。

②退院後にリハビリを必要とする、自宅療養者の生活は今後も維持できるのかお聞きします。現在は遠方から出張してくださる事業者がありますが、恒久的な保証はありません。今後も自宅でのリハビリが可能になるように、近隣の病院・事業者との提携などについて考えられているのでしょうか、伺います。

③利用者負担の増大は、介護する家族の負担増につながります。40代、50代の方たちにも理解しやすい説明をして備えてもらう必要があると考えますが、この点については、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終えます。答弁をお願いします。

教育課長 では、教育委員会より、「生徒指導提要(改訂版)に基づく教育の充実」についてお答えいたします。

まず、1つ目、教育委員会ホームページにリンクを貼ることについてです。

今回の生徒指導提要の改訂は、生徒指導に関する考え方や実践的な指導方法等に係る学校・先生方向けの基本的マニュアルである「提要」を、この12年間の時代の変化に即して見直されたものであります。現在の社会的な状況に踏まえて貴重な手引きであると認識しています。

適切な生徒指導への考え方や指導方法をはじめ、いじめや虐待、不登校等への対応など、学校側はもちろんのこと、保護者・家庭、地域の皆さん方にもさらなる関心・意識を持っていただくべき内容と思っておりますので、より良い子どもさんの育成につながるよう、御提案のように周知を図っていきたいと考えております。

2つ目です。「統合だより」への子どもの参加権等の記述についてであります。

「統合だより」は、学校統合という町の大きな節目について広く地域の皆様に関心を持っていただくとともに、統合に関する具体的な事項の調整状況や進捗状況などを定期的にお伝えしていくツールとして発行するものであります。

10月に発行しております創刊号は、小中学校の学校規模適正化の方針——統合の体系とか時期、学校名等を改めてお知らせするとともに、田口小と田峯小、そ

れから設楽中と津具中がそれぞれ統合するにあたっての調整事項、例えば教育目標とか学用品などの物だとか、部活動、制服、通学方法等などについて、保護者らの御意見・御要望や学校との調整等を踏まえて、まとめた方向性を紹介しているものであります。

一方、ここで言う「子どもの権利保障」に関しては、「提要」には「児童の権利に関する条約」、「こども基本法」などの記述と併せて、児童・生徒の権利を理解することの重要性などについて記されております。こうした点は学校統合が有る無しにかかわらず、生徒指導の実践においては留意すべき大変重要な項目であると思っておりますので、まずは先生方を通じて子どもたちの思いとか考え方などを収集・把握しながら、必要に応じて「統合だより」などを活用して情報発信していきたいと考えております。

3つ目です。性的マイノリティーの理解の遅れの是正、それから制服デザインの生徒への説明について、です。

制服の選択の自由度を高めることは、ジェンダー平等の推進はもちろんのことですが、保護者の方々の経済的負担の軽減といった点も加味しております。こうした取組が、保護者の皆様はじめ、地域の方々に向けて広く周知されることで、テレビの向こう側でなく、ごく身近なところでも多様性の認識とか配慮がなされていること、またそれが至極普通のことであるということを感じていただくことができるものと考えております。大上段に構えるような形ではなく、普通の取組をこうして重ねていくことで、地域にこうした意識が根付くよう取組を進めていきます。

また、当事者である中学生への説明についてですけれども、現在、月例で開催しております校長会を皮切りに、保護者会とかPTA役員会など適宜利用しまして、各校にショーウィンドーよろしく現物を展示するなどして説明を重ねております。また児童生徒の皆さんに対しましても同様に直接見て触れていただく機会を既に設けておりまして、こうしたことで理解を深めていただいておりますので、これで意見等を伺って検討の参考にしていければと思っております。

4つ目です。PTA組織等の見直しについてです。

「統合だより」創刊号にも示しているのですけれども、PTAについては、規約の統一などについて、今後両校PTAで協議決定していただくこととしておりますけれども、その中で時代の流れに即した見直しなども含めて詰めていただければ、それも統合後の円滑な学校運営の後押しにつながると考えております。

一方、PTAの皆様の日頃の熱心な取組には本当に頭が下がるところなのですが、児童生徒数の減少とか保護者・先生方の多忙化等もありまして、従来の取組を維持するということは一層厳しくなっている状況であります。現状に即した見直しの検討によって活動項目とかそれぞれの規模を絞り込むことも一つの方法ではあるのですけれども、PTAの皆様の意向を踏まえつつ、行政として



対応とか協力が必要な部分については、学校などとも協議しまして、対応方法を前向きに探っていければと思います。

以上です。

町民課長 町民課からは、「介護保険改定に係る負担増への配慮について」お答えさせていただきます。

まず、1点目の、介護保険利用者の実態と負担増に対する配慮は、現在どうなっているか、そういう御質問ですが。

介護保険利用者の実態ですが、介護保険利用者は65歳以上の人口——9月末現在ですが、2,237人のうち、サービス利用者が244人、10.9%の方が介護保険のサービスを利用しております。

現在2024年度の改正に向けて介護補償制度の3年に1度の見直しが検討されております。改正の内容は制度を維持するため負担と給付の見直しを焦点として、厚生労働省が社会保障審議会の部会で議論しており、年内に具体案がまとまるようです。最終的にどのような内容で改正がされるかが今現在決まっておりますが、現段階でどのような負担増となるのか不明なところはありますが、その内容を注視しながら、改正案が出された折には東三河広域連合が中心となって、関係市町村と連携しながら負担増に対する支援策について検討されることとなるかと思っております。

続いて、住み慣れた地域で最期を迎えることが可能な態勢は実現できそうか、との御質問です。

現在、設楽町では名峰福祉会に訪問看護ステーションを委託しています。この訪問看護は、可能な限り自宅で自立した生活を営むことができるよう看護師が自宅に出向き必要なサービスの提供を行うものです。サービスの内容は、病状観察、日常生活指導、褥瘡の予防及び処置、リハビリテーション、ターミナル期の看護、家族に対して介護方法の指導・助言・相談などがあります。

御質問にもありました、最期を迎えることが可能な態勢ですが、ここで言うターミナル期の看護がそれにあたります。しかし、自宅での看取りの場合、家族の協力が大前提であります。本人が自宅でと願ってもそれをサポートする家族の協力がなければ実現しません。あくまでも最期を迎えたいと願う方とその家族が中心で、それをサポートするのが訪問看護の役割となります。今現在24時間対応ではありませんが、態勢は一部整っていると考えております。

続いて、退院後にリハビリを必要とする自宅療養者の生活は今後も維持できるのか、ということですが。

現在、訪問看護によるリハビリは西三河訪問看護ステーションが行っております。退院後のリハビリを在宅でできるよう看護師が自宅に出向きリハビリ等を行っていますが、もちろんこれは恒久的な保証があるものではありません。

近隣の病院や事業者との連携は、とのことですが、訪問看護を行うための看護師の確保が非常に難しい状況がある中で、近隣の病院や事業所においても訪問看

護を行えるような余剰人員をもっているわけではありません。今ある数少ない事業者に対してサービスの維持継続できるよう支援・協力しながら、その一方で訪問看護の今後の見通しと、新たな連携を検討する必要はあるかと思えます。

続いて、利用者負担の増大は介護する家族の負担増につながる。40代、50代の方たちに理解してもらふ必要がある、という御質問です。

介護保険に限らず、国保、後期高齢などの社会保障制度全般について見直しが行われている中で、9月定例会の折にも説明しましたが、令和6年度からの専属の職員による重病化予防に対して計画的に取り組むことを申し上げました。こうした今後の取り組みを行う中で、40代、50代だけでなく、若い世代にもっと予防というものに関心を持ってもらうことで、将来的に医療費の削減にもつながり、それが負担を減らすことにもなります。何より本人が健康な人生を送ることにもなってきます。介護に的を絞った事業展開でなく、町民の健康を考えていく中で、健康予防への理解を求めていく必要もありますし、相応の負担への理解を求めていく必要もあると考えています。今後も関係部署と連携し、町民への情報提供を行いながら、若い世代にも保健制度への理解を求めていきたいと考えております。

町民課からは以上です。

7 金田(文) 教育委員会、教育課におかれましては、多様性を認める、あるいは包摂的な社会を作るといふ、そういう姿勢がはっきりと私たちのほうに見えてくるような取組を進めていただいておりますので、今後も一層進めていただくことを期待しております。

再質問としては、先ほど御答弁の中にもありましたが、子どもの権利条約などについても、特に教職員の理解は大切ということは、提要の中にうたわれていたと思います。私も、今まで何度も、学校の指導だけではなくて、議会なり、いろいろな町の意見をみんなで集めるところなりに、子どもの参加がないじゃないかということは何度も訴えてきましたが、ここに来て、生徒指導提要にもはっきりうたわれるようになりましたので。先生方への理解とか確認というのは具体的にされているのでしょうか。校長会だとか、教員の研修の機会だとかでされているのかどうか、教えてください。

教育長 はい、実際にそういうふうに周知されているのか確認ということで、私がこの職になってから、そういう報告は校長会等では聞いておりませんので、また一度直近の校長会でその辺を校長先生方から伺いたいと思っております。

今回の改正の提要なのですけれども、8月26日に最終案がまとまって、これから公表になっていくので、まだ完成品が県教委のほうから届いていないので、完成品を持って、学校のほうにどういうふうに周知をして、一人ひとりの先生方にもそれが浸透をしていくような方法をとっていきたいと考えております。

7 金田(文) おっしゃるように、今々発表されたばかりのことなので、まだ知らないという方もいるのが多分実状だと思いますし、実はヒアリング等をしていまして、子どもの権利について御存じないんだなという方もいらっしゃるし、家庭と

のパートナーシップというところでも、保護者が学校のことについてとやかく言うのは、というふうな気持ちを持っていらっしゃる方もあるやに感じましたので、やっぱり、そのこのところはこれからの方向と違うということを感じていただくような手立てをこれからよろしくお願いいたします。

子どもの権利に関する条約は、第44回国連総会において採択されました。日本は平成2年に署名をして、平成6年に批准して、条約の効力が生じていますので、こういう法的なものについては、たとえ個人の今まで培ってきた考え方とは違っているとしても、教職員とか行政職員とか、議員も当然そうですが、やはり法に準拠していくということはあたりまえのことなので、ぜひ、極めて重要なことなので、確認というか、教育委員会は指導をする立場だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、東三広域連合の介護保険のほうについて、きれいなお答えをいただきまして、全然非はないと思っておりますが、やはり言葉の上では言えるのだけど、現実、豊橋や豊川や、みんな入っている東三広域連合ですので、平均的な、平準的な施策ができてくるのは致し方ない。でも、実は設楽町とか豊根とか東栄みたいな所は、平均的なことではもう追いつかない状態にきているのが現実です。ですので、本当に地域の実状に合わせた多様な人材、多様な資源を活用したサービスの提供とか、住民主体のサービスの提供というのはできると思いますが、現状で。町民課長 議員のおっしゃるとおり、豊橋、豊川、そうした大きな市町と同じようなサービスの提供ができるか、人材の面、いろんな面も比べてみても、なかなかこういう山間地域で、特に今介護職の人材が不足しているというのは近々の課題であります。これは、うちだけではなくて、東三河全体、あるいは全国的な話もあります。

少し前に、厚生事業団の理事の方が変わられたということで設楽町に御挨拶に来られたときに、愛厚ホームを厚生事業団が運営をしておりますが、なかなか介護職の人材の確保が難しいということで、これから外国人の実習生を受け入れながら、人員の確保を図っていきたいというようなことを言われました。ただ、こちらのほうに配属されるわけではなくて、生活基盤が整っている、都会にある厚生事業団の施設に勤めていただくと。やはり、こちらのほうですと、外国の方が生活する上で不便なところもあると。買物に行きたいけれど行けない、誰かに連れて行ってもらわないと買物すらできない、そういった状況があるということで、都会のほうに限って外国人のそういった人を入れていくというようなことがあります。やはり、立地的にどうしてもそういった生活基盤の脆弱さによって、そういう人材の確保が非常に難しいというのは重々承知をしております。その辺を、広域連合の中でもうまく話をしながら、少しでも人材確保のために何か良い方策がないか、今後もいろいろ課長が入る窓口長会議というのも定期的に行っておりますので、そういった中で検討課題として、問題定義を今後もしていきたいと思っております。

以上です。

7 金田(文) もちろん、東三広域の介護保険の事務の担当の皆さんで知恵を出し合っていたら、計画をしてくださると承知はしていますが、現実的に、設楽町ならば設楽町の様子を見て考えて、もちろん、町民、住民も一緒になって考えて、こういうふうにしていこう、こういう資源が足りないから、足りないならばこうしていこうというようなことをみんなで考えないとだめだと思うので、東三広域連合の仕事と言いながらも、実質自分たちで考えなければいけないと思います。この点は、課長さん、町民課はいろんなことをやらなくてはいけなくて大変だと思いますが、ぜひ、ヘルパーさんとかいろんな関係の方々との話し合い、あるいは住民の介護予防に頑張っているような人たちとの話し合いなどで、ないなりに何を頑張ればいいのかということがお互い明確になるようなふうに、ぜひ仕組みをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

町民課長 今現在、新城以北の市町村で構成する北部医療圏ですとか、あるいは北設3町村で構成する、医療問題を検討する協議会などが組織化されております。同じ共通の課題を持つ市町村の集まりでありますので、そういったところで意見を出し合い、それを協議する中で、東三河広域連合のほうに皆さん合わせて要望をしていくとか、今までにないようなやり方も今後必要ではないのかなと思っております。いろいろ北部医療圏の医療介護の連携なんかも今検討されておりますので、そういう中で、介護職員の確保、あと医療問題もいろいろ問題はありますけど、そういったいろいろな場面で協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

7 金田(文) 大変難しいことをお願いしているということは重々承知ですので、どうか、本当に具体的に考えていただきたいと思います。

1つだけ私がずっと気になっているのが、家族主義。家族の人に相談をしてという、もちろんするのですが、現実にはここに家族が住んでいない年寄りが大半なんですね。高齢者のうち同居家族がいない、年寄り同士で2人で暮らしているという、あるいは一人で暮らしているという人たちが大半なので、やはり、家族主義というところをもう少し緩めて考えないと、いつまでも家族主義と言っていると、最近マスコミで話題になっているようなところみたいだなと思うのですが。家族がいなくてもみんなで見守れるというところに視点を当てて、まだ10%前後の方しか介護保険を使っていないとおっしゃっていましたので、年寄りがこんなに多いのに、みんなすごく頑張っているわけですから、そこをうまく生かしていただきたいなということを感じましたのでお願いしておきます。

それから、先ほど、令和6年からの取組の、若い方たちが介護予防に関心をもっていただくようにというお話、これ非常に重要で、私もそうでしたが、元気なときは一つもそんなことを気にしていなかったのですが、いざそうになってから考えようと思っても取り返しがつかないので、体力とかも。40代、50代くらいの方が自分事として考えていただくように、ぜひお願いしたいと思います。その方針は

良いと思います。令和6年度からと言わずに令和5年度からお願いしたいと思いますが、何か具体的に考えていらっしゃることはあるのでしょうか。

町民課長 今現在、具体的な考えを持っているわけではありません。申し訳ありません。令和5年度、来年度からある程度、体制、整備も含めて、専属の職員も決まってくると思いますので。そういった中で、そういった方法を5年度中にどういう計画を作ろうと練る中で、若い世代へのアプローチを考えていくかというものも併せて考えることになりますので。今現在、こういう案があるというのは特別持ち合わせておりません。すみません。

7 金田(文) 先のことに手を打っておいてもらいたいので、申し上げます。ちょうど予算編成の時期ですので令和5年度に展開ができるように予算とかを作っておいていただいて、令和6年度に実際の事業が動き出すというときには当然ちゃんとした計画ができているということで動き出していただけるように、わざと先のことを言っています。後のことを言ってみてもどうしようもないので、ぜひ、どちらも。教育についても町の宝が育ち、町がいかに継続できるかが人材にかかっているので、すごく重要です。町民課のほうの、みんながいかに楽しく生きて、楽しく死ぬ——楽しく死ぬと言ったらおかしいですが、ああ、ここに住んでいて良かったと死ぬということは、当然、この町は良い町だなと思っていただける最低条件だと思いますので、ぜひ、重ねてお願いして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これです、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようでありますので、2時半まで休憩といたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時31分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番村松純次君の質問を許します。

2 村松 2番村松純次です。議長のお許しをいただいたので、事前に通告いたしましたとおり、まずは一括で質問いたします。

最初に、「今後の有害鳥獣駆除と報奨金について」お聞きします。

設楽町は、過去捕獲数が伸び悩むシカに対して報奨金を引上げ、対策を講じ、成果を上げてきました。しかし、その後、近隣町村の要望や、不正防止の観点等から近隣町村と足並みをそろえるべく5年かけて同等額に引き下げてきました。

そこで、近隣町村と足並みをそろえるという観点などから、今後設楽町における有害鳥獣駆除と報奨金の在り方についてお聞きします。

1つ目、先日設楽町猟友会総会で、会長もこのことに触れていましたが、添付した表にあるように、有害駆除のメインであるイノシシやシカの報償金額は近隣

町村と揃ってきました。しかし、最近被害も増えているハクビシンやカワウ、アオサギなどは差が広がっています。近隣町村と足並みをそろえていく観点から言えばこちらにも揃えていく必要があると思いますが、今後調整していく考えはあるのでしょうか。

2つ目、設楽町内の猟師さんは、私の知る限りでは年間150頭ほどシカを食肉利用に回しています。食肉利用した場合、別枠で数千円の補助支援制度があると思うのですが、こういった制度を活用して猟師さんの捕獲意欲やジビエ振興の活性化を図っていく考えはないのでしょうか。

3つ目、設楽町では、町外在住の有害駆除認定者がかなりみえると思います。その人数と捕獲頭数の割合がどのくらいになっているのか。また、許可を出すのにどのような条件があるのか。今後も同じような体制でやっていくのか、考えを教えてください。

次に、「WRC開催を終えて設楽町の自己評価及び次回開催に向けて」をお聞きます。

皆さん、待ちに待ったWRCが11月に開催されました。近くで観戦された方たちは、なかなか体験できない迫力に感動したことだと思います。その一方で、数々の問題点もあり、残念な結果になってしまったことも事実です。

そこで、事業内容や成果目標にあったように、世界規模の発信力の活用と地域との協力により町のPRとイメージアップを図り、安全に楽しく観戦、応援できるように大会を盛り上げるといったことができたのかをお伺いします。

1つ目、一般車両侵入は、周知が足らなかったせいではないかとか、中継の電波状況が悪すぎるとか、ほかの地域と比べると盛り上がりにかけていたのではないかと、といったことがささやかれていると思いますが、設楽町としての総評、自己評価をお伺いします。

2つ目、次回以降開催時にも誘致できるように、また国内にとどまらず、世界に設楽町をアピールして地域おこしにつなげ、一つの文化として育てていくためにはどうしていくべきと考えているのかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

産業課長 産業課長、今泉がお答えしたいと思います。

まず、1つ目につきまして、先日の設楽町猟友会総会に私も出席しまして、会長からお話しがあることは、町側も承知しているところです。

鳥獣被害において、イノシシやニホンジカが中心となっており、それ以外のアオサギ・カワウなどの鳥類やハクビシンやタヌキなどの獣類による被害も増加傾向になっており、捕獲頭数も昨年度の実績より増えることを見込んでおります。

議員の御指摘のとおり、今後、被害防止の推進や従事者の捕獲意欲向上を考え、近隣自治体の捕獲単価と歩調を合わせ、検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、2つ目です。獣害鳥獣の食肉利用について御説明します。一般質問の要旨説明書の表中にある単価で御説明したいと思います。

農林水産省の鳥獣被害防止総合対策事業で定める捕獲単価に該当した場合、国県補助及び町の補助を併せ、イノシシですと3万円となっています。その内訳として、国が定める単価が7,000円。豚熱感染関連でイノシシに限り県が上乘せする単価が1万3,000円、設楽町が定める単価が1万円となっており、合計で3万円となっております。

また、シカについては、国が7,000円、県単価は0円、町単価が1万円となっており、合計で1万7,000円となっております。その中の国が定める単価区分として、埋設した場合、1頭当たり7,000円、ジビエ利用などの食肉利用した場合は1頭9,000円という補助制度が定められております。

設楽町で補助申請している区分は埋設した場合を適用しており、1頭7,000円となっております。ジビエ利用などで食肉利用する場合は2,000円上乘せすることができるような支援制度となっておりますが、聞いたところ、数年前、この支援制度の件で食肉利用施設の責任者に打診したところ、引取証明書を発行する手間や、捕獲した場所まで引取りに行く手間がかかること、常に受け入れる体制が整っていないことから断念したという話を聞いております。また、単価上乘せのメリットとして、捕獲者に対して支援されているが、受け入れた食肉利用施設には支援されていないことも断念した理由の一つと考えております。

現在、年間150頭ほど食肉利用されていると聞いており、町側も食肉利用施設で引取証明書を発行していただき、捕獲支援が円滑に実施されるよう働きかけを進めていきたいと考えています。また、受け入れた食肉利用施設に対しても、何かしらのメリットが生まれるような考えを検討していきたいと考えております。今後、何らかの支援ができるよう施設等と相談をし、ジビエ振興の活性化が図れるよう考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3つ目、町外在住の従事者数について御説明します。

令和4年10月1日現在で、有害鳥獣捕獲従事者は全体で136名、うち、町外者が73名であり、全体の約54%となっております。

次に、捕獲頭数について御説明します。

今年度の実績としては、年4回の捕獲報告のうち、2回の捕獲実績がございますので、そのデータに基づいて、説明させていただきます。

捕獲頭数全体で821頭、うち町外従事者の捕獲頭数は362頭で、全体の約44%となっております。

次に、捕獲を許可する条件について御説明します。

愛知県鳥獣捕獲許可事務取扱要領の基準に準じて許可しており、法、省令、規則及び鳥獣保護事業計画に従うほか、鳥獣の被害者、又は被害者から依頼された者で、愛知県に住所を有する者、狩猟免許の欠格事由に該当しない者、狩猟免許の取得者となっております。なお、町として特別な条件は設けていません。

今後の見通しですが、有害鳥獣捕獲従事者の高齢化や、成り手不足により、今まで以上に被害が拡大することが危惧するため、町内従事者のみだけでなく、町外従事者の協力をいただき現在の体制を維持していきたいと考えております。

以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課から、「WRC開催を終えて設楽町の自己評価、及び次回開催に向けて」、お答えさせていただきます。

はじめに、WRCの設楽町としての総評、自己評価についてお答えさせていただきます。

最初に、WRCの開催に当たり、交通規制への協力など、多くの住民の方や事業者などに御協力いただき、無事開催できたことを誠に感謝申し上げます。また、3つの観戦場所やコース沿線、リエゾン区間などで大きな御声援、応援いただきまして、誠にありがとうございました。

今回のラリーは、2年間の延期を乗り越えて開催されました。初開催であり、競技者、観客、地域住民の安全確保ができ、安全に走行することが第1の目標でありました。残念ながら、車両トラブル、一般車両の進入等のトラブルがあり、SSで一部キャンセルになりましたが、設楽町内で世界最高峰のレースが目の前で繰り広げられることができました。

WRCでの町の役割として、ラリージャパンを開催を支援する支援委員会に所属しておりまして、広報・啓発、住民への周知、3つの観戦場所の運営などを主にサポートしてまいりました。

まだまだ、一般的にラリーは認知度は低いこともありまして、ラリーに興味を持っている方だけでなく、一般の方、特に子どもさんや女性など、今までラリーに興味なかった方をターゲットにPRを実施してまいりました。周知としては、道の駅したらの1周年イベントなど各種イベントで、設楽町やラリーをPRする缶バッジ作り体験やラリー啓発用グッズの配布、ラリー車に興味を持ってもらうためにラリーカー仕様のラジコン操作体験などを実施しております。

また、WRC事務局による特別授業が津具小学校で行われ、ラリーの話や勝田選手によるデモンストレーションランが行われ、津具小中学生や津具保育園児や一般の方も参加しまして、大変盛り上がりを見せております。協議当日は、町内の小中学生の皆さんにも観戦していただきたく周知しましたところ、町内ほとんどの小中学生が面ノ木や東部区の観戦場所で観戦されました。

自己評価・総評としまして、世界規模のイベントが無事開催できたことは、良かったと思っております。検証についてはこれからですが、WRC事務局、町職員、地域の方、ボランティアの方などの意見を聞いて、来年につなげたいと思っております。

全体的な反省点として、町内外へのPRや町内全域での盛り上がり対策、地域振興策など準備不足でありました。開催されない2年間の間に住民への周知・理



解や協力体制ができていればと、開催してみても、準備不足だったなど痛感しております。

設楽町のPRについてですが、世界選手権でありますので、町内の競技コースとして、「稲武ダムSS」と「設楽タウンSS」があり、「シタラ」の名前が、全世界に配信されました。また、町のホームページへのアクセスや電話等で問合せも多くあり、設楽町の知名度アップにつながったと思いますが、設楽町の魅力がPRできたかという点、あまりできていなかったのではと思っています。

次に、地域振興につながっていたかでありますけれども、多くのWRCスタッフやボランティアの方の宿泊や、弁当、観戦場所への出店など経済効果があったとは思いますが、それ以外のことについては、今後検証していきたいと思っております。また、他市の状況も踏まえ、検証をしていきたいと思っております。

観戦場所においては、大きなトラブルもなく安全に観戦ができたのではと思っておりますけれども、観戦方法については、多くの課題が残ったと感じております。例えば、面ノ木や東部区は無料観戦場所でしたが、有料観戦場所とした方がよかったのか、駐車できる台数が少ない箇所は、送迎バスを走らせたほうがよかったのか、観戦場所が住民専用の観戦場所のほうがよかったのか、いろいろ思うことがあります。

また、役場の体制としては、担当課の企画ダム対策課で主に開催に向けて準備をしてまいりましたが、準備段階から関係する課と連携を取って進めていけば幅広い対応ができたと思っております。また、住民との協力体制も不足していました。そんな中、沖駒地区では地元の方の出店、駐車場整備への協力など御協力いただくことができましたので、今後、各地区でも住民の方とそういったことができればと思っております。

来年のラリーの開催ですけれども、先日、2023年のWRCラリーカレンダーが発表され、日本開催が決定し、おそらく今年と同様最終戦で、時期は令和5年11月16日から19日に開催されることになりました。今年度の開催の状況を踏まえ、来年以降の開催に向けて取り組んでいきたいと思っております。

次に、②の「一つの文化として育てていくためには」との御質問であります。

来年以降の3年間については、豊田市が主催で開催する予定となっております。このことについては、本年11月10日のセレモニアルスタートのときに豊田市長より関係市町へ協力依頼があり、設楽町もその中に含まれておりますので、設楽町で開催されると思っております。

一つの文化として育てていくには一朝一夕ではできないと考えます。WRCラリーに関していえば設楽町が実施主体ではありません。4年後には開催されない可能性もあります。そういった中、文化となるためには、設楽町としてどれだけ取り組むかが重要になると考えます。豊田市では2年前から独自のラリーを、新城市では全日本のラリーを開催し、来年20年を迎えます。町としての姿勢、継続が必要と考えます。

また、地域の方が毎年楽しみにするイベントから、地域の方の理解と地域や職場の盛り上がりの醸成、そして、地域に根差したものとして定着し、文化へつながるものと考えております。多くの協力者の確保等の課題に取り組み、町全体でアイデアや面白い取組を実行できるよう考え続けることが文化へつながると考えております。

説明は、以上です。

2 村松 ありがとうございます。

では、先に有害駆除のほうのことについて、追加で質問を2点ほどさせていただきます。

現在、有害駆除で捕獲された個体に対しては、大部分はやはり埋設処理されていると思うのですが、かなり重労働で、今流通が制限されているイノシシの出没数も最近ところ増えていたり、猟師さんの高齢化で埋設場所も確保するのが難しくなっているという問題も重なって、埋設処理が難しくなっていくと思われるのですが。埋設処分に関しても国のほうから補助金や何かいろいろ出ていると思うのですが、埋設処分に係る支援や焼却処分、また減容化施設の整備など、国の支援が手厚いうちに何か検討していくという考えはないのでしょうか。広域的にということなのですけれども。

もう1点が、私が聞いた一部の町外有害捕獲認定者の方の話だと、無償でも僕たちはいいんだよと。町のほうだと捕獲する場所がなくて、場所がないのと、機会が欲しいという声をよく聞くんですね。そこで、例えば報奨金の支給額を半分にして、その削減した分を小動物の報奨金アップに充てたり、若手の猟師さんの育成だとか、担い手の育成だとか、あとは、捕獲後の処分に関するところの支援や資金に充てるといった考えはないのでしょうか。また、その残りの半分の報奨金も設楽町の商品券などで支給して、設楽町内で消費していただくといったような考えはないのでしょうか。

まず、この2点、よろしくお願いします。

産業課長 まず、焼却施設に関しては、国の補助制度がございまして、平米当たり38.1万円という形で、2分の1補助がある、そういった補助制度がございまして。この焼却施設に関しては、現段階で必要だということと言われて、じゃあ町で建設をするということは今ちょっとできないかなという感じで。あと、例えば、関係する団体や事業者が申出されて、その支援を前提に運営を要望をしていただければ、そういった補助制度に基づいた動きはできるかもしれないかと考えます。

ただ、現在、近隣の東栄町では、動物園の飼育用の餌としてジビエを受け入れる施設があると聞いております。そのような施設を活用するのも、今後の考えの方法の一つになるのではないかという考えもあります。

次に、町外の従事者に対する報償金の考え方についてですが、現在、報償金で金額の差をつけることは難しいのではないかなという考えがございまして。あくま

でも、許可は設楽町内の被害者から依頼をされたということで許可を出して獣害駆除をしているという観点から、ちょっと難しいのではないかなと考えます。

あと、先ほど言った小動物についてのアップは、財源うんぬんは別として検討をしていく方向ではあります。

あと、報償金の支給の商品券の関係ですが、現在、町内外問わず、報償金のうち2割相当分を設楽町の商品券で支給しておりますので、今のところはこれを継続しようかなということ考えております。

以上です。

2 村松 ありがとうございます。焼却処分というか、埋設が難しくなっていて、処分がかなり困っていく状況にこれからなっていくと思います。東栄町の、動物園へ運んでいくというのも、すごい量を消費できているわけではないので、現実的ではないのかなという感じがします。少しずつ考えていったほうがいいのではないかと思います。

もう1つ、WRCのほうのことをお願いします。

中継の電波状況が悪かったという話をちょっと聞いたのですが、これは地形的な原因が要因なのか、それとも、ずっと問題視されている北設のネットワークの環境の悪さが原因なのか、どちらだったのでしょうか。もし分かれば教えてください。

企画ダム対策課 ラリーの映像が乱れていたことについてだと思います。WRCのラリーの中継は、基本的にヘリコプターでの映像の中継等もあります。そういったことにより、うまくつながっていけない部分もあります。ただ、車載カメラでの映像というのもありますけど、もしかしたらなのですけども、携帯電話の未普及の所において乱れていたのかもしれない。

以上です。

2 村松 携帯電話の電波の状況があまり良くないということですか。

企画ダム対策課 携帯電話が途切れているというのは可能性の話で、正確にはどうやって乱れているかは聞いてはおりませんが、世界のラリーで行いますので、基本的にヘリコプターを使ってやっていると聞いております。

2 村松 わかりました。どうも、設楽町の所だけあまり良くなかったという話を聞いたものですから、印象が悪くなかったのかなと思って確認させていただきました。

以上で、質問のほうを終わらせていただきます。

議長 これで村松純次君の質問を終わります。

議長 次に、日程第6、議案第68号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第68号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を説明しますので、資料の31ページを御覧ください。

下記に記載する松井利文さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

本議案は、加藤明美委員の任期が令和5年3月31日で満了することに伴い、人格識見が高く、人権擁護委員の適任者として、松井利文さんを委員候補者として推薦するものであります。

松井利文さんは、同法第3条の住所要件及び第6条第3項の議会の議員の選挙権を満たしています。

なお、任期は、同法第9条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。

説明は以上です。

議長 本案は、人権擁護委員の推薦について、議会に意見を求めています。御意見はありませんか。

11 加藤 意見というか、質問でもよろしいですか。

加藤明美さんが退任されるということで、松井利文さんがということで。人物等適確と思いますが。これは、清嶺地区の方が辞められたので清嶺地区から選任されるということで考えてよろしいでしょうか。

町民課長 特にそういうことで決めているわけではないのですが、地区のばらつきがないように、なるべく同じ地区で選任できるようにしております。

11 加藤 私も地域の人にとって、人権擁護員の方が近くにいるというのは大切なことだと思うので、4地区からバランス良く、今後も選任されていくことがいいかなと思っておりますので。今後もそんなふうにしていかれるということでよろしいですか。

町民課長 今後も地区に偏りが無いよう、うまく選任できるように努力していきます。

議長 ほかにございませんか。

5 今泉 松井利文さんですが、今推薦があるのですが、推薦理由がちょっと聞いていないのですが、どんなことで推薦理由になったのか、教えてもらいたいです。

副町長 今、説明の中にも少し説明させてもらったところなのですが、松井利文さんは、人格識見ということで、物事を正しく見分ける力というのですか、能力があるということで、役場の職員として、高校卒業以来42年間役場の職員を務めていただいた方ですので、そういうことで選ばせていただきましたので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 意見がないようですので。お諮りします。議案第68号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」に対する議会の意見は「適任」としたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 68 号に対する議会の意見は「適任」とすることに決定いたしました。

---

議長 日程第 7、議案第 69 号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案 69 号「財産取得契約の締結について」を説明しますので、32 ページを御覧ください。

アグリステーションなぐら備品購入に係る契約の締結につきましては、「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条に規定する「予定価格 700 万円以上」の財産の取得に該当し、指名競争入札により財産の取得金額を 1,045 万円として、落札者の有限会社豊和事務機と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、10 月 25 日に 7 社による指名競争入札の結果、税抜 1,166 万 6,000 円の予定価格に対し、落札価格は税抜 950 万円で、その落札率は 81.43%であります。

具体的な備品の内容は、資料の 35 ページから 37 ページに記載してある物品であります。全て、木製品とした内容で発注したものであり、財源は森林環境譲与税を活用するものであります。

詳しい資料の説明につきましては、産業課長より行いますのでよろしく願いいたします。

産業課長 アグリステーションなぐらの改修工事に伴いまして、9 月補正で備品購入として追加させていただいた中の発注となっております。

当初、補正時にも説明しましたが、既設利用を最初試みてはありましたが、そののち関係者と協議をした結果、修理に少しかかるということもありまして、新規にリニューアル感を出す必要もあるという話も出まして、購入という方法で組ませていただきました。一応木製品ということで、森林環境譲与税を利用できる、財源のあるものを選択し、設楽町の 3 つある道の駅の一つとして PR していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

三七原 この、別紙のほうを見させていただきまして、木製品で、上のほうに書いてあるところだと、飛騨産業の同等品ということで、似たような物を作ってくださいねということで、あとは、設楽町産の杉を使ってください、産地証明も付けてくださいということで、そこまでは分かりました。

それで、お伺いしたいのは、製作をするのに、受けられた落札業者に対して木材の加工等については、設楽町内にこういう技術を持った会社なり職人さんがいるから、こういうところに声をかけてくださいねという要望というか、そういった情報提供というのは行われているのでしょうか。というのは、今設楽ダムの事

業についても、やはり伐採というと、国のほうは森林組合さんに声をかけてくださいね、というようなことも情報としてされていると、それはあたりまえだと思うのですけれども。こういう、町内の物件ですので、材料だけじゃなくて、手を加えるというところまで、紹介ということはあってもいいと思うんです。そこから先、金額が合わない、工期が合わないから契約できる、できないは別として、そういった、町内にこういう業者がいるから使ってくださいということまで情報提供されてしかるべきだと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

産業課長 七原議員の言われることはごもっともだと認識しております。今回、補正で予算を上げており、急きょ、アグリステーションとの協議の中、備品等を再利用する方向で進んでいたのですが、その中で、こういった形で時間のない中で進めたところがありますので、言われるとおりの配慮が行き届かなかったというのが現実あると思われまます。指名登録者の入札業者から、こういった形で選ばせていただいたというのが経緯でございます。

3 七原 それは、わかっているのです。元請でやられる業者が町内の所だったら、そこはそれで、町に税金も戻ってくる、町内の業者が受けたということで、そこから下請等が発生しても、それはしかたがないというか、あれなんですけれども。今回、請けられた元請が、それは町外の業者さんなものですから、そこで、実際に町のほうでどう絡んでいくかということになると、材料だけではなくて、加工してもらった所も町内の所、当然できる所があると思っておりますので、そういった所を、落札業者に対してこういう所が家具を作れるよ、あるいは、全部を見たわけではないですけれども、建具屋さんでも作れそうな物もあったので、ここもそれなりの技術を持っているよということで紹介をしてあげるとかですね、そういったことをしていただければと。今から間に合う、間に合わないというのは、また別の話ですけれども、そういった紹介があってもいいのではないかなと、そういう意味で申しました。いかがでしょうか。

産業課長 七原議員が言われた内容について、帰って担当と協議をして、進めることができるようであれば、考えていきたいと思っております。

6 金田(敏) 33 ページの、入札執行状況についてお願いします。こちらに、辞退と不参加とあります。多分、辞退というのは事前に辞退届が出ているものと思われまます。不参加というのは、もしかしたら無断欠席だったのではないかと思うのですけれども。もし、そうであったとするならば、それは、発注者に対して大変失礼な態度だと思っておりますが、それに対しての何らペナルティー等は、あるのか、ないのか、その辺をお聞きします。

総務課長 確かに、議員のおっしゃるとおり、不参加とあるのは時間までに出席がなかったということでありまます。こういったところを見ながら次の同様の指名等で若干考えが入るかもしれませんが、特段ペナルティーという形では現在は扱っておりません。

以上です。

6 金田(敏) やっぱり、無断欠席は、本当にこれは発注者に対して大変失礼な態度だと思うのです。入札に参加しないのならば、最初から辞退届をすれば済むことですので。これに対しては、やはりペナルティーはペナルティーとして、しっかりやるべきだと思います。そういう視点で今一度考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

5 今泉 アグリステーションなぐらの備品の購入についてちょっとお聞きしたいのですが。この道の駅は第3セクターの組合員で構成されていると思うんです。今回の備品購入の中で、⑥から⑩、これまでに置き物販台となっているのですが、この件については、委託販売の商品を置く台だと思うんです。その台で間違いないでしょうか、それを聞きたいです。

産業課長 アグリステーションの店内における陳列の話になると思いますが、アグリステーションに来られたことはあると思うのですが、ほとんどが持込みの委託販売になっていると思われまますので、物販台というところは、そういった委託というか、組合員の商品を置いて販売しているという形だと思いますが、よろしいでしょうか。

5 今泉 それは、地元の人々の農産物とかそういう物を出すならば結構ですが、ほかに観光土産品があると思うんです。それをアグリステーションなぐらのほうで委託販売をしてもらおうんですね、業者さんが。そのときに、アグリステーション側のほうとしては、業者さんのほうから商品に対して30%から35%くらいの利益を得るんです。その利益を得るのに、なんで構成員の方のほうから商品台を作るときにそういうお金を出さないのかなということが疑問になりました。業者さんは、販売をしてもらうときには、置場を作らなければならないので業者もちゃんとそういう台を作ってくるんです。作ってきて、そこに商品を置いて販売してもらうということなんだけど、ということは、アグリステーションのほうはそういうことをやらないのですかね。それを不思議だなと思うのですが、いかがでしょうかね。

産業課長 アグリステーションが町と使用料を支払っていただいで施設を運営しているという感じになっておりますので、備品も使用料に含めて実施をしていくと認識をしております。

5 今泉 そうすると、業者さんたちは委託販売に、これだけの物を作るとどこでも商品を置かせてもらえると考えていいでしょうか。

産業課長 どこでも置けるとは思いますが、アグリステーション側がどうしたいかという意向もございませますので、そちらと協議をしておく場所が決定されるのではないかと考えております。

議長 ほかに。

2 村松 これを見るとかなりの量だと思うのですが、既設の備品の処分方法はどのようなふうになるのでしょうか。

産業課長 11月の終わりくらいから営業を控えていきまして、今現在そういった物を処分する物は処分をし、移動して保管できる物は保管をするという形で動き始めているところです。

2 村松 よく、昔からあるのは、地元の方で、せりというんですかね、オークションみたいな形で引き取っていくということもあったと思うのですが、使えない物は処分ということですかね。で、よかったですかね。

産業課長 現段階ではっきりしたことは言えませんが、今は旧名倉中に運搬して保管しているという形で。その後については、処分という形で、住民の方がたに提供するという方式もあると思います。

10 田中 課長の答弁を聞きますと、アグリステーション側と十分な連携というか、対話ができているのかなと疑問に感じました。先ほど今泉議員が、商品の陳列棚は通常持込みのある業者があれば、そこが行って負担をしてするものだという事については、今の課長の答弁は分からないということだったと思うんですね。その辺の擦り合わせをどの程度やっているのかというのはお聞きしたいのですけれども。例えば、冬にアグリステーションで餅を売っていましたが、今年もどうも売る予定なのですが、実は今日から閉まるので、どこで売なのか聞かれていますか。

産業課長 経営の全てをどういった形で営業をして、どういう物を置いて、どこに置いてこういうふうに営業をしているかまでは把握しておりません。申し訳ないです。

4 原田(直) 1点だけお聞きしたいのですけれども、圧縮等は、設楽町産杉と書いてあります。それが4番まで書いてあります。5番からは、設楽町産材と書いていないですよ。なぜそれが、そういうふうになったのか。その下には産地の証明が必要だとは書いてありますが、東栄町産なら認めるかという話になるのですけど、その辺はどういう考えなのかお教えいただきたいと思います。

産業課長 仕様書を細かく見ますと、安全性というところで圧密というところを使用しております。

4 原田(直) 圧密は、設楽町産じゃないとできないということなんですか。

産業課長 選定のビジョンというか、考え方としては、目につく所は設楽町産材ということで、物販というのは物が置かれるので、そこまで設楽町産材にこだわらなくてもいいじゃないかという判断でこういう形にしております。

4 原田(直) 町長、その考えでよろしいのですか。

町長 今も少ししゃべっていたのですが、私が議員のときに言っていたことと、少し方向が違いますので。これはもう入札をしましておりますので、業者さんとお話ができるか分かりませんが、お話はしてみたいと思っておりますが、これから、職員もなるべく町内にあるものは町内のものを使うという認識を持っていろんなものに取り組んでいくような指導をしたいと思っております。この件について



ては、私も少し決裁が甘かったということだと思っておわびを申し上げたいと思います。

議長 討論に入る前に暫時休憩をとりたいと思います。いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、40分まで休憩といたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時41分

---

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。今泉産業課長。

産業課長 先ほどの、町産材の件ですが、設計当初、町産材で検討はしましたが、材の調達が難しいではないかという形になりまして、こういった仕様書を作り上げた経緯がありましたので、報告したいと思います。

6 金田(敏) 議長、附帶動議、6 番金田。

議長 6 番、金田敏行君。

6 金田(敏) 先ほどの地場産の資材についてですけれども、議会としては、出来る限り地場産の資材を使用していただきたく、附帶動議を付けて提案いたしたいと思っています。

議長 ただいま、動議の意見が提案されました。出来る限り地場産を利用しながらやっていただきたいと。それが町の方針じゃないかという意見だと思います。その附帶動議に賛成される方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

それでは、附帶動議をつけまして、討論に入りたいと思います。

討論のある方。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

議案第 69 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を、ただいま動議がありましたとおり、附帶動議を付け、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 8、議案第 70 号「財産の処分について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 70 号「財産の処分について」を説明しますので、資料の 38 ページを御覧ください。

本議案における、主要地方道設楽根羽線付替工事用地としての土地及び立木に係る町有地及び立木の処分につきましては、「地方自治法」第96条第1項第8号並びに「設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に規定する5,000平米以上の土地の財産処分に該当し、資料のとおり国土交通省設楽ダム工事事務所から補償額として1,458万9,741円が提示されましたので、本契約の締結に当たり議会の議決を求めるものであります。

今回の財産処分は、設楽ダム建設に伴う水没付替道路、主要地方道設楽根羽線の付替工事用地及び支障立木として、資料の処分財産の表示のとおり、設楽町八橋地内の宅地126.77平米、保安林5,644.56平米、山林769.90平米、合計6,541.23平米の用地と立木を処分するものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第70号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第71号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第71号「指定管理者の指定について」を説明しますので、資料43ページを御覧ください。

下記に記載する、設楽町コミュニテイプラザしたらの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者として選定する団体は、設楽町商工会で、所在地は設楽町田口字上原2番地6、指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

提案理由としましては、指定管理者制度の運用以来、現在までの管理実績に基づき、引き続き設楽町コミュニテイプラザしたらの管理運営を効果的かつ効率的に行うためであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 71 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 71 号を、総務建設委員会に付託いたします。

---

議長 日程第 10、議案第 72 号「東三河広域連合の規約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 72 号「東三河広域連合の規約の変更について」を説明しますので、資料の 45 ページを御覧ください。

本議案は、東三河広域連合で処理する事務を追加するため、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、東三河広域連合規約の変更について協議する必要があるため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、2 点あります。

1 点目は、東三河広域連合規約の第 4 条に「広域連合の処理する事務」が規定されていますが、その第 4 項に、改正前の社会福祉法人に関する事務に、社会福祉連携推進法人に関する事務を追加するものであります。

背景といたしましては、令和 2 年 6 月の改正社会福祉法で、社会福祉連携推進法人制度が新設されたことによるものであります。

この社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を営む社会福祉法人や NPO 法人を社員として、相互の連携を推進する非営利法人のことをいいますが、イメージとしては、複数の社会福祉法人がグループ化して設立する一般社団法人のことであります。

近年、高齢化人口の増加などにより、地域社会における福祉ニーズは複雑化、多様化しています。そのため、これからの社会福祉法人にはより幅広い福祉サービスの提供が期待されますが、個々の社会福祉法人では提供できるサービスには限界があります。そこで、複数の社会福祉法人が相互に連携し合って、より適切に福祉ニーズに対応することができるように創設されたのが、この社会福祉連携推進法人制度であると言われております。

2 点目は、旅券法施行規則の全部改正により、法令番号を改めるものであります。背景といたしましては、旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえて、必要な規定の改正を行ったことによるものであります。

施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日からであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) ちょっとはっきり聞き取れなかったので、社会福祉連携推進法人、グループでおっしゃったときに、PFIとおっしゃったのですか、何の方式とおっしゃったのか、分からなかったのです。それで、その方式とはどういうものなのか、もう少し詳しくお願いします。

副町長 少し、早口でしたので、聞き取りにくかったのもう一度説明をさせていただきます。

この、社会福祉連携推進法人が追加された背景としましては、社会福祉事業を営む社会福祉法人やNPO法人を社員として、相互の連携を推進する非営利法人のことをいいますが、イメージとしては、複数の社会福祉法人がグループ化して設立する一般社団法人のことと言われております。

近年、高齢化人口の増加などによって、地域社会における福祉ニーズは複雑化、多様化しておりますが、そのため、これからの社会福祉法人には、より幅広い福祉サービスの提供が期待されておりますが、現在の個々の社会福祉法人では社会資源が少なく、提供できるサービスには限界があるということで、複数の社会福祉法人が相互に連携し合って、より適切に福祉ニーズに対応することができるように、組み合わせさせて会社を設立してもできるということで、社会福祉連携推進法人制度が設立されたので、そういう会社も含めますよということで今回改正されるものであります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第72号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第72号を、総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第11、議案第73号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」から、日程第12、議案第74号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第73号、及び第74号の給与改定に係る2議案について、地方自治法第96条第1項の規定により、それぞれ別紙のとおり提出します、また、一括して説明しますので、よろしくお願いします。

今回の改正につきましては、人事院は令和4年8月8日に、民間のボーナス支給割合、4.41か月との均衡を図ることで、ボーナス——勤勉手当を0.10か月分引き上げ、年間4.40か月にすることと、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号棒について改定を行うものであります。

最初に、議案第 73 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 48 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、本年 8 月の人事院勧告に伴う「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が令和 4 年 11 月 11 日に可決、11 月 18 日に公布され、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を 0.10 月引き上げ、それぞれ令和 4 年 12 月期及び令和 5 年度の期末手当の支給割合を 2 段階で改正するためであります。

第 1 条及び第 3 条は令和 4 年 12 月 1 日から適用し、第 2 条及び第 4 条は令和 5 年 4 月 1 日から施行する改正であります。

具体的には、令和 4 年 12 月期の期末手当の支給割合を「100 分の 162.5」から「100 分の 167.5」に「0.05 月」引き上げることにより、年間の支給割合が「3.3 月」になりますので、令和 5 年度の 6 月期と 12 月期は、いずれも「100 分の 165」に改めるものであります。

なお、附則として、第 1 条は施行期日及び適用期日であり、第 2 条及び第 3 条は、既に支払われた 12 月期の期末手当は改正後の規定による内払いとみなす規定であります。

続いて、議案第 74 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 54 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものであります。

改正理由は、本年の人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律」が、令和 4 年 11 月 11 日に可決、11 月 18 日に公布され、この一部改正に伴い、給料月額を平均改定率 0.23% 及び勤勉手当の支給割合 0.1 月を本年 4 月 1 日に遡及して引き上げるものであります。

また、議会議員及び常勤特別職と同様に、本年 12 月期及び令和 5 年度の勤勉手当の支給割合を 2 段階で改正するものであります。

そして、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、20 歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30 歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改正するものであります。

以上、2 件の詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

総務課長 非常に丁寧に副町長が説明いただきましたので、私のほうからは言うことはありません。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議案第 73 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この条例の第1条と第2条の関係をもう少しきちんと把握しなければいけないと思うのですが、第2条は内払い分で、第1条がこれから払うと、新しい給与の基準になるのでしょうか。

総務課長 改正の条文の1条でよかったですか——の説明。1条と2条。

まず、1条で0.05月を上げることになっておりまして、第1条は施行は公布の日——附則の1条ですけど、公布の日になります。附則の1条の2で、この1条と3条については、この4年の12月1日から適用するということになりまので、12月1日のボーナスを算定する基準日には0.05月を上げた計算をします。で、施行の日からですので、6月は関係ないというか、従前どおり払っています。で、12月分で0.05を上げるというのが、この1条。で、2条で今度は来年の4月1日の施行で期末手当を今よりも0.25上げた状態にする。それが6月と12月があるので、合計で0.05になる。それについての施行は来年の4月1日ということで、言ってみれば、12月分を1回今年0.05分今年に上げますよ、で来年4月1日になったら、これを6月分を0.25上げて、12月分を0.25、今上がったところから下げて両方合わせて0.05に戻します、という流れになっております。

議長 ほかにありませんか。

4 原田(直) 次のところにも関係あるのですが、今回これで可決という予定だったので、支給は職員等について、12月10日がボーナス、期末手当の支給日だと思うのですが、それに間に合うのでしょうか。

総務課長 今日通れば、支給日に改正後の状態で払うことは理論上は可能です。ですが、準備等の関係で、内払い規定がありますので、内払いについては1月にずれ込むかなと思っております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第73号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第74号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 74 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 13、議案第 75 号「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」から、日程第 15、議案第 77 号「簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

生活課長 それでは、107 ページを御覧いただきたいと思います。

議案第 75 号「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」。設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出するものでありまして、本条例は、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を令和 5 年 4 月 1 日から適用することに伴い、事業の根幹事項に係る条例を制定するものでございます。

先の全員協議会で説明させていただきましたことと重複する部分もありますが、説明させていただきたいと思います。

全体といたしまして、簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、令和 4 年度まで特別会計を設けて運営していましたが、総務大臣通知の「公営企業会計の適用について」により、早期対応を求められましたので、令和 5 年 4 月 1 日から地方公営企業法の適用のために関係条例の制定、改正及び廃止を本定例会に上程させていただきました。

資料を 1 枚めくっていただきまして、108 ページをお願いします。

第 1 条は、「簡易水道事業の設置」について記載しております。

第 2 条は、「法の財務規定等の適用」について、特に「財務規定等を令和 5 年 4 月 1 日から適用する」ことを記載しております。

第 3 条は、「経営の基本」として、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営する」ことを規定し、また、「給水区域」や「給水面積」、「給水人口」などの基本的事項を記載しております。

第 4 条は、「重要な資産の取得及び処分」として、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条」と同じ内容の規定でございます。

第5条は、「議会の同意を要する賠償責任の免除」として、賠償額が10万円以上の場合に議会の同意を得なければならないという規定でございます。

第6条は、「会計事務の処理」について、会計管理者に行わせる会計事務として、第1号から第3号の事務を規定しております。

第7条は、「議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等」として、100万円以上の負担付きの寄付等は、議会の議決が必要であるという規定でございます。

第8条は、「業務状況説明書類の作成」として、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、それから10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないという規定です。2項では、11月30日までに作成する書類は、前年度の決算状況を5月31日までに作成する書類は、同日の属する年度の予算の概要及び経営方針を明らかにしなければならないと規定しております。3項は、天災等やむ負えない場合の規定でございます。附則としまして、令和5年4月1日から施行すると規定しております。

続きまして、115ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第76号「設楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」。設楽町下水道事業の設置等に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものでありまして、本条例は、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を令和5年4月1日から適用することに伴い、事業の根幹事項に係る条例を制定するものです。

資料は、116ページからになりますが、先ほど説明させていただきました簡易水道の設置条例と同じ作りですので、こちらは、田口地区の公共下水道と名倉、津具地区の農業集落排水を合わせて「下水道事業」として規定しております。

続きまして、122ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第77号「簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について」。簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものでありまして、本条例は、簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を令和5年4月1日から適用することに伴い、本条例を制定し関係条例を一部改正及び廃止するものでございます。

資料は123ページを御覧いただきたいと思えます。

第1条「設楽町監査委員に関する条例(平成17年設楽町条例第28号)」の一部を次のように改正する。第7条中「第233条第2項」の次に、「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項」を加え、「及び財産」を「、財産」に、「調査」を「調書、当該年度の事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書」に改める、ということで。これは、



第7条の「決算、証書類等の審査」について、法適用に伴い、監査について「審査に付す対象」を規定する必要があるため、規定に加えるものでございます。

それから、第2条「設楽町特別会計条例」の一部を次のように改正する。第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げる。これは、第1条の「設置」を地方公営企業法第17条の規定により、該当の特別会計を条例に定めるまでもなく法律上義務づけられているため、規定を削るものでございます。

それから、第3条「設楽町運営基金条例」の一部を次のように改正する。第4条第2号中「簡易水道特別会計歳入歳出予算」を「簡易水道事業会計収入支出予算」に改め、同条第4号中「公共下水道特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計収入支出予算」に改め、同条第5号中「農業集落排水特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計収入支出予算」に改める。第5条中「歳計現金に」を削る。これは、第4条の「運用益金の処理」を公営企業においては、「歳入歳出」の用語を用いず、「収入支出」「収益費用」等の用語を用いるものとされているため、規定に改めるものでございます。また、第5条の「繰替運用」では、公営企業においては、「歳計現金」の用語を使わないため、規定から削るものでございます。

それから、第4条「設楽町簡易水道事業給水条例」の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。第2条、削除。これは、第2条の「給水の区域」を地方公営企業の経営の基本に関する事項は、新規制定する「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例」に規定するため削るものでございます。

第5条「設楽町公共下水道条例」の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。第2条、削除。第3条中、第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。これは、第2条の「設置」は簡易水道と同様に「設楽町下水道事業の設置等に関する条例」に規定するため、本条例から削るものでございます。また、第3条第6号の「処理区域」は、本条例第2条を削るため、「処理区域」が本条例中に規定されないこととなるため削除し、次号から番号を繰り上げるものでございます。

それから第6条「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例」の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。「設楽町農業集落排水処理施設等の管理に関する条例」。第1条中「設置及び」を削る。第2条を次のように改める。第2条、削除。第12条中「別表第2」を「別表」に改める。別表第1を削り、別表第2を別表とする。これは、「設楽町下水道事業の設置等に関する条例」で「設置」について規定するため、題名から「設置及び」を削るものでございます。また、第1条では同様の理由で「設置及び」を削るものでございます。また、第12条中の「別表第2」は、本条例別表第1を「設楽町下水道事業の設置等に関する条例」に移動して規定するため、別表第2を別表に改めるものでございます。

それから、第7条「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例」の一部を次のように改正する。

第2条中「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例」を「設楽町下水道事業の設置等に関する条例第3条第3項第1号」に改める。これは、農業集落排水処理施設の名称及び区域の規定引用元条例が、「設楽町下水道事業の設置等に関する条例」に変更するため、第2条を改めるものでございます。

それから、第8条「設楽町簡易水道施設条例」は、廃止する。これは、「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例」に含まれるため、本条例を廃止するものです。

附則として、「この条例は、令和5年4月1日から施行する。」

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1件ごとに行います。議案第75号「設楽町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

4 原田(直) すみません、3点ほどお聞きしたいことがあるので。

まず、第4条の「重要な資産の取得及び処分」、これ設楽町の条例ができてるのですが、改めて条例をここで制定する意義は何なのかお教えいただきたいなど。公営企業法でそういうふうに分けなければいけないとなっていれば、そういう答えで結構です。

2点目、「議会の同意を要する賠償責任の免除」です。10万円と書いてあります。私、ちょっと記憶がないので調べてみたのですが、例えば公営企業の職員が10万円以上のあれなんですけど、普通の場合ってこういう条例があるのかなと思うのですが、その辺どうなのかお教えいただきたいと思います。

それから、3点目。給水区域の設定をされております。これを見ると、112ページ、川向、八橋がまだ残っています。まあ残さなくてもいいんじゃないかなと。これがあると、誰かが給水をした場合に設楽町が管理をするということになると思うのですが、この際抜けばどうかなと思ったのですが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

生活課長 それでは、第1点目の、700万円以上の、というやつですけど、公営企業会計で今までの管理とは異なる処理をする関係で、こちらの条例に新たに条文として設定をさせていただくものでございます。

それから、第5条の10万円以上の賠償金額のことですが、町のほかの規定にあるかということまでは、すみません、調べてありませんので。準則といいますか、今までほかの公営企業会計法のこちらのルールを作られている自治体等を参考にしながら設定させていただいております。

それから、3点目の、八橋と川向の給水区域の件、私もそうやって考えましたが、まずは、まだ八橋と川向につきましては、条例を制定をした今からすぐに給水区域を廃止するということはできませんので、それが整う見込みが来年度の4

月か……来年1年くらいかかりますとその状況が整うと思いますが、そのときにまた改めて外させていただきたいということで、こちらは、今の状況では、まだ外せないの載せさせていただきます。

以上でございます。

総務課長 損害賠償というところで、私、そちらのほうよく内容を承知しておらないですが、この書き方、職員の賠償責任の免除と書いてあるので、若干ニュアンスが違ふかもしれませんが、一般的には損害賠償、町の損害賠償については全て議会の議決をいただく。ただし、50万円以下のものは専決ができると、事後報告になるという規定はありますので、参考までにお願いします。

4 原田(直) 今の総務課長の説明だと、職員の場合はそういう規定がないということで、もし一般職の職員がそういうことをやった場合は、同じように専決もできないで、全部議会にかけるという理解でよろしいのですよね。

それと、もう1点。さっき生活課長が言った、八橋の所と川向の所って、話ができたと私は理解していたのですが。水道、井戸を掘り直すとか、もう1件のほうは移転をするということで了解を得たと理解をしたのですが、まだ話ができないということなのではないでしょうか。

生活課長 後の質問の、八橋と川向の現在の状況について説明させていただきます。

まず、川向地区の別荘地1件のことですが、そちらは去年別荘地の方の希望により井戸を掘りまして、その方の給水を確保しておりまして、今年度、国の補償も含めて交渉をさせていただいておりますので、近々そちらは解決をして、国の補償ももらえる段取りになります。今これからやることは、消防の給水栓を撤去したり、そういう作業をすることになっていきますので、そちらはもう解決に向かって進んでおります。

それから、八橋の別荘につきましても、交渉をしまして、八橋の別荘の方は移転補償でいたたければということで、移転していただけるということになりましたので、移転補償契約を結びました。それが、今年度末というか3月末までにはその契約に基づきまして別荘を壊していただいて、という段取りで今進んでおります。それを壊し終わった後に、八橋につきましても消火栓とか給水施設の撤去をしまして、国との保証契約になりますので、来年度の中ではそういう段取りで補償が終わり、水道でいいますと、八橋地区の指定といいますか、区域の設定を外してもいい状況になるということでございます。

総務課長 原田議員の、個人の損害賠償という話であります。

私の頭の中ですと、基本的に個人がやっても、まずは町に賠償責任が発生する。で、町が賠償を行う。それに関しては、先ほど言ったように、議会の議決をいただく。そこで個人的な瑕疵なり何なりがあれば、それは町のほうから、公式にそういう手続があるというふうに理解をしております。ということでお願いします。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(敏) 確認でお願いします。111 ページ、よろしいですか。

給水区域のところで、上から4行目のところの右ふちのほうに、田口字上杉平とあるんですね。わかります。その下、6行目、設楽町小松字上杉平とあるんですね。わかります。その下、7行目、同じく、設楽町小松字上杉平とあるんですが、これは3つとも場所は違うんですか。4行目と6行目と7行目。

生活課長 すみません、全部の地番を把握していなくて申し訳なかったのですが、一番上の田口の上杉平と、それから6行目の小松の上杉平は、それぞれ別のものかと思えます。小松の中の7行目の、横吹の隣の上杉平と、先ほどの6行目の上杉平は多分同一のものだと思われます。

以上でございます。

(発言するものあり)

6 金田(敏) 田口第1簡水と第2簡水の違いで、こういう形になると思うのですけれども、この際統一していただいたほうがよろしいかと思えますがいかがでしょうか。

生活課長 御指摘のとおり。でもこれって……すみません、先ほど議員が言われた、第1簡水と第2簡水で、それぞれ示している所が違ったということで、こちらも地名は一緒ですが、第1簡水の該当する上杉平と、第2簡水の該当する上杉平が図面上違うということで、そのままお認めいただきたいかと思えます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第75号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 「異議なし」の声がありましたので、異議なしと認めます。

議案第75号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第76号「設楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第76号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第76号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 議案第 77 号「簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 77 号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 77 号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第 16、議案第 78 号「設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 それでは、「設楽町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例について」ということで、説明をさせていただきます。

全協でも、分かりにくかったかもしれませんけれども、説明をさせていただきました。具体的に条文にするとういう形になるということでありまして。関係する条例、改正する必要がある条例は全部で 8 本になります。8 本をまとめて 1 つの条例で改正するということになります。それぞれ、条例ごとに条文 1 条を使って構成をしております。

非常に分かりにくいので申し訳ないですけれども、まず、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

161 ページからになります。161 ページは、第 1 条分ということ、職員の定年等に関する条例の一部改正になります。条文を分かりやすくするために章立て、章を追加しております。

第 1 条は、地方公務員法の根拠条文を、番号変更等を整理いたしております。

第 3 条、これ、まず定年を 65 歳というふうにしております。

第 4 条で、これ、例外、特例規定なのですが、定年による退職の特例として、特例任用対応職員として、定年退職日に管理監督職員である者の勤務延長について、ここでは整理をしております。

すっといきまして、めくっていただいて、163 ページになります。

真ん中あたりで、第 3 章管理監督職勤務上限年齢制ということ、第 6 条です。管理監督職は、管理職手当支給対象職員で、というふうにここで言うておりまして、具体的には、手当支給職員は課長補佐級以上になっております。

7 条、上限年齢を 60 歳としており、60 歳で役職定年ということ、ここではうたっております。

第 8 条にいきまして、役職定年により他の職へ降任等を行うにあたって遵守すべき基準をここで規定しております。

次のページにいきまして、第9条。管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例、あるいは引き続き管理監督職に任用できる特例任用対象職員について、第9条で規定しております。

まためくっていただきまして、167ページですが、第10条では、今の9条を適用する場合に、職員の同意が必要と。

それから、第11条では、延長の事由が消滅したときの降任等の内容を規定しております。

同じく167ページの真ん中ちょっと上のあたりに第4章とあります。定年前再任用短時間勤務職員、12条になります。

60歳に達して一旦退職した職員を、その後の定年までの間、定年前再任用短時間勤務職員として採用ができるという規定であります。60歳以上で短時間勤務を希望する場合はこの条が適用になりまして、一旦退職ということになります。

一番下のほう、第13条ですが、町が加入する一部事務組合等の職員も短時間勤務の職に採用できるということをここでは規定しております。

次のページ168ページ、第14条。これは規則への委任になっております。

附則に関しましては、定年引上げ中の、定年を順に規定する附則。年によって61から64、そして、これが切れると65歳になるという。順番に上げていくという内容になっております。

それと、60歳に達する前年度に対象職員に対して情報提供と意思確認を行うという内容が附則で書かれております。

では、次にいきます。170ページ、第2条分ということで、設楽町職員の給与に関する条例の一部改正になります。

第7条で、元々再任用職員を規定していましたが、それが、定年前再任用短時間勤務職員という表現に置き換えて規定をしております。

続く15条、16条、20条、21条、24条の2、これらの改正は、今言った、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えているものであります。

では、その辺りを飛ばしていただいて、175ページをお願いします。

附則になります。附則については、60歳に達した日以降、最初の4月1日以降、元の月額給料の70%を支給するという附則になっております。ただし、ここでは附則の14項で臨時的任用ですとか、非常勤、特例任用管理監督職は除くとなっております。

めくっていただいて、給料表が出てまいります。給料表の大きな表が付けてありますけれども、その中で変わっているのが、例えば187ページを見ていただきますと、給料表の一番下の欄に「再任用職員」として給与を規定しておりました。そこを「定年前再任用短時間勤務職員」に置き換えて新たに規定をしているものであります。名前は変わっておりますが、金額を見ていただきますと分かるように、金額のほうの変更はありません。という表が職種により、ずっと続いております。

ですので、ちょっとめくっていただいて、次の改正ですと、207 ページ、第 3 条分ということで、「設楽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、これの一部改正は、引用法令の条項ずれを直す改正になっております。

次のページ、第 4 条分「設楽町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の一部改正で、これは減ずる額について、表現を改めているものでありますが、内容の変更はありません。

次のページ、209 ページ、第 5 条分、「設楽町公益的法人への職員の派遣等に関する条例」の一部改正です。これは、引用法律の条項整理、それから特例任用管理監督職を追加しているものであります。

210 ページになります。第 6 条分ということで「設楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正になります。引用法令の条項ずれの訂正、それから、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」というふうに直しております。

それが、しばらく何か所かありまして、次が 213 ページになります。第 7 条「設楽町職員の育児休業等に関する条例」の一部改正になります。

第 2 条と、第 9 条で、育児休業あるいは育児短時間勤務ができない職員として、特例任用管理監督職を追加しております。

また、第 16 条の表、めくっていただいたところに表があります。それから、次のページにまたがっておりますが、第 18 条の表で、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるということと、215 の一番下の第 19 条、それからめくっていただいた 20 条で「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める形になっております。これ新旧対照表ですけれども。

だいぶ戻っていただくのですが、150 ページを御覧いただきたいと思えます。今、条文の部分を条例一つずつということで、8 条まで今説明をしてきました。で、この施行の附則がすごく長い。何枚もにわたって附則が付いております。

あ、ごめんなさい、附則の前に……すみません、第 8 条を説明を忘れました。一番上の第 8 条で、元々ありありました、「設楽町職員の再任用に関する条例」、これを廃止いたします。

そこから、今言った長い附則になってまいります。

附則の第 1 条は、施行期日。5 年 4 月 1 日です。

附則の第 2 条 1 項は、旧条例での勤務延長職員がいる場合は、退職日から 3 年を超えることができない規定。当町ではありません。

附則の第 2 条 2 項、3 項は、同じく、勤務延長に係る経過措置です。

附則の 3 条から 7 条までは、暫定再任用、これについて定めております。

3 条 1 項と 2 項は、暫定再任用ができる対象者を定めております。3 項は、65 歳以下の者であることという定め。それから 4 項は、更新の場合の勤務評価が良好であること。それから 5 項は職員の同意が必要ということで暫定再任用を定めております。

153 ページ、第 4 条。町が加入する一部事務組合等の退職者を常勤の暫定再任用に任用できるという規定を盛り込んでおります。

めくっていただいて、真ん中あたりの第 5 条は、一部事務組合等の退職者を短時間勤務の暫定再任用に任用できるという規定。

それから、155 ページ真ん中あたり、第 6 条、一部事務組合等の退職者の短時間勤務の任用に係る経過措置となっております。

それから、めくっていただいて 156 ページの第 7 条、それから第 8 条は、施行日前に採用された暫定再任用職員について、法律により定められている内容に合うように規定するものになります。

第 9 条、一番下については、定年になったものを暫定再任用職員を採用する場合に、定年が引上がる基準日に、ちょっとこれうまく表現できませんが、基準日に再び定年年齢未満になってしまうという状況が発生しますので、そこをみなす規定で訂正をしているということになります。

第 10 条、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置になります。

第 11 条、施行日前に情報提供、意思確認する年齢を 60 歳というふうに定めております。

第 12 条は、暫定再任用職員の給料について定めておきまして、定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用し、決定するということになっております。ですので、定年前再任用の短時間勤務職員と暫定再任用職員については、ほぼ同じような位置付けということであります。

第 13 条、160 ページですね、暫定再任用職員の勤務時間休暇等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして規定を適用するということになっております。

議長 途中になりますけれども、5 時に終了しそうもございません。延長したいと思えますけど、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議がないようでありますので、本会議の延長を認め、延長といたします。

総務課長 それでは、続けさせていただきます。自分もしゃべっていてあれなんですけど、「暫定再任用」というのは、今の定年の後での再任用。それから定年が 1 歳、ずつ上がっていきますけれども、その後で 65 まで再任用。で、定年前再任用というのが、例えば、定年がこれから 63 歳になったというようなときに、60 歳を超えたら一旦定年ができる、60 歳を超えた時点で一旦定年をして、もう 1 回 63 歳の定年まで短時間で勤務をするという方がいたら、「定年前再任用短時間勤務職員」という位置付けになります。

で、今言った、どちらの再任用というか、暫定も条件的には同じという勤務形態になります。

そういう内容です。

以上、非常に分かりにくかったと思います。説明している私も分かりにくいなと感じております。大きな制度変更になりますので、この一連の改正に関しまし



ては、うちの例規を扱っているというか、お願いをしております、株式会社ぎょうせいのほうに委託をして作り上げております。ですので、不安な点、問題、分からない点については、そちらと確認をしながら間違いのないように施行に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 私この条例案を読みまして半日かかりました。半日かかっていちおう読了はしたのですが、さっぱり分からないのです。おいおい分かっていくかと思うので。

まず144ページ、第2条の第14項。前項の規定——つまり、13項のことですが、「前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない」ということで、「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員」となっておりますが、この職員に対して、前項の規定を適用しないということは、この人に対して、この人が今よりも優遇されるのか、粗雑に扱われるのか、どちらになるのでしょうか。

総務課長 これ、本当に非常に分かりにくいですがけれども、大元は設楽町職員の給与に関する条例の一部改正の中の附則に加えているのですけれども、今言われた14項の前の13を見ますと、「当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち」……うんぬんの号給の100分の70を乗じて得た額、ということで、役職定年をした後は、60歳になって役職定年をすると、その前の給料月額の70を支給するというのを、この13項で言っていて、それにはこれを外すということで、臨時任用とかそういう人は損はないよ、と言っていますけど、それは今でもそうなので、その人たちを条件を悪くするとか良くするとかそういう問題ではなくて、今までどおりだよ、という理解でいいと思います。

10 田中 そうすると、良くもなし、悪くもなしで、規定を適用しないから今までどおりですよ、こういうことですね。

次は、158ページ。第11条の前の、10条の最後に、「昇任し、降任し、又は転任することができない」となっているのですが、このできないものは端的に言ってどういうものなのでしょうか。

[答弁待ち]

10 田中 これ私、先ほどの質問と合わせまして全部読んでいても分からないのでお聞きしているんです。それで、総務委員会に付託されると思いますので、そこで説明をしていただいて、本会議に報告をしていただければいいかなと思います。

もう1点は、160ページの2行目、12条7項の2行目です。「15条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない」とあるのですが、全部読みましたが、何が適用されないのか分からない。これは何が適用されないのですか。

総務課長 適用しないのは、6条、11条～13条までと14条及び15条の2ということで。まず、条例の第6条を見ますと、初任給、昇級、昇格等の基準ということ

で、暫定再任用ですので、通常は初任給も、もう級で決まってきましたし、昇級、昇格もありませんので適用しない。それから、11条が、初任給調整手当の話が載っておりますけれども、これも適用しない。それから、13までですので、12条が、扶養手当となっておりますね。暫定再任用職員には扶養手当は入れない。それから13条が、これも同じですね、今の12条の続きになりますので扶養手当の話になります。それから14条は住居手当。暫定再任用職員には住居手当が出ない。15条の2、単身赴任手当は規定しておりますので、これは適用しないという話になります。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第78号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第78号を、総務建設委員会に付託します。

---

議長 日程第17 議案第79号「設楽町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 それでは、個人情報保護法施行条例ということで、説明をさせていただきます。概要については、全員協議会でお話したとおりになります。

これは、一部改正の形ではなくて、新規制定の形になっております。

個人情報保護の体系が変更になりまして、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体の個人情報の取扱いを、個人情報保護法で共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が全体を所管するという形に変更になります。

細かなルールにつきましては法律等で規定されることとなりますので、町の条例で定める部分は比較的少なくなります。今まで、細かな部分まで町の条例で規定していましたが、附則の第2条で、今までの「設楽町個人情報保護条例」については廃止ということが、また後ほど言いますけれども、出てきております。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

218 ページです。基本的には、設楽町個人情報保護法施行条例を新規制定し、附則に必要な条例の改正と廃止を行う形式になっております。

では、施行条例のほうの第1条。趣旨は、法律の施行ということで書いてあるので省略させていただきます。

第2条、2項で、実施機関を定義しています。この中に議会は入っておりません。これは、法律で適用除外となっているためでありまして、今後、議会独自で個人情報保護法施行条例を定めることとなりますので、御承知置きをお願いします。

第3条、開示請求。個人情報の開示請求については、無料としています。ただし、写しの交付については実費は負担いただくという内容になっております。

第4条で、諮問機関として、設楽町情報公開・個人情報保護審査会を設置いたします。今現在は「設楽町情報審査会」という名の諮問機関となっておりますけれども、名称を変更しまして、こういった名前になります。また後ほど出てきますが、附則の第6条ではこの審査会の名称を変更するために、「設楽町情報審査会条例」、こういった条例があるわけですが、こちらの名称も変更しております。

めくっていただきまして、第5条は規則委任になります。またこれ、附則が長いです。

附則の第1条は施行日で、具体的には、令和5年4月1日になります。

附則の2条は、先ほど説明しましたが、元々あった、設楽町個人情報保護条例を廃止します。

附則の第3条と4条につきましては、その条例の切替えに係る経過措置になります。

第5条は、審査会の名称変更に伴いまして、「設楽町情報公開条例」の一部改正するものです。

第6条は、まず、審査請求の根拠を条例から法律に改める。また、審査会の名称変更になります。所掌事務を規定しております、220ページの第2条第1号中ということで、ここに情報公開に関する諮問のほか、新条例に基づく諮問と、特定個人情報保護評価に関する規則に基づく諮問を審査するというふうに追加をしております。

附則の第7条は、審査会条例の切替えに係る経過措置。

そして、附則の8条は、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中に、別表で「情報審査会委員」という項目がありますので、これを新しい名称に、「情報公開・個人情報保護審査会」というふうに直すものであります。

条例に関しては以上であります。この法令改正に関する規則、それからさらには要綱等が、設楽町に山ほど関係する規則、要綱があります。これらもチェックをしながら、改正をしていきます。なお、こちらも株式会社ぎょうせいに、規則、要綱等の洗い出しを含めて委託をして進めております。何分大きな制度変更でありますので、各所に確認しながら、間違いのないように運用を進めてまいりたいと思います。

説明は、以上です。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 218ページの第3条2項であります。「当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない」と、開示請求者は、そういうふうには書いてあるのですが、オンラインでデジタル情報を開示請求をした、写しを要請された場合、要するにオンラインでダウンロードする場所があるかと思うのですが、そういう場合の費用負担はどうなるのですか。無料ですか。

総務課長　ここで規定をしているのはコピー代という概念になろうかと思いで、電子データで出す場合は、実費でいうとからないのかなと思いますけれども、その辺はまた精査させていただきます。

10 田中　それが、今度の個人情報保護法の肝になっているというか、無料でA I情報が取得できるとしたために、オンライン上では無料になるとなっているかと思うのですが、正体見えたり、という話ですが。何の目的でこういう個人情報保護法が作られたかのかという目的が分かるというものであります。

第4条ですけれども、審査会の諮問です。審査会に諮問する項目が3点にわたって記述されているのですけれども、この規定は、1号が規定を改正するとき、廃止するときに審査会に諮る。2号は、「第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合」に審査会に諮問すること。第3号は、「第2号に掲げる場合のほか、実施期間における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」としか。その3点しかないですね。例えば、個人情報が不当に使われていると、開示されているという場合にそういうことに対する個人情報の取扱いに対する異議がある場合、あるいは、そんなことをしてもらっちゃ困る、個人情報を開示するのを拒否してほしいというようなことは、これは審査会には要請はできないのでしょうか。

議長　休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長　35分まで休憩といたします。

休憩　午後5時22分

再開　午後5時35分

議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。鈴木総務課長。

総務課長　漏えい等の問題があった場合には、国の個人情報保護委員会のほうに手続を進めていくというようなことはあるのですけれども、田中議員のおっしゃっているような場合に、町の委員会がどういうふうに関係してくるかというところは正確に読み込めなかったわけですけれども、まだ条例の施行には若干日にちはありますので、また専門というか委託先のほうとも確認をとりながら準備を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長　ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長　これで、質疑を終わります。

議案第79号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長　異議なしと認めます。議案第79号を、総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第 18、議案第 80 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」から日程第 24、議案第 86 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 80 号から第 86 号までの一般会計及び 6 特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第 80 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」について、説明しますので、228 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,955 万 8,000 円を追加し、予算総額を 64 億 9,266 万 5,000 円とするものであります。

第 2 条の「繰越明許費」につきましては、232 ページの第 2 表を御覧ください。

今回設定する繰越明許費の合計は、2 件の合計が 914 万 8,000 円であります。令和 5 年度 4 月に予定されております愛知県議会議員一般選挙事業と、同じく、令和 5 年度 4 月に予定されています設楽町議会議員一般選挙事業は、選挙投票日が 4 月に予定されていることから、事業を安全で円滑に執行するために、令和 4 年度から令和 5 年度にまたがり執行展開するものであります。

第 3 条の「地方債の補正」につきましては、233 ページの第 3 表を御覧ください。

「地方債補正」に記載する簡易水道施設更新事業は、田口地区内の下水道工事との事業間執行調整により発注した、配水管更新工事（長江地区）が水源地域整備事業に該当しないため、水道事業債を増額して執行するものであります。

今回の補正予算は、一般会計及び特別会計において、人事院勧告に伴う人件費の調整及び、今年度の人事異動による人件費について、人事院勧告に伴う人件費の調整に合わせて再度見直しを行い精度を高め補正したものであります。

また、電気料などの料金が値上がっているため、公共施設等の光熱水費を増額補正しております。

その他の今回の特徴的な補正内容につきましては、一般会計では、3 款民生費では、愛知県事業ですが、子育て世帯臨時特別給付金として、児童一人当たり 1 万円を給付するための増額補正であります。

4 款衛生費は、簡易水道特別会計への繰出金の増額補正であります。

6 款商工費につきましては、燃料費、物価高騰が続く中、再度プレミアム付商品券を販売し、町民の暮らしを支援するための増額補正であります。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費につきましては、当初予算の重機借上料が、今年度崩土等の補修作業を予算執行しているため、今後迎える冬場の積雪対応に支障が生じないための補正であります。

そして、7 款土木費、5 項公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計への繰出金の増額であります。

それでは、歳出から説明しますので、244 ページをお開きください。

款項目ごとの説明において、一般会計及び特別会計とも、人件費と光熱水費の補正につきましては、先ほど説明した理由でありますので、説明を省略していきますのでよろしくお願いします。

2 款総務費、2 項 1 目徴税総務費の 22 節償還金 30 万円につきましては、住民税に大口の過年度還付が重なったことによる今後の備えのための補正であります。

249 ページを御覧ください。

2 項 2 目賦課徴収費については、コンビニ収納に関するシステム改修について、財源がコロナ交付金対象となることになりましたので、財源更正を行うものであります。

4 項 3 目愛知県知事選挙費及び 4 目の愛知県議会議員一般選挙費につきましては、いずれも委託料として、入場券について印刷に加えて封入封緘作業も委託する補正であります。

251 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 22 節償還金につきましては、平成 29 年度から令和 3 年度までの、福祉医療費支給事業費補助金の県の監査で、受給資格対象者について指摘を受け返還が生じたことによるものであります。

2 目障害者福祉費 12 節委託料につきましては、名倉小学校に現在通学している心身障害児の食事や摂食介助について、学校内の負担が大きいことから、学校介助員派遣としてヘルパーを派遣する補正であります。

5 目やすらぎの里費 12 節委託料につきましては、1 つ目は、やすらぎの里大規模改修設計委託に当初予定していました修繕箇所が増えたことによって、応分の人件費及び諸経費が補正されるものです。

2 つ目は、やすらぎの里指定管理料を、光熱費等の高騰により増額する補正であります。

7 目国民健康保険費及び 8 目後期高齢者医療保険費につきましては、それぞれの特別会計のほうで説明させていただきます。

253 ページを御覧ください。

2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、愛知県が行う子育て世帯特別支援事業補助金を受けて、町内の児童一人当たり 1 万円を給付するために必要な経費を補正するものです。通知する郵送代、振込を行うための手数料、電算システム改修委託費、そして、想定 330 人への給付金に要する補正であります。

255 ページを御覧ください。

2 項 5 目保育園費 13 節使用料及び賃借料につきましては、ジブリパーク内覧会に町内の保育園の園児が入場させていただけることになりましたので、町のマイクロバスだけでは乗れないので、バスの借上を補正するものであります。

4 款衛生費、1 項 3 目つぐ診療所費及び 6 目簡易水道費 27 節繰出金については、それぞれの特別会計のほうで説明させていただきます。

257 ページを御覧ください。

2 項 1 目清掃総務費 18 節負担金補助交付金につきましては、合併処理浄化槽について今年度 6 件の申請がありまして、今後の申請に予算が不足することが見込まれるための補正であります。

259 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業振興費 18 節負担金、補助交付金につきましては、コロナの影響により、畜産の粗飼料価格が高騰していることを受け、経営が悪化している畜産農家の負担軽減を図るために要する補正であります。

3 目農地費 18 節負担金、補助交付金につきましては、農地環境整備事業、川口地区において、追加工事が生じたために愛知県への負担金を増額するものであります。

261 ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費 10 節需用費及び 12 節委託料は、プレミアム付商品券を再度販売するため、需用費として啓発の旗、ポスター、商品券の印刷代、委託料として、プレミアム付商品券関連事務委託に要する費用を補正するものであります。

263 ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項 2 目道路維持費 10 節需用費と 13 節使用料及び賃借料については、当初予算の重機借上料が、補修作業が多く、予算執行しているため、今後迎える冬場の対応に重機借上等補正するものであります。

265 ページを御覧ください。

4 項 1 目住宅費 10 節需用費につきましては、中林住宅、団園畑住宅については、退去後シロアリ浸食が調査の結果分かりましたので、これを緊急修繕を行うものです。また、谷下第 2 団地 4 部屋及び大西住宅は、退去後の経年劣化による修繕を至急行い、次期入居希望者の準備を行うために要する補正であります。

5 項 1 目公共下水道費 27 節繰出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

267 ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費 18 節負担金、補助及び交付金につきましては、新城市消防本部広域消防事務負担金として、年 3 回払いで払っておりますが、その都度精算しておりますが、人件費及び物価高騰、光熱費等の高騰により増額要求を受けての補正であります。

3 目消防施設費 10 節需用費につきましては、防災行政無線の豊邦桑平再送信局の基盤を修繕することに要する補正であります。

12 節委託料につきましては、大鈴中継局に樹木が支障となっているために伐採するための補正であります。

9 款教育費 1 項 2 目事務局費 11 節役務費につきましては、小中学校モバイル Wi-Fi 機器利用料として、児童生徒がタブレット持ち帰りの際に、インターネ

ット回線のない家庭でも使用できるようにWi-Fi機器を導入しており、この利用料を予算計上するものであります。

269 ページを御覧ください。

14 節工事請負費につきましては、小中学校LAN整備事業として、7校全ての職員室にWi-Fi機器がないため、同室でタブレット端末を使い授業準備することができないため、これを解消する整備をするために要する補正であります。

18 節負担金、補助及び交付金 20 万円につきましては、閉校式典事業実行委員会交付金として、令和6年4月に統合する田峯小学校と津具中学校の閉校式典の検討準備に要する補正であります。

5 項 2 目社会体育施設管理費 10 節需用費につきましては、スイスイパークのプール用ボイラー修繕として、修繕を補正するものであります。

271 ページを御覧ください。

3 目学校給食調理場費 10 節需用費につきましては、田口共同調理場のガス漏れ検知器が故障しておりますので、至急対応することが必要ですので補正するものであります。

12 款諸支出金 1 項 1 目積立金 24 積立金につきましては、減債基金利子積立金について、利息率に合わせて補正を行うものであります。

続きまして歳入について説明しますので、239 ページをお開きください。

13 款分担金及び負担金 1 項 1 目農林水産業費分担金 1 節農業費分担金につきましては、農地環境整備事業、川口地区において追加工事が生じたため、受益者からの負担金を求めるものであります。

15 款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金 2 節新型コロナウイルス感染症対策費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、歳出で説明した、プレミアム付商品券販売に要する予算や粗飼料価格高騰対策支援金などに活用するものであります。

6 目教育費国庫補助金 2 節新型コロナウイルス感染症対策費補助金につきましては、感染症対策として町内小中学校に1校90万円を上限に補助としていましたが、104万円を上限に増額になりましたので、これによって補正するものであります。

16 款県支出金、1 項 1 目総務費負担金 1 節ダム対策費負担金につきましては、田口地区公共下水道事業の事業費の増加と簡易水道事業の事業費の減少に伴う水源地域整備事業負担金の修正補正であります。

2 項 2 目民生費県補助金 90 節児童福祉総務費補助金につきましては、歳出で説明した、愛知県が行う子育て世帯特別支援事業として、1万円を児童に給付する費用の補助金であります。

241 ページを御覧ください。



3 項 1 目総務費県委託金 8 節愛知県知事選挙費委託金及び 9 節愛知県議会議員一般選挙費委託金につきましては、歳出で説明した、それぞれの選挙に当たり、入場券の印刷及び封入等の委託に要する費用を愛知県より受けるものであります。

17 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金につきましては、減債基金利子について、利息率に合わせて補正を行うものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出調整で基金より繰り入れるものであります。

243 ページを御覧ください。

21 款諸収入、3 項 3 目商工費受託事業収入 1 節観光施設管理費受託収入につきましては、田原市からのグリーンメッセージ管理運営事業受託料を、燃料費、光熱水費の高騰により補正するものであります。

4 項 4 目雑入 20 節非常備消防費収入につきましては、9 月 1 日に新城市との消防事務の委託に関する協定書が改正されたことに伴い、精算金が発生したことによる補正であります。

22 款町債 2 項 7 目衛生債 1 節保健衛生債につきましては、「地方債の補正」の所で説明したとおり、簡易水道施設更新事業において、田口地区内の下水道工事との事業間執行調整により長江地区で工事をする事になったことにより修正するものであります。

続きまして、特別会計のほうに移らさせていただきます。

議案第 81 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」について説明しますので、275 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 7,769 万 8,000 円を追加し、予算総額を 5 億 9,186 万 4,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、285 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 18 節負担金、補助及び交付金につきましては、療養給付費が予想見込み、3 年間の平均額を大きく上回ったことによる補正であります。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 18 節負担金、補助及び交付金につきましては、高額療養費が予想見込み、3 年間の平均額を上回ったことによる補正であります。

6 項 1 目傷病手当金 19 節扶助費につきましては、コロナにより勤務できなかった場合、対象日数分を支給するものであります。このことについては、全額財政支援を受けるものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、283 ページをお開きください。

5 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金 1 節普通交付金につきましては、歳出で説明した、療養給付費と高額療養費について県より交付金を受けるものであります。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 3 節職員給与等繰入金につきましては、人件費について歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

続いて、議案第 82 号「令和 4 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、290 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 17 万 3,000 円を追加し、予算総額を 2 億 1,334 万円とするものであります。

歳出から説明しますので、300 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 22 節償還金利子割引料につきましては、保険料還付金が見込み額よりも不足したため補正するものであります。

歳入について説明しますので、298 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金につきましては、歳出で説明した保険料還付金について、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

続いて、議案第 83 号「令和 4 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、301 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 2,979 万 4,000 円を追加し、予算総額を 9 億 759 万 2,000 円とするものであります。

第 2 条の「地方債の補正」については、304 ページの第 2 表を御覧ください。

「地方債補正」に記載する簡易水道施設更新事業は、先ほど、一般会計のほうで説明をした田口地区内の下水道工事との事業間執行調整により、配水管更新工事として長江地区で行うものですが、水源地域整備事業に該当しないため、水道事業債を財源として増額して執行するものであります。

歳出から説明しますので、312 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目施設管理費 10 節需用費 3,162 万 2,000 円につきましては、今年度の道路、水路、下水道などの工事を進める中で、水道管など移転等が必要となったため補正するものです。具体的には、平山地内の県代行飯田海老線での配水管布設替え、田口地区の公共下水道工事調整で仮設管の修繕、三都橋地内の水路工事の仮設の配水管設置、ダム関連で川向加圧ポンプ場の取壊し、川向地区名倉での新規加入者の配水管、給水管工事です。以上、5 件に要する補正であります。

2 款事業費、2 項 1 目施設整備費については、当初ダム関連工事として田口地区内で予定していました、田口地区内の下水道工事との事業間執行調整で、長江地区で工事をする事によったというものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、310 ページをお開きください。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金につきましては、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

5 款繰入金、2 項 1 目基金繰入金 1 節基金繰入金につきましては、歳出で説明したダム関連での川向加圧ポンプ場の取壊しにかかる費用を基金繰入で賄い、設楽ダム工事事務所より工事完了後補償されるものであります。

7 款諸収入、1 項 1 目雑入 1 節雑入につきましては、水道施設公共補償費について、小松地内の導水管移設工事が、地元調整により今年度の工事区間が減少することになったため減額補正するものであります。

8 款町債、1 項 1 目水道事業債 1 節水道事業債につきましては、第 2 条の「地方債の補正」で説明したとおりであります。

続いて、議案第 84 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第 2 号)」について説明しますので、318 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額それぞれに 4,610 万 5,000 円を追加し、予算総額を 4 億 4,428 万 4,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、328 ページをお開きください。

2 款事業費、1 項 1 目施設建設費 14 節工事請負費 4,600 万円は、2 本の工事に要する補正です。具体的には、管渠布設工事の岩掘削の変更が生じたことによる増額と、舗装復旧工事として道路管理者との調整の結果、国道 257 号の舗装復旧を施工する必要が生じたことによる補正であります。

歳入について説明しますので、326 ページをお開きください。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金については、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。ただし、一般会計の歳入で説明したとおり、ダム対策費負担金として工事費の 8 割が含まれております。

議案第 85 号「令和 4 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第 3 号)」について説明しますので、331 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 430 万 1,000 円を追加し、予算総額を 8,963 万 9,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、341 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 17 節備品購入費につきましては、現在使用していたプリンターが故障したことによる補正であります。

2 款医業費、1 項 1 目医業費 10 節需用費につきましては、PCR 検査試薬代に要する補正であります。

12 節委託料につきましては、コロナウイルス検査の増加が見込まれるため、増加に伴い産業廃棄物処理委託も増額補正するものであります。

歳入を説明しますので、339 ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項 1 目国保診療収入から 4 目一部負担金については、歳出で説明した医薬材料費として PCR 検査試薬代に対する診療収入の補正であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金については、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

最後に、議案第 86 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第 2 号)」について説明しますので、344 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ 430 万円を追加し、予算総額を 1,018 万 6,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、354 ページをお開きください。

2 款財産区事業費、1 項 1 目財産区事業費 11 節役務費につきましては、森林国営保険料の不足補正であります。

12 節委託料は、治山工事の遅れにより間伐事業が見送りになったことによる減額補正であります。

14 節工事請負費は、予定していた中山地内の作業道舗装工事施工箇所にクラックが入り、施工不良となったことによる減額補正であります。

24 節積立金につきましては、立木の売払収入等、歳入歳出調整により財政調整基金へ積立てを行う補正であります。

歳入について説明しますので、352 ページをお開きください。

1 款財産収入、2 項 1 目財産区生産物売払収入 1 節財産区生産物売払収入につきましては、間伐事業による立木の売払収入であります。

2 節財産区土地売払収入につきましては、県道津具大嵐停車場線の災害復旧工事に伴い土地を売り払った収入であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

議案第 80 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 5 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 251 ページ、民生費の委託料……ごめんなさい、2 目の障害者福祉費の区分 12 節かな、委託料の業務委託料の学校介助員派遣事業委託、さっき説明をしていただきましたが、とても早かったのによく分からなかったの。どうして補正が必要になったのか、どのような介助をしていただける方なのか教えてください。

町民課長 今回新たに補正をお願いした案件ではございますが、今現在名倉小学校のお子さんに対して先生と支援員さんで給食を与えているのですが、飲み込む力が低下してきて、なかなか先生たちも素人ですから、そういう子どもへの食事の提供に慣れていないところもあって、学校との協議の中で専門の方を入れたほうが良いという判断になりました。そこで、社会福祉協議会のヘルパーさんを派遣して食事を提供していただくように、給食の時間帯だけ行ってもらう。その費用を今回上げさせていただいたというものになります。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

4 原田(直) 1 点納得できないのでお聞きしますけれども。水道の、長江地区のやるやつが、水源地域整備事業の補助金から外れたと。第 2 簡水は水源地域整備事業の中に入っているはずですので、事業間調整という言葉が私は変だと思います。それならばその分だけ増額してもらいたいと理解をするのですが、なぜそういうふうになったか教えてください。

生活課長 長江地区につきましては、確かに水特事業の中の地域には入っておりますが、長江の水道が水特の対象事業ではありませんので、そちらは水特事業としてお金はもらえないということで、外れております。

以上でございます。

4 原田(直) ということは、当初予算の計上が間違っているということという理解なのですか。初めからそこはやるつもりではなくていたのか、普通やる場所を決めて、水特の補助金の申請もやるはずだと思うのですが、それを、外れているのでやらないと切り替えるというのは、当初予算の進め方が違っていたという理解になるのですが、そういうことなのでしょう。

生活課長 今年度の水道事業は、当初田口地区で事業をやることにしておりますが、そちらには水特事業として入っておりますが、工期が去年の事業であまりにもかかったこととか、いろいろな要因がありまして、田口地区で水道事業ができなくなりましたので、その代わりに長江地区の事業を進めさせていただきましたので、長江地区で行う事業は水特事業の対象ではありませんので、今回外させていただきましたということでございます。

4 原田(直) 確かに、第二簡易水道の整備自体なら、どこでやろうと私はいいと理解をしているのですが、金がないからやめたということなら、ぜひ愛知県に対して要求をするべきだと理解しますので、その辺もう一度よく熟考していただきたいと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

11 加藤 とても早い説明をしていただいたので、あれなのですが。259 ページの飼料価格の高騰対策の支援金、何件くらいあったのかなというのが1点です。

もう1点は、269 ページの閉校式典事業実行委員会交付金というのは、津具と田峯小にそれぞれ10万円ずつというふうに理解をすればいいのかなと思いましたが。大きな事業に関わって、来年度予算までのお金だと思いますけど、主な用途はどんなことを想定してみえるのか、お願いします。

以上です。

産業課長 設楽町内の酪農経営をされている方は、今のところ9か所ございます。

教育課長 269 ページの閉校式典事業実行委員会交付金の件です。言われましたとおり、田峯小と津具中の件です。現在、閉校式典や閉校記念誌の作成などということで、実行委員会を作って地元で協議をしていただいております。田峯小は既に実行委員会ができている、津具中はもう少しでできるという段階なのですが、そういう中で、年度内でやれる事務消耗品だとか、通信運搬費、役務費的な部分というものを想定しております。10万円の根拠は、と言われちゃうとなかなか苦しいところなのですが、今後どのようなことをやられるか、どんな大きなことをやられるか、どんなふうに進められるかということも、それぞれの学校で異なると思いますし、対象地域の人数の違いで実行委員の数も違ってくると思いま

すので、それをイコール10万、10万でやってしまうのは心苦しいところがありますが、まずはそういうところで、しっかりと地元で締めをやっていただくという意味で載せさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

7 金田(文) 同じページでお願いします。269ページの、小中学校LAN整備事業で、さっき家に帰ってもタブレット端末が使えるようにというように聞こえたのですけれども、ちょっとここについて詳しくお願いします。

教育課長 アクセスポイントの設置が必要ということで、子どもさんたちのエリアはほぼ網羅しているのですけれども、先生方に今回タブレットを全員分配付をさせていただきました。先生方が主に使われる職員室のエリアは、子どもさんがそこでタブレットを使うことはないという想定で整備をしておりました。そこでやればよかったじゃないかと言われたらそれまでなのですけれども、それを網羅する必要があるのであります。どうして先生方にアクセスポイントが必要なのかということなのですが、タブレットの中に、Google Classroomというソフトを入れて、子どもさんたちはそれを授業の主体として使っております。先生方もそれと同じ学習ソフトのネットワークに入らないと事前の準備だとか、子どもさんたちが作った物などを閲覧することすらできず、採点もできないということで、そのネットワークに入るには、アクセスポイントで入らなければいけないということで、一部ではその教室に移動をして夜作業をしたりだとかをすることもあったということで、それではいけないということで円滑に職員室でやれるように整備をさせていただくというのがこの計画であります。よろしくお願いします。

議長 ほかにございませんか。

3 七原 265ページのところで、町営住宅の修繕ということでシロアリという言葉が出てきたと思うのですけれども、これ、昔からシロアリが住宅に出ると、その住宅を直して、シロアリ駆除屋さんを呼んでシロアリの防除を行い、新たな保証書を切っていただいて10年保証というのをたしか役場に出してというのをその都度やっていたと思うんですね。どこがどうだという把握も難しいと思うのですけれども、設楽町もシロアリというのがスタンダードな昆虫になってきた感じがします。ここの役場もそうですけれども、大断面の集成材を用いて建てた杉平向住宅とか、そろそろ保証が切れるような時期になると思うんです。たしか、10年だと思ったのですけれども。シロアリの防除というと、なかなか人が住んでいる状態だとやりにくいものですから、今後、町営住宅に関して、計画的に順に防除を進めていくということをやっていないと、なかなか。私、業者で行ったときもそうですけど、伺うと、なんでシロアリ湧くの、みたいなことをよく言われて、俺が建てたんじゃないよ、と言いたいことも多々あったのですけれども。そろそろそういうことも計画的に、シロアリの駆除・防除というものも、防水とかそういうものと同じように計画的にやっていったほうがいいかと思うのですけれども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

建設課長 議員が御指摘のとおり、シロアリの被害が1回出てしまうと費用も莫大なものになってしまうということが想定がつきます。今回そういったシロアリの被害が確認できたものですから、補正のほうで上げさせていただきました。今後のことですけれども、やはり議員が御指摘のとおり、ある程度計画的にやっていく必要があるのかなとは考えておりますので、今後、外壁の塗装だとかそういうこともありますので、全体的にシロアリも含めて計画的にやっていきたいと考えております。

議長 ほかにございませんか。

1 原田(純) 259 ページの2目18節、粗飼料価格高騰対策支援金のところですが、牛1頭についてどれだけの補助金といたしますか……

議長 1番、起立によって発言をお願いします。

1 原田(純) ごめんなさい。すみません。牛1頭についての補助額をお聞きします。

産業課長 この支援事業につきましては、1月1日施行という予定で、乳用牛、乳牛ですかね、これが1頭当たり2万1,000円。繁殖牛が1万2,000円、肥育牛が5,000円という形で支援をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長議案第80号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第81号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 287 ページの傷病手当金ですけれども、これ、よそだと、令和2年1月1日以降のコロナ発症者に適用されるという理解だったと、たしか、説明もそのようなことを言われたような気がしているのですけれども、それで間違いがないか確認をさせてください。もう1点、どの程度、今現在でおおよそ何人くらいみえるのかお教えいただきたいと思えます。

町民課長 令和2年、制定されたのは今おっしゃったとおりなのですが、実は予算措置がされておりました。そのため、今回10件分ということで新たに予算

措置をさせていただいたということです。制定されてからこの制度で保障を行ったことはまだ1度もございません。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第81号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第82号「令和4年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第82号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第82号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第83号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 312ページお願いします。生活課のところの真ん中の欄の需用費、修繕費、長江地区のということ、さっき説明があったと思うのですが、その下にある「資本的収支分」という用語について説明をしてください。

生活課長 「資本的収支分」という区分けをしておりますのは、施設等の財産として資産価値のあるものを作ったときの区分であります。対しますのが、水道水を作



るのに必要な通常のコスト費用とは別に分ける用語で、「資本的収支分」ということで区分しております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

11 加藤 これも説明があつて、僕が聞き落としたのかもしれませんが、同じところ、312 ページの光熱水費のところの補正なのですが、大変高額な補正なのですが、この理由って、おっしゃってくださったのかも分かりませんが、申し訳ないですが、聞き落としかもしれませんが、お願いします。

生活課長 電気代が今年に入りまして、おそらく原油等の値上がりで高騰しております、特に水道なのですけれども、水道水をポンプで送る関係でポンプの駆動でかなりの電気代をくいますので、そちらで電気代がかかっているということで補正をお願いするものでございます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 83 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 84 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 328 ページお願いします。2 款事業費の 14 節工作物（補助事業）、管渠工事と書いてあるかな。4,600 万円ですよ。こんなに大きな額の補正が出てきた理由を教えてください。

生活課長 説明させていただきます。まず、町道町浦西貝津線と言いまして、田中さん宅から田口高校までの下水道工事なのですけれども、そこで工事を行っていたところ、岩が出てきまして、その掘削費用に 400 万円あまりの費用がかかるということの補正と、それから、坂宇場津具設楽線の田口モータースから長江に行く間を今下水道工事をしているのですけれども、そちらがも岩盤が出てきて、その岩掘削による費用ということで 1,400 万円あまりの増加をお願いしたいということ。それから、先ほど副町長の説明がございましたが、国道 257 号線の角や旅館の前

から月新堂の間の下水道工事を今やらせていただいておりますが、皆さん御存じのとおり、下水道工事をして仮復旧をした舗装面がかなりでこぼこでございます。この前の集落座談会の折にも、かなりでこぼこで卵が割れるみたいなことも言われましたので、今回そこをきれいに本復旧するために2,800万円の工事費ということでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

7 金田(文) 補正が出た理由は分かりました。今の舗装がでこぼこだというのですけれども、ほかの工事区間に比して、そこだけがへたくそにできていたということですか。

生活課長 その仮舗装がへたくそでこぼこだというわけではありません。仮舗装をすると、なにがしかの沈下があってでこぼこになるものですから、その後に本舗装を行うのですけれども、そのタイミングとして本舗装を今回お願いしたいということの補正でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

議案第84号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第84号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第85号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第85号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第85号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 86 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(敏) 先ほどの説明で……ごめんなさい、354 ページです。作業道の舗装工事で、中山地内、中山線ですか、舗装のクラックが出たために 147 万円減額になったというのですけれども、意味が分からないので詳細を教えてくださいのでも。

津具総合支所長 場所は、以前通行止めになった広域農道の、津具から名倉へ行くところで崩れた所があったのですけれども、その工事中道路を山のほうに開けたのですが、そこを間伐のために舗装をかける予定だったんです。ですけど、現地を見に行ったらところ 1 メートルくらいの深さにクラックが 7～8 メートルくらい入ってまして、そのまま舗装をかけてももたないということで、管理回収をかけまして事業を見送ったというかっこうになります。

6 金田(敏) そうなると、道路みたいに山が動くということはないわけですね。

津具総合支所長 今、そういう状況を確認中です。森林組合さんが関係してまして、聞いたところ湧水がたくさん出るということで、水抜管とかも入れてあるのですけど、やはりそこを水が走ってクラックが入ってしまうという状況でして、今は土嚢でそちらに崩れないように対応をしておりますけれども、様子見の状態です。専門の土木業者さんとかに見てもらおうようにはしているのですが、なかなか忙しくて現地に上がってもらえないということで。打診はしております。

6 金田(敏) 最後ですけれども、最悪の場合、また広域農道が通行止めになるなんていうことはないですね。

津具総合支所長 現状、私がこのクラックを確認をしたのがこの 6 月です。そこから今状況がどうなっているかということを確認をしに行くのですが、現在その状況はあまり変わっていません。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 86 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 大変お疲れさまでございました。  
以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。  
これにて散会といたします。

散会 午後 6 時36分